

意見を徴するに至りしことも、亦當然の歸趨であつた。

### 三 青島問題と米支人共謀の周到なる 繼續的外交と日本人の不用意

一九一九年の巴里講和會議に於ける青島問題に關して、一時は、列國の同情は、全く支那側に集り、青島は、見事に完全に、其の儘支那の領土に復歸し、日本は支那の此の恢復せる領土から、一日も早く、其の軍隊及其官衙を引き拂ふべしと命せられんとするが如き危険なる破目に陥つた。若しも、斯る事が出来たならば、日本は何んの爲に、青島にて日本の人民を殺し、獨乙人を害し、戰爭なぞしたのであつたらうかと云ふような悲惨なる國民的悔悟となり、日本の全權が、大袈裟に數十人の隨員を伴ふて已里に乗り込みした事などは、世界の物笑いとなつたでもあらうと思はれた、今日より顧みても、眞に戰慄す可きことであつた。

斯る外交的不始末を生ずるに至つたのは、蓋し日本の政治家の過失であり、又新聞の不注意であり、又全國民の責任であつた。少しく其の理由を述べて見よう。

支那が、大戰の終りに近く愈々獨乙と交戦せんとするや、開戦の布告を中外に發した。但し支那は、軍隊を歐洲戰場に出して戰爭したわけではなく、其他の地方又は水面に於て、支那は獨乙と戦つた事は、一日でもないのであつた。歐洲には、唯だ支那の苦力クワリを出せるのみであつた。

支那は、英佛等の側に立つと同時に、外交上には、頗る用意の周密なるものがあつた。即ち「獨支の開戦關係と同時に、獨支間の一切の條約は消滅す」と云ふことを、列國に向つて、正式に通告したのであり、支那の大統領の命令を以て、國內にも、之れを布告したのであつた。其所に、支那の巧妙なる外交が潜んで居つた。在支の米人は、此事に關して、支那政府を援助し、助言しつゝあつた。有名なる米人ミラー氏の如きは、支那人の爲めには、一切の智囊として、働いて居つた。之れ世界人の周く知れる所である。

日本の當時の外務大臣は、之れに對して、何等の處置を取る事を知らなかつた。當時の外相は、後藤新平子であつた。當時の内閣員も、當時の兩大政黨の政治家たちも、此件に關して、當時何等の心配もしなかつたのであり、之れは、確かな事實であつたこそ奇怪であれ。

日本の新聞紙や論客記者も、余れ關せず焉であり、日本の自稱國士も、愛國家も、平氣の平左で済して居つた。



余は、當時「國際法外交雜誌」に、毎號「國際時事」を短評し、此事を掲げて、日本人の爲めに、注意を喚起したのであつたが、其の聲が小さ過ぎたものか、少しも世人を動かすの力とならなかつたのである。

支那人は、右の對内外の聲明を以て、「青島は此時以來、支那に復歸したり」と悦び勇んで居つたものである。

支那人は、米人と共に、此の悦びを持續し、戦の終るの日を靜かに待つて居つた。一九一八年十一月を以て、戦は終つた。支那人は、米人と共に喜悅して、愈々本舞臺の巴里に乗り出し來つた。彼等は、巴里に於て、列國人の間に活躍し、列國人をして、「成る程道理ある主張なり」と思はしめた、終に巴里の最も有力なるタン紙上に、其の詳細なる意見が紙面を填めて掲げらるゝ迄に成功し、最早全勝は支那側に在りとして、日本人の窺狀を冷笑しつゝ、日本を呪へる列國人と共に、「日本全權は如何するであらうか」と靜かに眺めつゝ、あつたのである。事情や斯の如し。此の事實は、世界外交史上の史財として掲げて價值あるものなるを惟はしめる。

遺憾乍ら、支那人米人の外交は、頗る巧妙であり、日本の政治家は、迂濶であつたことを認めざるを得ない。但し其の責任は、全權及其の一味と云ふ如き一部の人のみにはあらずして、全日本の人民

に外交上の智識乏しかりしことに歸する。此事たる後來の爲めに戒むべき一大事件也と云はざるを得ない。斯る場合に於て不注意なることは、國民の蒙むる損失、實に甚大なるものがあることを省慮すべきである、國民の爲めに、余は此の苦言を呈して其の後來を警める。

#### 四 世界平和保障の機關としての 赤十字社聯盟の創設

##### (一)

一九一八年十一月十一日、世界大戰の終了するや、各國の識者は、互に世界平和確保の爲めと稱して、其の各々適當と思はるゝ方案を發表した。其の中にて、(一)リーグ・オブ・ネーションズ、國際聯盟(二)インターナショナルレド・オブ・コンフェレンス、勞働會議(三)リーグ・オブ・レッドクロス、ソサイエチス赤十字聯盟は、世界人の讃成を得て、現世界に成立すること、なつた三大機關である。

右の三者の中、(一)は、「締約各國は、戦争に訴へざるの義務を承認しつゝ、(リーグ・オブ・ネーションズ前文)、世界人に依りて創設せられたものであり、(二)は、「締約國は、正義人道を旨とし、世界



恒久の平和を確保するの冀望を以て、左の條件を協定す」(國際勞働規約第一款前文)として、成定せられたものであり、(三)は、「人道を重んずる事が世界平和の根本義」なる所より、世界人に依つて設立せられたるものである。

一言にして云へば、政治、社會、及人道の三方面より、世界に、三大平和機關が大戦争以後創設せられたのであつた。

## (II)

(一)リーグ・オブ・ネーションズ即ち國際聯盟は、主として、英明なる米のウエルソン大統領の主張によりて成り、英佛人の努力之れに加はり、列國人も亦此の問題に關して色々と主張を提出したのであつた。之れ當時歐米人周知の事實である。但し日本人はウエルソン一人の事業の如くに見る風がある、其れは事實を知らざるに因する誤である。

(二)の勞働條約は、當年の一大政治家にして會議の議長たりし、クレマンソー氏が當時佛國議會にて爲せる演説によれば、主として、佛國政治家の主張せる所によりて成りしものである。日本人は、此事を知らざるもの多きが如し。

(三)のリーグ・オブ・レッドクロス・ソサイエチスは、本著者が發案せる意見を基本とし、當時著名なる米國赤十字議長にしてモルガン、商會の有力者たるデヴィソン氏の努力によりて成りしものである。此事は既に權威ある世界的雜誌によりて認められつゝある。(一九二六年一月の Words Health) 一九二六年十月赤十字聯盟發行の「セコンド・オリエンタルレッド・クロス・コンフェレンス」及一九二九年四月乃至六月號のウォールズ・ヘルス參照)

大戦以後、世界平和確保の爲めに、西半球の新舊の三大陸及古き大陸たる亞細亞大陸の人々が、如何に其の努力を此事に捧げたりしかを知るべきであり、世界は、此等の人々の努力を十年後の今日に於て、更めて承認し感謝して、然るべきである。

## (III)

國際聯盟は、尊重すべき世界的重要な機關である、此の機關は、十年以來、平和の爲めに努力を傾注し、其の効力は多大なるものがある。併し乍ら、遺憾なことには、此の聯盟の成立して以來、歐洲、亞弗利加及亞細亞には、大小の戦争は屢々生じた。戦争に等しき暴刀行使も、亦屢々生じた。同條約に依りて、「戦争に訴へざるの義務を認めつある」各國は、其の實行を約束通りに完全になし得なかつ



た事實が、全世界に現はれたのであつた。凡そ人類の性質が變らざる限りは、絶対に戦争なしと云ふ事は到底六ヶ敷いこと、言へる。空想にあらざる限りは、事實を離れて、此の人間の社會を勝手に放題に判斷するを得ない。

國際労働會議は、尊重すべき世界的會議である。多數人民の困難窺乏に伴ふ現今の労働状態は、世界平和協調を危殆ならしむるが故に、「労働規約前文」此等多數人を救ふ事は緊要であるに相違ない。併し乍ら、労働會議の行はる、度毎に、各國人の間に、反目衝突の行はる、は、世界人の既に周知する事實であり、端的に其所に平和の破れつ、ある事を、我等人類は、非常に遺憾とするものである。  
赤十字社聯盟リダグ、オプ、レッドクロスに至つては、然らば其の効果は如何である乎。

## (四)

赤十字聯盟リダグ、オプ、レッドクロスは、今や世界五十四ヶ國の赤十字社之れに加盟し、平時に世界人道の爲めに盡し、人類の健康増進と疾病豫防とに向つて貢献しつ、ある。大戦前の過去には、赤十字は戦争のありし場合に於てのみ唯だ單に傷病者を救ふ事を目的となして居り、平時には、國によりては、唯だ自己の隨意にて、極めて小規模に、肺結核の豫防を爲す程度の輕微の事業でありしものが、一九一九年以來の赤十字に至

つては、全世界相應して、平時に、不斷に、有ゆる疾病の豫防、人類健康の増進苦痛の輕減に向つて努力し、全人類の敵たるバチルスバチルスを征服し、疫病を討滅し、平和の世界を創造するに努力しつ、ある。其れのみならず、世界に、少年赤十字(Junior Red Cross)と云ふ人道上の新機關が大戦以後に成立し、米國の如きは、六百萬人の少年之れに加はり、日本の如きは、一百五十萬人の少年之れに加入し、此以外に全世界に存在し、全世界に亘りて一千二百萬人の少年會員を有し、人道の事業を、内外に向て行いつ、ある。而して、國と國との間には、各國少年間の親密なる通信交換せられ、世界の少年間の國際的理解之れによりて成らんとし、友愛之れより厚く、世界の平和其の者を、少年社界に實現しつ、ある。之れ決して誇張の言ではない。赤十字聯盟は、即ち其の創立の目的の通りに、世界の平和に貢献しつ、ありと云ひ得可きである。

此の重大の人道的新事業に關して、世界の一般人が、國際聯盟其者の如くに、其の注目を傾倒せざる風あるは、文明の爲めに遺憾である。今日の赤十字の事業は、半世紀前即ち一八六四年のアンリー・デュナンデュナンの事業に比して、一層人道的に有効にして、一層平和的なるものであることは否み難く、ノーヴェル賞金以上に價する平和事業也と云つても過賞ではあるまいと思はれる。

## (五)



若しも全世界幾億の少年にして、委く此の「少年赤十字」を構成し、「少年世界の平和」確立に努力し、之れに成功したならば、而して其の儘に、人類愛の精神を引續き其の向後に持續して、やがては、主權ある國民となつて、其の平和事業を行つたならば、理論上、世界は、必然に、一層有望なる平和界に到達せざるを得ないのである。何人と雖、此の理論は、無視するを得まい。

ウエルソン大統領は、曾て佛國の荒廢地ランスにて、其の荒廢せる有名なる古き寺院を訪へる折、演説して曰く、「平和は人道より生ず」と。其の言は、萬古に輝く可きである。

平和は、不戰條約より生ぜず、軍縮より生じ得ない。蓋し此等は、政治家の翻弄する、一種の形式的、外交策に過ぎないからである。

余は、余か此の創立の發起者たる所より、或は手前味噌には聞へるとしても、日本人として敢て公言し、此の新に成れる赤十字聯盟の爲めに、世界平和の爲めに價値ある機關なるを聲言し、其の未來を祝福するものである。

## 五 世界赤十字界の一大革新と 日本人の寄與

一九一九年五月五日の吉日を以て、赤十字聯盟規約は、巴里に於て、五大國赤十字代表の間に調印せられた。(規約原文は日本赤十字社に保存せられてある) 此の規約は、一八六四年以來の赤十字の事業を、更始一新せしめたるものであり、世界人類文化史上の一顯著なる事業なりと稱して、決して誇張の言ではない。

此の世界的平和機關の成立に付ては、決して、何の故障もなしに、簡易に、成立したのではなく、其所に、相應に各國人の努力がある。余は大戦中から、即ち一九一八年の夏から、休戦中即ち一九一九年の五月に亘りて、列國人の間に、此の事に付て、言論として主張し努力したものであり、米國人は、數百萬の巨費を投じて、之れが成立に努力したものであつた。

大戦中、徳川慶久公に従ひ余の歐洲にあるや、余一箇人としては、一九一八年の八月以來、巴里、ロンドン、ローマ、瑞西等に於て、歐米人に面接して、此事を主張したのであり、初めには、口頭を以て、平時に赤十字事業を、國家間の條約を以て、行ふの必要を説き、後には、文章を以て主張し、又は雑誌に論文を掲げて、世界の輿論を作るに努めたものであつた。穩かな事業ではあるけれども、決して一朝一夕に、スラッと出来上つたものではない。列國人の中にて、初めから余の见到對して、直ちに賛同した人は、意外にも少かつた。余の言に應じて、賛成したのは、白耳義の戦線に於て、白



耳義に於ける一人の米國赤十字代表者に會見したりし折、此人と此の事を話合した際に、其の賛成を得たのであり、其の他は、ジュネーヴにて、國際赤十字委員會（インターナショナル・レダクショナル・ソサエティ）が、慰問使徳川公一行の爲めに催せる宴會のありし折に、同委員の一人たりし有名なるクラメル嬢唯一人が、賛成せられたのみであつた。其他の人は、直ちに反對したり、又は冷評したり、或は無感覺の風であつた。以て此の問題に關する當年の歐米人の意向心裡を知るべきである。

一九一八年十一月十一日の休戦を機會として、余は米英佛伊の四國の赤十字本社々長に宛て、祝辭を送り、同時に、「向後は亦十字の人道事業を、平時に於て、不斷に行ふの必要なるを」力説したのであつた。米國赤十字の有名なるデビン氏は、直ちに此の必要を認めて、返書せられた。余は此の文書を今日も保存しつゝ、ある、英と伊の社長は、少しも此の要否に觸れないで、唯だ平和を賀するの回答を余によこした。

然るに米國の赤十字議長は、一九一九年二月中旬に於て、英米佛伊の四大國の間に、赤十字革新の爲めに、國際會議を開かんことを企てた。米國の全權ウイルソンは、四大國以外に、日本を加へるの可なるを唱へて、有名なるハウス大佐をして、日本の在佛大使館に宛公文書を送りて、「日本よりも代表を送られては如何」と云ふ事を以てせられた。余は此の文書を見て此の事實を知つたのである。

余は、當時徳川公とは別れて、獨り巴里に在つたが、日本赤十字社の電命によりて、此の會議に、日本を代表して加はること、なつた。余は此時以來、口に筆に、大いに日頃の自説を、列國人の間に主張し、有爲の人物米のデヴィソン氏を助けて、赤十字の世界的革新に付て、奮進努力したものであつた。二月より五月にかけて、巴里、佛のカンヌ、ジュネーヴと、米國の經費を以て屢々赤十字會議は開かれ、専門家を混へたる會合に於て、討議に討議を重ねた。余は唯一人の日本人として、佛英米伊人の間に伍し、相當骨を折つたものであつた。勿論彼等に追隨することなどは大嫌であり、好い可減の事を云つて、其の日其の日を過すような無責任にして意氣地のない事などは、余としては爲し得可くもなかつた。不十分ではあるけれども、英佛の二語を以て彼等と接衝し公衆の面前に、折々は演説も仕なければならず、仲々に心勞のものであり、外人と伍するのが、いやになるともあつた、但し固き決心を以て、世界的の新事業の爲めに、數ヶ月間従事したのであつた。若しも、余の初めより、主張せるが如くに、「國際條約を基礎とし、各國の權利義務として、赤十字の新事業を行ふ可し」と云ふとが、實行せられず、彼等英米佛伊人等の云へるが如くに、唯だ單に、五國赤十字社代表同士の相談づくにて、此の新事業を爲すのでありしならば、其れは、従前通りの仕事であつて、何等革新的のものでなく、何等顯著なる人道事業ではなく、又從來より存在せる「赤十字世界同盟」（アリアンズ、ユニヴェルセル、レダクショナル、グロブアル、ユニオン）を無



視したる不法にして餘計な行道とさへなつたのであつた。幸にして、余の主張は、初めには四國人より更らに顧みられざりしに拘らず、後には、米人に依つて、必要視せらるゝに至り、進んで、ウヰルソン初め米國人の政治家の贊助に依りて、國際聯盟第二十五條と云ふものが、ヴェルサイユ會議中突如として同規約の中に、新に挿入せらるゝ事となり、茲に始めて、赤十字に關し、適法にして革新的なる新事態生じ、今日の如き、「赤十字の新社會」が世界に産るゝに至つたのである。

余の尊敬せる瑞西赤十字の人クラメル嬢の如きは、初めは、余に大いに友好を示され、赤十字の新事業に關し常に文通なぞせられたのであつたが、一九一九年五月、愈々赤十字聯盟の成立し、從來の「國際赤十字委員」(コミテ、アンテルナツヨナル)の外に、新に「國際的赤十字機關」の生ずる事となれるを見て、有明なる其の會長にして又瑞西の大統領たるアドール氏、其他學者數名と共に、巴里に乗り込まれ、先づ余を其のホテルに招き、(同嬢の當時余に宛た書簡は、今尙ほ日本赤十字の書庫に保存せられてある)、余に對して、痛く論難せられ、「之れ赤十字の革命也」と痛語せられ、非常に憤激せられた様子であり、余も此の尊敬する婦人の怒りを買ふて、頗る當惑し、靜に道理を述べて、物別れとなつた痛憤の場面さへ生じたのであつた。歐洲に於て、貴き婦人と論争するなどは、拙劣な社交ぶりであるけれども、實に已を得ないことであつた。

有明なる米の赤十字議長デビソン氏一家は、大戦中より余と親交ありて、デヴィソン氏の如きは、在佛中、常に余を其の友人に紹介するに、「余の最も親しき友にして、常に余を援助し呉れる人也」との言を以てせられた。此の人は、米國財界の有明なる一成功者であつたが、赤十字に付ても、米國の爲めに、偉大なる成功を爲し、巴里に在りし米人の間にも、隆々たる聲望があつた。但し事業家であつて學問の人ではなかつた。俊敏明透たる相貌を有し、言行快活大膽、一種の偉人物であつた。此の人なかりしならば、今日の新しき赤十字は、余の主張が認められたとした所で、一九一九年には未だ生じなかつたであらう。此人は、一九二三年活動餘りに激しかりしか爲めに、腦を病み、終りに骨骸を切解するの非常手段をさへ取らるゝに至つたのであつたが、病癒へず年齢五十四位にて不幸にして他界した。惜むべき人物であつた。余は、佛國サンカンタンにて、一日全々未知の一兵卒、(其れは米國から來れる兵卒)と、途上にて種々な話を交へ、デヴィソンの話が偶ま出しことありしが、「ドーダ、彼は一人物だらう」と、同兵卒は、デヴィソンを大いに賞めて余に談つた、其れを以ても米人の間に知られた人なることが好く分る。當時米人看護婦の歐洲に在りものは、無數であつたが、彼等は「デビソン氏」と云ふことを崇拜的に好く口にしたものであつた。總ての看護婦は、此人を崇敬して居たのであつた。



## 六 「ウォールズヘルズ」誌の論文中の一節

一九一九年（大正八年）ヴエルサイユ會議のありし際、ワグ、オフ、レッドクロス 國際聯盟條約は新に成立し、之と前後して、ワグ、オフ、レッドクロス 赤十字聯盟も新に設置せられ、「人道的國民の聯盟」として、世界の平和及人道に貢献する事となつたが、大正十五年は、其の成立以來最早第八年目となり、聯盟に加入せる列國赤十字社の數は、五十四社を算するの盛況に達し、而して聯盟の事業の執行關機たる理事局の理事の選出に付ても、改正を加へらるゝ事となつた。初めは、五大國赤十字より、五人の常任理事を出せしが、中頃此の以外の國から十人を取り十五人となり、五大國赤十字は、繼續して一名宛の理事を出すの特權を有し來つたけれども、今日以後は、此の特權を廢止せらるゝこととなつた。此の聯盟の成立に付て、從來聯盟書記局には、最初創立時の事情を知らざる米人の甚だ多かりし所より、恰も米人のみに依りて、此の新なる人道聯盟は成立したりしが如くに、彼等は勝手に世界に宣傳し、毫も他國の努力を顧みざる傾ありしを以て、余は此の重要な歴史上の事實を無視するを不當也として余の著書、「少年赤十字」の小冊子中にも、此歴史を詳述したのであつた。然れども、日本に於ては、余の同書に陳ふる所を以て、或は自己廣告の爲めなりと疑はれ、或は事實なりや否やをさへ疑はれたる人さへもあるが如き奇怪なる

現象が現はれて、余としては、斯る疑惑を招けることを、頗る遺憾に感じつゝ、あつたが、這回聯盟の世界的機關紙たる「ヴェル、ラ、サンテ」（佛文）及「ウォールズ、ヘルズ」（英文）の大正十五年一月號を以て此真相を世界に向つて明白にせられ、同雜誌上に、左記論文を見るに至りたるを以て、余は、茲に之れを翻譯して、我國の赤十字關係者並に一般日本人に報告し、以て余の曾て爲せる釋明の虚偽にあらず、誇張にあらざることを謹んで明白にする。（大正十五年）

### 赤十字聯盟機關紙「ウォールズ、ヘルズ」及「ヴェール、ラ、サンテ」大正十五年一月號の論文中の一節

（前略）「赤十字聯盟の設立に付ては、米國赤十字社々長の盡力に依りしものなることは、疑なき所なりと雖、然かも我等は、此の聯盟の由つて以て生ずるに至りたる根本觀念に關し、具體的の論述を以て、率先して主張したりしものは、日本なることを決して忘れてはならぬ。此の主張を爲したりしものは、實に、當時存立したる「五大國赤十字社委員」の一員であり、一九一九年三月に、カンヌ會議の開かるゝに先ち、（蜷川博士論文、「赤十字の未來の任務と平和條約」）國際赤十字雜誌一九一九年三月十五日發行、第一年第三號を参照せよ、一論文を發表し、平時に於て、赤十字社の行はざる可からざる重



要任務を論述し、各國赤十字社の間に、國際的協力を設置するの必要を宣言したものであつた」云々。

## 七 所謂「人種平等」問題と余の唱へたる

### 「國民平等」の主張

余は此の主張を爲して、各國全權其他有力者に訴へ、更らにアクション、ナショナル紙上に發表し、又去るに臨み、巴里に於て出版したる佛英文一小冊子中にも掲げて、各國人に送つたのであつた。

一九一九年四月の英文雜誌「イングリッシュ、レビュー」に掲げられたる英人マルコルム、ライオン氏の論文に曰く、「日本人は身の丈ケ五尺にして、其の色は暗褐色である、彼等は旋回砲の形をなしたる眼を有し、彼等は生の魚を食ふ、地中海に於て、彼等は獨逸の潜水艦を撃沈した、彼等は、米國、加奈陀、濠洲及南阿に於て排斥せられて居る、國際聯盟は、彼等を除外するを可とす」と、日本人に對して、何んたる嘲弄の言ぞ、斯る嘲弄は、現在に於て、一大過失であることを余は揚言する、色の白と黄とは、國民の價値を定むるに何等の價値を有しない、我等日本人は、東西文化の融和を爲すに多年努力しつゝある、然るに、西洋に於ては、唯だ東洋の經濟及政治問題に注目する以外に、何人

も東洋人の真相を究むるに努めない、茲に於てか、日本人の精神に關して、悲むべき誤解を生ずるのである、二千五百年以來、日本は平和に存在し、文化を樂める國民である、日本人は、過去には、「權利」の文字を知らずして、唯單に「義務」の文字のみを解して居たものである、人道博愛は、我等日本の宗教の精神である、日本人は、平和國民にして好戰國民にならざるを自信しつゝある、日本人が、露人及獨人と戦へるは、國民の生存權を確保せむが爲めのみである、此の權利は、歐米人之れを日本人に教へ、國際法が之れを承認して居るのである、我等は、世界の平和の擁護者である、此の平和は、正義と權利とを常に確守することに依つてのみ得らるべきものである、我等は、此の正義と權利とのみを要求する、讀者よ、願くば左の我等の主張を攻究せられん事を、

### 國民の平等（エガリテ・デ・ナシヨン）の主張

總ての人種、例へば黄人と白人とは、從來完全なる平等を以て取扱はれたであらうか、不幸にして然らず、基督教の相愛主義は、總ての人種に向つて公正に適合し得ないのであらうか、歐洲に於て、獨人の煽動に基き、「黄人禍」と稱する觀念の一時行はれたるは、何んの故であらう乎、此大戦争に際



して、黒人も、白人も、印度人も、黄人も、共に其の祖國を守り、共に其の文化を擁護するが爲めに、共同して行動し、正義と權利との爲めに、大いに戦つたではないか、彼等は、新理想の世界を建設するものとして、同様に對遇せらるべきものではないのか、人種によりて取扱を異にするが如きことは、爾今以後之れを廢止して然るべきものではないのか、平和とは、蓋し、國民間の平等を意味し、或は人種間の平等を意味するものである、然らば、人種平等の問題に付ては、苟も國際聯盟の仲間入りを爲す國民は、之れを不問に附すべきものにあらざるは、云ふ迄もないではないか、何故に、各國民は、講和會議に於て、之れを共同して研究しないのであるか。

## (II)

植民地を有する總ての國は、其の植民地に於て、其本國人と異なる種々の人種を包容しつゝ、ある、此等の國に對して、其の植民地と母國とに、同様の制度同様の行政を要求するは、固より失當である、凡そ一國內の全人民は、總て平等に取扱はるべきことを望むことは、正しいことである、佛國は此の平等論を以て立てる國である、併し乍ら、甲國が乙國に對して、此の平等を、其の乙國內の人民の間に敢て要望するは、之れ内政干渉である、總ての國は、其の主權の欲するが儘に、其の人民を取扱い

得る、若しも、文化史を研究するならば、優秀人民と劣等人民との間には、其の行政と其の取扱に差異あるを必然に見るのである、植民地に關しては、佛人の爲せるが如くに、母國との「同化政策」は、必要のことではあるが、乍併、此の同化は、急ぐ可らずして、漸次に之れを行はれざる可らざること、佛人の之れを経験せる所である、夫故に、優等人民と劣等人民との間には、必然に政治上に差別あることが、人類の平和と幸福との爲めに、尤ざる可きことなのである。

一言にして云へば、植民地を有する國に對して、總ての人種の平等を要求するは、現時に於ては、實行し得可らざることであり、之れを強いて主張するは不正であつて、國內的にも國際的にも、秩序を紊すに至るものであると云ひ得る。

彼の治外法權の法規は、現に存在しつゝ、ある、之れ土耳其對歐洲の關係に於て、文化の差異より生じたる結果である、國際法は、原則として文化國民にのみ適合せられる、夫故に、國際關係上、文明民族と文化劣れる人民との間に取扱に差異あるは、法律上現在事實であり原則である、夫故に、「國民平等」の法則は、同様文化國民の間に於てのみ主張せらるべき原則である、此の文化と否とは、人種の黄白によつて區別せらる可きにあらざるは勿論である、夫故に、「平等の主張」は、人種の問題にあらずして、「如何なる國民を以て文化國民と見る可きや否や」に依つて決せらるべき問題なのである、今や



巴里に於て、國際聯盟は成立せんとし、此の中には、總て大小の國民は包容せられんとしつゝある、此の仲間に入るものは、文明國民と認めらるべきものであらうか、若し然りとせば、此等國民は總て「平等の原則」に依りて取扱はれざる可らずとの結論となる、又若し、彼等は必ずしも文明國民にあらずとせば、如何にして、此等「國民の聯盟」を、國際法に依つて規定し得るのであらうか、之れ疑問である。

## (三)

一九一九年二月二十三日のル、タンに依れば、日本全權委員の附屬なる新聞班の班長は、「平等の原則」に關して、宣言を發して曰く、「此の意義は、唯單に完全に文化の程度に發達し、聯盟の仲間入りを爲し得るものと認められたる總ての國民を同様に取扱ふ可しと、我等日本人は聲明するに過ぎない」と、右の主張は、余が以上述べたる所と同じである、即人種に付て絶対に平等を主張するものとは、全然異つたものである、我等の主張は、文明國民間の不公平なる取扱を廢止することである、我等は、政治問題として、大國小國の區別あることを承認する、但し、大國は大國同士、小國は小國同士に、同等に取り扱はざる可らずと要求する、之れ公正である、斯くして、世界に平和はあるべし、一九一

九年四月十四日のル、マタンに、伊太利のオランダー全權は、「日本の主張には何等異議を挿むべきものなし」と、主張したとある、之れに對して、米國の全權は、「唯だ否な」と答へ、「多數は日本に賛成したりしにも拘はらず、米國は依然として「否な」と答へた」と記載して居る、米人は、國民平等の原則を否認せんとするのである乎、國際法の此の原則を無視して、如何にして世界に平和が確立せらるゝであらうか、余は米國を尊敬しつゝ、米人の言の非なるを遺憾とする、日本の全權は、正義を主張するものである、之れに對して、米國の態度は右の如くに不當である、何人と雖も米國の此の態度は之を承認しないであらう。

## 八 不衡權なる勢力の徹廢

余は米國のモンロー主義を廢止せしめんを、此の論文を巴里に於て公にし、各國人に訴へた、蓋し此の問題は當時各國の新聞紙を賑はしたものであつたからである。

一八七八年の昔し、バンズラヴィズム(汎スラーヴ主義)は、露土の大戦を惹起した、バンジエルマニズム(汎獨主義)は、這回大戦争の原因であつた、斯る不衡權の勢力を生ぜしむる政治上の主義は、世界の平和維持の爲めに、總て徹廢せらるべきものではないか、汎獨主義は、世界の平和を脅す、



我等は正義の國たる佛國を保護する爲めに、世界の平和の爲めに、斯る主義の廢滅を主張せざるを得ない。

我等日本人の中には、汎亞細亞主義又は東洋モンロー主義なるものを主張するものがある、之れ米人のモンロー主義に倣はんとするものである、乍併、此の主義は、我等の友邦の爲めに、世界の平和の爲めに、尤さる可きものでないと余は信ずる、此主義は、黃白人の争鬭を招くものであり、世界の平和を脅すものである、此主義の根元は、前述せる如くに、モンロー主義又は汎獨主義に在る。

此の主張は斷じて允す可らず、然るに、國際聯盟規約の中に、モンロー主義を認むるとは何事であるか、本來モンロー主義には、二箇の離る可らざる主張がある、「歐洲の事に干與せず」との事と、「歐洲人をして米國の事に干渉せしめず」との二事である、然るに、今日に於ては、此の二つの不可分事は分れ、米人は、國際聯盟の名に於て、歐洲の事のみならず、亞細亞の事にも干渉せんとしつゝある、而かも米人は曰く「此の主義は、合衆國人のみ允さる可くして、他の人民には斷じて允す可きものならず」と、(一九一九年三月二十六日のニューヨークヘラルドバリエ版)。

我等は、大戰中、米人が正義の爲めに戦へるを賞賛する、我等は、平和の建設に關しても、米人が公正、正義人道の上に立たんことを要求する。

若しも、斯くも變形せられたるモンロー主義を認むるものとせば、汎獨主義、汎露主義をも、亦同じく承認しなければならぬであらう、余の意見としては、總て人種的なる斯る種類の主義は、總て之れを全廢せしむべきものであると信ずる、斯くして世界に平和はある可し、之れに反して、若しも、米國の利益の爲めにのみモンロー主義を認むることとならんか、之れ、世界平和の維持の爲めに、至大の障害である。

## 九 赤十字の將來の任務と世界の平和

此の論文は、大戰の終りに近く戦線訪問中英米佛伊及國際赤十字委員に口頭にて説きたるものを休戦後國際赤十字委員の一人より具體的に一論文として提出せられたしとの要求ありしに基き、佛文に認めてシユネーヴに送附し、其の後ち遅れて、國際赤十字雜誌に掲載せられたものである、赤十字の平時事業を法律的の基礎に置く可しと余の固く主張せる點が、特に歐米識者に認められたのであつた。

### (一)

余は大戰中、味方の同盟及聯合國を訪問し、其の赤十字事業を仔細に視察したる後、大戰以來著しく發達したる此の人道事業は、各國民の協調を維持し、嫌忌すべき同胞の殺傷を豫防する機關として、



平時に存続せらる可きものなるを洞見した。

日露戦争以後、日本の赤十字は、其の社員の数の多き事と、其の事業の效顯ある事とに於て、實際世界各國の赤十字の頭目に算へられたのであつた。然れども、此の大戦争以後に於ける米國及歐洲の赤十字の發展に對比すれば、云ふに足らずして、大戦中、無數の普通市民は、各國赤十字の活動の爲めに、其の不幸なる運命より救はれたのであつた。此等の各赤十字は、過去に於けるが如くに、陸上及海上に於ける病傷者を救助するのみに止めずして、廣く其の人道事業を完成したのであつた。

斯くの如く、戦争に由りて發達したる此の人道事業は、戦争の終局と共に消滅せしむ可きものではない。之れをして、不斷に、永遠に、平時に發展せしむる事が肝要である。而して今や世界の人類は、平和の理想的締結を要望しつゝある。

以上に依つて之れを見れば、赤十字の將來の任務は明白である。

### (二)

赤十字の將來の任務は、如何なるものであるかを明かにするが爲めには、其の過去の發達は、如何なるものであつたかを知る事も亦大切である。之れが爲めには、二つの事柄を攻究する必要がある。

(一)はジュネーヴ條約、即ち赤十字條約の改訂の事であり、(二)は、此の人道事業に關して、各國民によりて行はれたる漸次の發達である。一八八四年、初めて締結せられたるジュネーヴ條約は、大博愛家アンリデーユナンの發案に成り、其の後世界の殆んど總ての國によりて調印せられたものであつた。而して一九〇六年に至り、此の條約は改訂せられたのであつたが、此の改訂は、日露戦争の結果として、實際上の經驗に基いて行はれたものであつた。蓋し條約に缺點があつたからである。斯くして、此條約は、完成に向つたけれども、然かも尙ほ、依然として戦争の負傷者を救恤するの原則に限られたのであつた。此の條約は、一九〇七年に至つて、之れを海戦に應用する事となつたのである。斯くの如くにして、赤十字條約は、陸より海に擴められ、人道の原則は、擴張せられたのであつた。

各國民によりて、赤十字の名を以て建てられたる「救恤協會」は、ジュネーヴ條約第十條に基いて成り、各國の陸軍の衛生補助機關として認められたのである。赤十字に對しては、一般に、法律又は命令を以て、戦時に於て救恤に要する人員及材料を平時に準備する事を、各々其の赤十字社に命令するものであるが、此の事は、戦争を目當として、赤十字社なるものは存在するものなる事を示しつゝある。夫故に、若しも戦争なきに於ては、赤十字は其の要なきに至るのである。天災時變に際して、赤十字の活動する事はある。併し乍ら、唯だ之れ單に副業たるに過ぎないのを、從來各國の常規となしつ



、あつた。

然れども、此の大戦争は、赤十字の事業に關して、幾多の變化を來さしめた。唯單に陸及海に於ける軍人を救ふことのみが、赤十字の目的となすものではなくなつた。廣く其の活動範圍を擴張して、普通の市民及俘虜を救ふ事となつた。但し、從來の條約は改められず、從來の赤十字社定款は、其の舊の儘に存在しつゝある。斯くの如き變遷は之れ何故であるか、之れ時代の要求であつて、「力の主義」よりも「人道の主義」の方が、優勢なるに至つた事を示すものである。

以上之れ赤十字事業の新方向を示すものである。

(三)

以上述べたるが如くに、ジュネーヴ條約は、戦時の負傷者、救恤事業の従事者、及衛生材料を、相互に尊重するの義務を、各國民に負はしめるものであり、戦時にのみ適用せらるるものである。他の言を以て云へば、該條約は、戦争の爲めに存在するに過ぎないのである。

人類の正しき行動としては、假令條約の存在なくとも、互に不幸の人に對しては、其人が敵であるにせよ、之れを人道的に取扱ふべきものである、人道の觀念に基いて成れるジュネーヴ條約は、交戦

者間に、人道的義務を嚴正に執行せしむる爲めに、尠からず有效のものであつた。

若し、戦時に於て、斯る義務が必要であるとするならば、平時に於ては、何故にこの義務は之れを行はしめないのであるか。平時に於ては、法律的意義に於て、人道の法則を確立し得ないのであるか。平時に於ては、唯單に道德的の義務として、之れを行はしめて其れにて足れりとするものであるか。例へば、講和條約の締結せられたるが爲に、外國に活動せる赤十字事業は、直ちに其の事業を中止しなければならぬのであるか。赤十字事業は、同一外國に於て、以前と同一の條件、同一の状態に於て、其の賞揚す可き事業を、續行する權利なしとなす可きであらうか。若しも、外國に於て、法律上之れが續行を禁止せらるゝならば、之れ人道に對する宣戰である。之れに反して、若しも法律的に此事が認めらるゝならば、之れ人道の勝利である。前者は反逆であり、後者は正義である。然らば、將さに、來らんとする平和時に於て、人道事業を續行するの必要なるを何人も了解するであらう。

同胞殺生に由りて生じたる流血は、眞に悲む可き事である。平時に於ても、悲痛の事件は生ぜざるにはあらず、天災時變又は疫病の如き即ち其れである。此の四年以來、各國の赤十字は、佛人又は白耳義人の避難者、即ち何れも殘虐なる獨逸人より逐はれたる普通の市民を救恤した。若しも、戦時に於て此救恤の權利ありと云ふならば、平時に於ても、同じく此の權利なからざる可らず。災害には、



種々の異なる原因がある。然れども、これによりて生じたる災禍に付ては、常に苦痛を伴ふ。

夫故に、戦時に於てのみ、獨り不幸の人民を救ふべしと云ふは正しからず、人道は、世界的である、絶對に公平なるを要する。

世界の現状は如何であるか、平和か將た戦争か、現時に於ては、人は異口同音に平和を要求しつゝ、ある。最高文明ある人民の間に、今や「國際聯盟」と名付くる新しき制度は研究せられつゝある。之れに依りて、永遠の平和は作られなければならない。若しも此の制度にして實現せられたならば、聯盟の仲間の間には、最早戦争は起らざるべき筈である。此時に至つたならば、ジュネーヴ條約は如何になるであらうか。確かに赤十字條約は「不使用」に陥るであらう。然らば、今日に於て、此の過去に極めて重要なりし條約に對し、適當の方法を講ずる事が、必要となるのである。之れジュネーヴ條約改訂の必要なる所以である。

## (四)

赤十字の將來の任務は何であるか。赤十字は、向後人類の不幸を輕減する事を、其の不斷の目的となすに至るであらう。之れ、「國際赤十字雜誌理事局」の尊敬す可き人々の立説せられたるが如くであ

る、(赤十字雜誌第一卷第一頁)

然らば、如何にして此の目的を達すべきであらうか。之が爲に、如何なる方法を取るべきであらうか。唯單に仁惠の範圍内に之れを止むべきか、勿論之れ可能である。然れども、之では法律的ではないのである。法律的にあらざるものは確實性を缺く。若しも、唯仁惠の範圍にのみ委するとしたならば、之れは、餘りに道德的の普通の結果を生ずるに過ぎずして、從來斯かる事は、久しきに亘りて世に存在した所である、余の見るところには、其所に法律的なる且つ重要な意義を附するが爲めに、國際條約の締結を必要となすのである。

國際私法の原則に従へば、醫師の職業は、外國に於いては醫師として認められないものである。余は此の問題に付て、茲には深く之れを論ずるを避ける。余は茲に、此の戦争以來、各國よりして、正義正法且つ必要として認められたる赤十字の事業に付てのみ論ずる事とする。

若し、人道に依りて、交戦國民の間にも、戦争の慘害苦痛を大いに輕減する事を得るものとせば、平和時に於ては、各國民の間に、尙更其の友誼同情を固ふし得可きである。ウエルソン大統領の言はれたりしが如くに、「平和は人道より生じ、利害より生ぜず」(マンチエスターに於ける演説)、然らば人道の要素たる赤十字は、世界を通じて、其の博愛人道を行ふが爲めに、法律的に其の安全を享受し



得なければならぬ事は明白、何等の疑なき所である。全世界は、今や現に、平和と幸福の支配を希ふて已まないものである。

余の意見としては、文明國民の間に、各國に於て、赤十字の行動を自由にし、人道の權利を確立するが爲めに、平時に適用せらるべき數項の條約を締結するを要すとなすものである。

其の條約の項目中、重なるものを擧ぐれば、即ち左の如きものである。

(一) 天災又疫病によりて不幸に陥りたる人の爲めに、各國の赤十字を通じて、人種の區別なく、救恤を行ふこと。

其の犠牲者を救ふの方法に關しては、各國赤十字間に、豫め又は隨時に協定すべき事。

(二) 平時に於ける赤十字の事業は、各國の政府に依りて尊重せらるべきこと。

(三) 赤十字の醫師、看護婦、其他の役員は、各國の政府より、其の身分職業に付て、民族の區別なしに、承認せらるべき事。

(四) 赤十字の名に於て建設せられたる病院學校其他の衛生的機關は、各國の政府よりして、平等に取扱はれざる可らざること、但し其の建設せられたる土地の屬する國の衛生法規に従ふ可きこと。

(五) 赤十字の名に於て開始せられたる病院に附屬する材料は、各國に於て、其の輸入に際し、輸入税を免ぜらるべきこと。

### (五)

久しく且つ榮譽ある過去を有するジュネーヴ條約は、改訂する能はざるか。確かに此の條約は完成せらる可く、而して時代の要求に適應せしむべきである、之れ余が上述せる其の歴史の示す所である。赤十字の事業は、唯單に戰傷者を救恤するに止むべきであらうか。否な上述證明せる如く、現時の情況は之を非とし、一層其の範圍を擴大せん事を要求しつゝある。

赤十字の事業は、之れを仁惠の範圍にのみ止むべきであらうか。否な、這是國際的權利義務を定むるの方法ではないのである。

余の見るところにては、赤十字は、人道の完全なる機關であり、理想平和の唯一の支持である。而して、此の目的を達するが爲めには、今日永久の平和を欲する各國民の間に、新しき條約を締結すること、を必要とすと主張するものである。



## 十人道の義務と専門的意見の交換

此の一編は、米國赤十字の代表デヴィソン氏佛の代表カルゴレー伯及伊の代表フランスカラ伯等が、余の意見を深く顧みずして、「條約を要求せず、唯單に赤十字社間の意見交換にて平時事業を行へば即ち足る」と主張したるに對して、余は其の失當なるを論述し、國際赤十字雜誌に發表したものであり、一九一九年五月十一日の雜誌に掲げられたのであつた。

### (一)

講和會議は、(一)仲裁々判に依る方法(二)財政上經濟上軍事上の資源を共同にし、之れを以て不法國を壓迫する方法を定め、斯くして以て、國民間の戦争を豫防するの法則を定めた。之れ人道の歴史上、初めて生じたる平和主義的一革新である。

然し乍ら、余の見る所に依れば、「國際の聯盟」を確實にする爲めには、尙ほ他に重要な一事が存在する。即ち聯盟の各員たる各國民の間に、人道の權利と義務を法律的に設定する事其れである。如何んとなれば、斯くする事によりて、國民間の人道的行道に、法律的の意義を有せしめ、國際聯盟の缺點を補足し得るからである。以上は之れ本誌(國際赤十字雜誌)の前號に於て余の説述したる所である。

ある。

### (二)

今や余の意見に反對し、赤十字の事業を擴張するが爲には、ジュネーヴ條約を改訂するの要なし、或は新なる條約を締結するの要なし、唯單に、専門的技術的の見解に付て、赤十字社間に、意見の交換を爲せば其れにて足ると主張するものがある。此の説を爲すものは曰く、各國民は、相互に獨立である。各國の赤十字社亦同じく相互に獨立でなくてはならないと。勿論其れに相違ない、國際法の原則に従へば、各國民は相互に獨立である。獨立であればこそ、國際的に共同して事業を行はんと欲するならば、各國民の間に特に條約を締結し、各國民の義務たらしむる事が必要となるのである。ジュネーヴ條約其者が即ち其の證明である。

我等は、唯單に、技術的意見の交換にのみに止めること、したならば、其結果は如何であらうか。各國赤十字は獨立であり、其の爲すべき事業を選択するに付ては、各々自由であるが故に、唯單に便宜を得ると云ふに過ぎぬであらう。併し乍ら、我等は人道的事業に付て、更らに廣く世界的に協同して行はんとするものである。加之、天災時變の際には、其の罹災せる場所に、人員材料資金を送り、



或は時としては、病院を設立して、可能的速かに救助を爲す事が大切である。此れは、専門家の意見の交換のみにて足るものにあらざるは云ふ迄もない。斯る場合には、我等は、速かに救恤を實行する事が肝要である。我等は今も現に敵人に對してさへも、人道の義務を有して居る。然らば我等の友邦に對して、此の義務を有すべきは當然ではないか。

## (三)

若し我等にして、眞面目に、「人道的、道徳的、國際聯盟」を建設して以て、新しき世界に、永遠の平和を建設せんと欲するならば、我等は人道の權利と義務とを以て、各國民を結合する事肝要である。何んとなれば、法律的の拘束力なきに於ては、斷じて各國民の社會的結合は成立し得ないからである。各赤十字は獨立なるが故に、各々其の欲する所を爲す事が出来る。各赤十字は、勿論其の技術的意見の交換を爲し得る。併し乍ら、之れのみにては、「人道的國際聯盟」は成立し得ない。唯だ之れ等は、各國赤十字の國際的協同動作を意味するに過ぎない。唯だ之れ専門家的の技術の研究に止まるのである。此事たるや、醫學の進歩の爲めには、一種の發展たるに相違ない。乍併、之れのみでは、新しき世界の爲めに、人道の基礎を作るには充分ではない。各國赤十字は、ジュネーヴ條約を改訂せずとも、

又は新に條約を作らずとも、其の事業を擴張し得る。乍併、之れのみにては、各國の國內の事業たるに止まり、國際的の事業としては確實の價值を有しない。我等は、人道より生ずべくして利害關係より生ぜざる可き永遠の平和を確保するが爲めに努力せねばならない。然らば、我等は半世紀以前に、賢明なる國民によりて締結せられたると同じ様に、平時に適用せらるべき新しき條約を締結し、以て我等の間に、人道の權利と義務とを定めなければならぬ。斯くして「人道的國際聯盟」(ソシエテ、デ、ナシオン、ユーマニテール)は、「政治的の國際聯盟」(ソシエテ、デ、ナシオン、ポリテイック)と、相並んで建設せらるゝに至るであらう。(此の意味は、邦文にて所謂「國際聯盟」(ソシエテ、デ、ナシオン)の側らに、「人道的國際聯盟」語を換へて云へば、「赤十字社聯盟」を成立す可しと云ふ事である。「赤十字社聯盟」と云ふ文字は、其の後に至り米人の使用せし文字であつて、余としては、抽象的に、「人道的國際聯盟」と云つたのである)。

「附記」(日本にて、國際聯盟と記したるは正確ではない、原語では、「國民の聯盟」(英語)又は「國民の社會」(佛語)となつて居る。「國民」と云ふ文字を特に使用し、唯單に「國」と云ふ文字ではなく、又「國際」とか云ふ文字を使用してはない)。



## 十一 國際聯盟と赤十字聯盟

本編はジュネーヴの國際赤十字委員が、余に對して余が大いに努力して赤十字聯盟を成立せしめたるを攻撃し之れ「赤十字の革命なり」と稱し、輿論に反し不法の如くに主張したりしを、余は法律的に辯明したのであつて、初めには口頭を以つてしたのであつたが、後日の證たらしむる爲め特に文章になして國際赤十字雜誌に公表した、此の論文は一九一九年五月十一日に綴つたのである。

### (一)

余は國際赤十字雜誌第三號に於て、新しき條約を締結し「政治的國際聯盟」の側らに「國民の人道的聯盟」を建設するの意見を提供した。

今や、味方同盟國の顯榮なる政治家の努力と、五國赤十字代表の發案とによりて、二つの機關は既に成立した。即ち「國際聯盟」(同規約第二十五條)と「赤十字聯盟」とが其れである。夫故に余としては、此の二者の關係に付て法律的に研究するの義務ありと信ずるものである。左に之れを述べることにする。

### (II)

第一に、赤十字に關する新しい條約は、如何なるものなるかを知ること大切である。國際聯盟規約の第二十五條に曰く、……………

「聯盟國ハ、全世界ニ亘リ、健康ノ増進、疾病ノ豫防及苦痛ノ輕減ヲ目的トスル公認ノ國民赤十字篤志機關ノ設立及協力ヲ獎勵促進スルコトヲ約ス」

是に由つて之を觀れば、各國民は、左の三點に於て赤十字の目的を定めたのである。「健康の増進、疾病の豫防及世界を通じての苦痛の輕減」之れである。

以上は赤十字に關する新條約の原則であり、各國は之れを守るべき義務がある。然るに、國際聯盟は、世界の全國民を包容しては居らないが故に、此の條約は、唯だ單に加入國民のみを拘束する。之れが結果として、國際聯盟に加入せざる諸國は、唯單に戰爭の事業のみに赤十字の行動を制限したる舊來の主義を其儘行ふも其の自由である。

### (III)

ジュネーヴ條約は、何人も知る如く、戦時の負傷者を取扱ふことのみを規定して居る。又ジュネー



ヅ條約は、白地に赤十字の旗章を使用する事を規定して居る。乍併、同條約には、赤十字組織の目的に付ては、何も規定する所はない。又同條約には「赤十字機關」と云ふ文字を用ゐた所がない。唯單に「特殊救恤協會」と云ふ文字あるのみである。此の點は、國際聯盟規約第二十五條と異なる點である。赤十字と稱する機關は、一八六三年十月ジュネーヴに招集されたる専門家の會合の後に成立したものであつて、此の招集は、「國際赤十字委員」の名に於て其の後引續き存在しつゝ、ある委員の爲せるものである。

此の國際赤十字委員の宣言せる所によれば、赤十字機關の目的を左の如く定義して居る、「各國には一の國民的協會が成立しつゝ、ある、其の權限は、若しも戰爭のありし場合には、其の爲し得る限りの方法を以て、軍隊の衛生任務を補助するにある」(國際委員の出版せる「赤十字の目的及組織」と稱する書冊中にあり)と。

加之、赤十字の「世界同盟」の一員として承認せらるゝが爲には、「ジュネーヴ條約が現に行れつゝある國の赤十字社たるを要す」と定められて居る(同書にある)然らば、國際赤十字委員に依りて成立せしめられたる「同盟」の一員たる赤十字の目的は、「戰時に於て軍隊の衛生任務を補助する事のみ」に限られて居る。

國際聯盟規程に於ては、「赤十字機關の共同動作を奨勵す」と云ふ規定がある。此の規定に基き、國際聯盟に加入せる國民は、「赤十字の聯合又は聯盟」を形成する新義務を有して居るのである。

## (四)

國際聯盟に加入する國の赤十字と、之れに加入せざる國の赤十字とは、區別せられなければならぬ。一方は平時を目的とし、他方は唯單に戰時のみを目當として居るのである。

是を以て、新しき「赤十字聯盟」なるものは、必要となるのである。夫故に、赤十字聯盟は、違法なり又は輿論に反すると云ふものあらば、之は失當の評である。何んとなれば、此の聯盟は、國際聯盟の正式の息女であるからである。而して、國際聯盟は、味方諸國の輿論否な寧ろ全世界の輿論によりて建設せられたるものであるからである。

## (五)

永續の平和を希ふが爲めに、此の二つの新機關は、之れを歓迎すべきものである。併し余の見るところに依れば、此の二機關には、尙ほ補足すべきものがある。其れは即ち、赤十字の新しき活動を爲す爲



めに必要なる人員、材料及建物に關して、詳細の條約を締結する事である。

何故に然るか、何となれば、例へば、疫病流行し、天災生じたる國に於て、若し外國人に對して、醫師たるの職業を禁止しつゝ、ある場合には、何れの赤十字も、當該地に於て、其の醫師を送り又は病院を設立し、救護に従事するの權利を有しないからである。之れ國際聯盟の各員たる國民の間に、新なる條約を結ぶの要ありと余が主張する所以であつて、余は三月の「國際赤十字雜誌」に、其の詳細を論じたのであつた。今や我等は、赤十字の變遷の時代にある、一步は一步と、我等は人道の事業の完成の爲めに近づくべきである。

(此論文は英國に於て特に反響ありしものである)

〔附〕

### 赤十字社聯盟規約

(原文 英佛)

#### 聯盟條規

名稱

第一條 本聯盟ヲ赤十字社聯盟ト稱ス

本聯盟ハ在ジュネヴア赤十字國際委員ニ依リ多年戰時ニ於ケル救護事業ノ獎勵助長セラム人道ノ爲ニ盡サレタル努力ヲ充分ニ認識シ深厚ナル感謝ノ意ヲ以テ組織シタルモノトス  
本聯盟ハ該國際委員ト完全ニ一致共同シテ事業ニ當リ、該國際委員ノ戰時事業ヲ賢明ナル平時事業ヲ以テ補填シ之ニ由リ當然該國際委員ノ事業ヲ完全ナラシメ、適當ナル時機ニ於テ此ノ協力カ該國際委員ト一ノ組織的聯合ヲ爲スニ至ラシメ、而シテ此ノ努力ノ結果赤十字ノ最善ナル傳説ヲ維持シ以テ世界ノ各國民ノ爲ニ常ニ廣ク有用ナルモノタラシメシコトヲ期ス

目的

第二條 本聯盟ハ政治、政府及宗派ニ超然タルヘキモノトス  
本聯盟ハ

第一、全世界ヲ通シ健康ノ増進、疾病ノ像防及苦痛ノ輕減ヲ目的トスル公認ノ國民赤十字篤志機關ノ設立及發達ヲ世界ノ各國ニ獎勵促進シ且此等目的ノ爲ニ赤十字機關ノ協力ヲ固クスルコト

第二、現今世ニ知ラレタル各種ノ事業及科學並醫學的智職上ノ新貢獻及其ノ應用ヨリ得ラルヘキ恩惠ヲ世界ノ全人民ニ蒙ラシムル爲ニ仲介トナリ以テ人類ノ幸福ヲ助長スルコト

第三、國內及國際間ニ異常ノ災厄起リタル場合ニ於テ其ノ救護事業ヲ協力シテ行フ爲仲介者トナルコト

盟員

第三條 米、英、佛、伊、日ノ各赤十字社ハ本聯盟ノ創立者ニシテ創立時ニ於テ其ノ盟員ヲ組織ス  
第二條ニ掲ケタル目的ヲ遂行スルニ足リ且ジュネヴア赤十字國際委員ノ主義ニ基キ組織セラレ、尙當該國政府ヨリ正式ニ公認セラレタル其ノ他ノ赤十字社ハ本聯盟ニ加入スルコトヲ得ヘシ

行動ノ自由保留

第四條 各聯盟員ハ各自ノ政策及活動ニ關シテハ常ニ行動ノ自由ヲ留保ス



聯盟員ハ何時ニテモ本聯盟理事局ニ對シ書面ヲ提出シテ聯盟ヨリ脫退スルコトヲ得但シ聯盟ノ脫退員ハ聯盟ノ財產ニ關シテハ一切ノ利益ヲ放棄スルモノトス

組織

第五條 本聯盟ノ事務ハ總會及理事局ニ於テ之ヲ管理ス

第一 總會

本聯盟ノ總會ハ聯盟員タル各國赤十字社ノ代表者ヲ以テ組織ス  
總會ハ其ノ構成及其ノ會議手續ヲ議決シ且聯盟ニ於テ採用スヘキ政策ニ關スル大體ノ問題ヲ議定ス  
總會ハ少クトモ二年毎ニ正式ニ開催セラル  
總會ハ聯盟員三分ノ一ノ出席ヲ以テ成立シ出席者過半數ノ投票ヲ以テ議決ス  
臨時總會ハ六十日以前ニ通告ノ上何時ニテモ理事局ニ於テ召集スルコトヲ得ヘク、又聯盟員三分ノ一ノ請求アルトキハ臨時總會ヲ召集スヘキモノトス  
此ノ場合ニ於ケル臨時總會ハ召集ノ請求ヲ受ケタル日ヨリ九十日以内ニ開催セラルヘク且少クトモ六十日以内ニ書面又ハ電報ヲ以テ其ノ旨各聯盟員ニ通告スヘキモノトス  
各國赤十字社ハ總會ニ一人以上五人以下ノ代表者ヲ出席セシムルコトヲ得、但シ投票權ハ各社一票トス

第二 理事局

理事局ハ各國赤十字社ヨリ任命セラレタル十五名以内ノ人員及本條規ノ規定ニ基キ任命セラレタル二名ノ局員ヲ以テ組織ス

米、英、佛、伊、日ノ各赤十字社ハ本聯盟ノ創立者ニシテ各社一人ノ局員ヲ任命スルコトヲ得

右ノ外理事局員ノ任命權ヲ有スヘキ赤十字社ハ總會ニ於テ之ヲ指名スヘク其ノ半數ハ二年毎ニ改指セラルヘキモノトス、此ノ指命セラレタル各赤十字社ハ四年間理事局員一名ノ任命權ヲ得ヘク、此ノ任命權ハ新ナル指名アル迄ハ存續スルモノトス

ル迄ハ存續スルモノトス

理事局ハ總會ノ開催セラレサル期間本聯盟ノ條規ニ違反セザル限り細則ノ制定並ニ聯盟ノ目的ヲ遂行スルニ必要若ハ望マシト思考セララルル事件ニ付テハ何事ニ拘ラス總會ニ代リ之ヲ執行スルノ全權アルモノトス

理事局ハ議長ヲ選舉スヘク、其ノ任期ハ三ケ年トシ後任者ノ選舉セララルル迄ハ其ノ地位ヲ保持スヘク、又議長ハ再選ヲ妨ケサルモノトス議長ハ理事會ノ開催セラレサル期間ニ於テハ理事局ノ全權ヲ有シ、議長ハ此ノ權利ヲ副議長ニ委任スルコトヲ得

理事局ニ事務總長及書記長ヲ置ク、事務總長及書記長ハ職權上當然理事局員タルヘク、其ノ任期ハ理事局ノ任意ニ依ル事務總長ハ理事局ノ副議長タルヘシ

報告及決算

第六條 理事局ハ毎年前年度ノ聯盟及理事局ノ事業ニ關スル報告書ヲ聯盟員タル各國赤十字社ニ提出スヘキモノトス報告書中ニハ財政報告ヲモ包含ス  
理事局及其ノ監督下ニ在ル機關ノ記録及會計書類ハ何時ニテモ聯盟員ノ正當代表者ノ檢閲ニ附セラルヘキモノトス

經理

第七條 何レノ赤十字社ト雖本條規ニ記名シタルカ爲ニ何等財政上ノ義務ヲ負フコトナシ、若干期間ニ於ケル本聯盟組織ノ經費及事業費ニ充當スル爲ニ一定ノ資金根拠セラレタリ、適當ノ時機ニ於テ各聯盟員ハ斯ル經費ノ分擔ニ與ルヘキ機ヲ與ヘラルヘシ

萬國郵便聯盟總理局ノ經費分擔法ハ本聯盟員各自ノ負擔ヲ決定スルノ基礎トシテ採用セラレ得ヘシ  
本聯盟ハ各聯盟員ニ對シテ何等ノ義務ヲ負ハシムル權力ヲ有セス但シ聯盟員ヨリ理事局カ豫メ權限ヲ附與セラレタル場合ハ此ノ限ニ在ラス理事局ハ聯盟ノ經費ノ爲並ニ特別ノ災害救助事業ノ爲必要ナル資金ノ受領及支出ニ關



スル準備ヲナスヘキモノトス

又聯盟ノ取得受領シタル資金若ハ資産ノ聯盟ノ使用ニ供スル爲ニ保管處理スルノ準備ヲナシ特別ノ指定ヲ以テ贈與セラレタル財産ニ付テハ聯盟ノ目的ニ從ヒ其ノ指定ノ條件ニ依リテ使用スルコトノ準備ヲナスヘキモノトス

規定ノ修正

第八條 本條規ノ修正及附加ハ理事局員三分ノ二ノ投票ニ依リテ決定セララルヘキモノトス

一時的規定

第九條 創立ニ際シテハ理事局ハ米、英、佛、伊、日ノ各赤十字社ノ任命シタル委員五名ヲ以テ組成セララルモノトス

第一回總會ニ於テハ五ヶ國以内ノ赤十字社ヲ指定シ此指定セラレタル各赤十字社ハ其ノ以降二ヶ年間理事局員一名ヲ任命スルノ權利ヲ有シ、此ノ他更ニ五ヶ國以内ノ赤十字社ヲ指定シ此ノ指定セラレタル各社ハ其ノ以降四ヶ年間理事局員一名ヲ任命スルコトヲ得ルモノトス、爾後理事局員ハ本條規ノ條項ニ依リ任命セララルヘキモノトス

第一回總會ハ理事局議長之ヲ召集ス  
千九百十九年五月五日於巴里

亞米利加赤十字

エツチ・ビ・デグイソン 記名

英吉利赤十字社

サー・アーサー・スタンレー 記名

佛蘭西赤十字社

伯爵ジャ・ンド・ケルゴルレー 記名

伊太利赤十字社

伯爵ジュス・ハ・フランスカラ 記名  
日本赤十字社  
法學博士 蜷 川 新記名

### 赤十字社聯盟附則

#### 總會

第一條 聯盟規ニ規定セル如ク第一回ノ總會ハ理事局議長ノ指定セル時日及場所ニ於テ召集セララルモノトス爾後定時總會ハ二年毎ニ瑞西シユネヴアニ於テ開催セララルヘク、其ノ開催時日ハ第一回總會ニ於テ決定セララルモノトス

各定時總會ノ時日、場所及目的等ハ書面又ハ電報ヲ以テ開會期日ヨリ少クトモ六十日以内ニ各聯盟員ニ通知セララルヘシ

總會ハ議長及副議長ヲ選舉ス但シ總會議員中ヨリ選舉スルヲ要セス、聯盟ノ書記長ハ總會ノ開催毎ニ其ノ書記役ヲ勤メ議事録ヲ保存スルモノトス

#### 理事局

第二條 理事局ノ例會ハ毎年瑞西ジュネーヴ又ハ理事局議長ノ指定セル場所ニ於テ開催スルモノトス、第一回例會ハ千九百二十年五月第二ノ月曜日以内ニ開催セララルヘシ  
其ノ以後ニ於ケル例會ノ時日ハ第一回例會ニ於テ定メララルモノトス、例會ノ時日及場所ハ其ノ都度開會期日ヨリ少クモ六十日以前ニ書面又ハ電報ヲ以テ各理事局員ニ通知セララルヘシ



臨時會ハ何時ニテモ書面又ハ電報ヲ以テ少クモ三十日以前ニ通告シ、理事局議長之ヲ召集スルコトヲ得ヘシ、又臨時會ハ少クモ聯盟員三分ノ一ノ請求又ハ理事局員三分ノ一ノ請求アルトキハ之ヲ召集スヘキモノトス右臨時會ハ其ノ請求ヲ受ケタル日ヨリ六十日以内ニ召集スヘク其ノ召集通告ハ開會期日ヨリ少クモ三十日以前ニ書面又ハ電報ヲ以テ理事局員全部ニ發セラルヘキモノトス

其ノ何レヲ問ハス臨時會召集ノ通告ハ特ニ臨時會開催ニ關スル一般ノ目的ヲ明示スヘシ  
理事局ハ其ノ會議處理ニ關スル規定ヲ制定スルコトヲ得

理事局ノ成立定員ハ理事局議員數ノ三分ノ一トス但シ理事局ノ員數カ七人以内ナル時ハ三名ヲ以テ定員ニ滿テルモノトス

正當ニ成立シタル理事局會議ニ於テ出席者過半數ノ賛成アル時ハ其ノ議決ハ有効ナルモノトス、職權上理事局員タル者ハ完全ナル投票權ヲ有スヘシ、聯盟ノ書記長ハ理事局會議開催毎ニ書記役ヲ勤メ理事局議事一切ノ記録ヲ保存スルモノトス

役員

第三條 聯盟條規ニ規定セル如ク、聯盟ノ現在役員ハ理事局議長一名、事務總長一名(理事局副議長ヲ兼ヌ)及書記長一名トシ此ノ役員ハ理事局ニ於テ選舉又ハ任命セラルヘキモノトス、此等ノ役員ハ聯盟條規ニ依リテ附與セラレタル權限及理事局又ハ總會ニ於テ臨機附與セラレタル權限ヲ執行スルモノトス

其ノ他ノ役員及委員ハ理事局ニ於テ聯盟ノ必要又ハ望マシト認メタル場合臨機任命スルコトヲ得

總テ此等規定ニ依リ與ヘラレタル理事局ノ權力ハ理事局會議ノ開催セラレ居ラサル間ハ該局議長ニヨリ執行セララルコトヲ得、議長ハ此ノ權限ヲ該局副議長ニ委任スルコトヲ得

聯盟員

第四條 聯盟條規第三條ノ條項ニ基キ本聯盟ニ加入ノ承認ヲ得ヘキ赤十字社ニ付テハ總テ理事局全會一致ノ投票ヲ

得ヘキモノトス

附則ノ修正

第五條 本附則ハ正當ニ成立シタル理事局會議ニ於テ過半數ノ投票ニ依リ變更修正若ハ附加スルコトヲ得、但シ前掲第四條ノ條項ニ付テハ正當ニ成立シタル理事局會議ニ於テ出席員三分ノ二ノ投票ヲ得ルニアラサレハ修正スルコトヲ得サルモノトス

現時若ハ今後本附則内ニ包含セララルル條規ハ何等聯盟條規ノ條項ヲ限定又ハ障礙スルモノニアラス

赤十字社聯盟組織

赤十字社聯盟

本聯盟員ハ左記諸國ノ赤十字社トス

- アルバニ一國。獨逸國。濠太刺亞洲。奧地利。白耳義國。ボリブイ國。伯刺西爾國。勅爾牙利國。加奈陀洲。
- 智利國。支那國。コロムビ一國。コスタリカ國。キューバー一國。丁抹國。ダンチヒ國。エクアートル國。西班牙國。
- エストニヤ國。亞米利加合衆國。芬蘭國。佛蘭西國。大不列顛國。希臘國。グアテマラ國。洪牙利國。
- 印度。蘭領印度。伊太利國。日本國。レットニー國。リトウアニー國。リユクサンブール國。新西蘭國。バナマ國。
- パラガイ國。和蘭國。秘露國。波蘭國。葡萄牙國。羅馬國。セルヅクロアトスロブエ一國。暹羅國。
- 瑞典國。瑞西國。チエツコスロバキ一國。南亞弗利加聯邦ウルゲ一國。グエネズエラ國。

總

會

赤十字諸社派遣委員會



貳ヶ年一回會合ス

理事會

十五個赤十字社ノ代表者毎年一回會合ス

理事會々長

事務總長 事務副長

事務總長ノ事務局

連絡、開催、刊行、報道往復ノコトヲ掌ル

汎亞米利加課々員 貳名

事務總長附主事 四名

祕書役 壹名、書記 四名

諮問委員會 會員 九名

赤十字社國際委員會及赤十字社聯盟混合委員會

會計總長

出納部

出納役壹名用度係ヲ兼ヌ。主簿長 壹名 主簿員 貳名

門衛 壹名 電話係 壹名 使丁 四名

會計検査員

ブライス、ウチターハウスビート合名會社

少年赤十字部

少年赤十字ノ組織事業ニ關スル報道ヲ集中調査配付シ同事項ノ範圍ニ於テ赤十字諸社ヲ救助シ兒童ニ關ス

救護部

救護部

ル他ノ團體及兒童ノ幸福教育等ニ關スル機關ト連絡ヲ保チ亞米利加赤十字ト歐洲諸國ニ少年赤十字ヲ組織

シ之ヲ發達セシムルコトヲ獎勵スル他ノ團體トヨリ本部ニ委託セル金員ヲ管理ス

部長 壹名 參事 貳名 補助員 參名 書記 六名 委員女 參名

映禍ノ場合ニ於ケル救護配付ノ方法ニ關スル報道ヲ集中調査配付シ殃禍被害人類ノ援助ヲ目的トシ國際的

努力ヲ整然ト調和スルコトニ關スル計畫ニ對シ公衆ノ思想ヲ鼓舞スルコト。請求アルトキハ赤十字社ノ救

護事業ヲ調和シ之ニ便宜ヲ供與スルコト

部長 貳名 補助員 壹名 書記 貳名

看護婦部

看護婦ニ關スル報道及衛生材料ヲ集中調査配付シ看護學ノ範圍ニ於テ赤十字諸社ヲ援助シ看護婦國際講義

及經濟講義ヲ指導シ此等ノ講義ヲ聽了シ修業證書ヲ得タル看護婦ノ作業ヲ幫助ス

部長女 壹名 主事女 壹名 補助員女 壹名

書記女 壹名 委員 女四名

衛生部

衛生ニ關スル報道ヲ集中調査配付シ衛生ノ眞價ニ必要ナル材料ヲ蒐集陳列シ衛生ニ從事スル一國又ハ國際

機關ト連絡ヲ維持シ結核病ニ國際同盟會對癌腫國際同盟會ノ書記局トナル

部長 壹名 主事 參名 補助員 壹名 書記貳名

結核豫防國際連合

花柳病豫防國際連合

癌腫豫防國際連合 臨時委員會



- 醫事會 會員 九名
- 看護婦諮問會 會員 六名
- 書記局 學藝技術ノ顧問
- 國際公衆衛生顧問
- 速記謄寫部
  - 主任女 壹名
  - タイプ掛兼部員 八名
- 翻譯部
  - 翻譯生 女參名
- 出版部
  - 編輯 貳名
  - 補助員 參名
  - 書記 壹名
- 通信部
  - 主任女 壹名
  - 部員女 參名
- 分類、記録、圖書部
  - 主任女 壹名
  - 部員 貳名
- 配附部
  - 主任女 壹名
  - 部員 貳名

## 十二 ヴエルサイユ講和會議中に於ける 著者の日記

### 此の日記を公にする理由

大戦直後二つの世界的機關が生れた、其の一は、リーグ、オブ、ネーションズ（譯して國際聯盟と云ふ）であり、其の他は、リーグ、オブ、レッドクロス、ソサイエティーズ（譯して各國赤十字社聯盟と呼ぶ）である。

前者は政治的の機關であり、後者は純人道的の機關である、此點二者の相違である。併し乍ら、二者は世界的の新たな機關である點に於て同様である、共に平和を目的とする點に於て同様である、而して、二者は法律的に關係あり、離る可らざるものである。

余は休戦前に、日本赤十字社より、歐米赤十字慰問使徳川公の從員として派遣せられて、歐米に在つたが、休戦以後は、「占領地行政」の研究を、陸軍省より囑托せられて巴里に留り、其後赤十字會議が、巴里カンヌ及ジュネーヴに開かるゝに際しては、日本赤十字を代表して之に出席し、終に、赤十



字聯盟成立には、調印者の一人となつた。

此の間、滿一ヶ年に亘り、余は巴里に留つて、種々の重要な仕事を爲した、或は「國際聯盟」に關して、論文を認めて新聞に投じ、以て歐米人に訴へ、或は人種平等問題に關して私見を新聞に投じ、或は青島問題を論じて、米支人の詭辯を論駁し、世に正義の立たん事に努力した。

余は其の當時、日々の時事を、日誌に記して、之を今日に保存した、此の日記は、謙遜して考へて見ても、世界の一大重要時期の確實なる歴史である。休戦以來烏兔匆匆十有二年の歳月を經過し、當時の事情は、世人より既に忘れられんとしつゝある。

大正十五年、巴里の赤十字聯盟より、過去七年間の成績を回顧して、其の機關紙ウオールズ、ヘルスを以て、其の事業を世界人に告げた、其の中に「赤十字聯盟の成立に付て、初めより具體的の案を立て、以て、之れを主張したりしものは、實に日本也」と記し、特に當時の日本赤十字代表たりし余の努力を、世界に紹介し呉れたる事實がある、余としては、既に歐米人よりして、斯くも世界に紹介せらるゝに至りし以上は、更らに進んで、當時の事情を判明にし、以て、主として赤十字聯盟の事に關する小歴史を世界に示し、且つ當時余の盡せる其他の重要な事業及當時顯はれたる重大事件に付ても、之れを世に公にするを以て、世界人の爲めに有益なるべく、日本人の参考となり得るものあるべしと考へた、是れ、此日記を今日に於て、清書して世に公にする所以である。

## 日 記 (一九一九年一月乃至七月)

(前略)

一月十八日

巴里に講和會議開かる、之れ準備會議後の本會議にして、之れより、列國の智能は大いに其の才と其の略とを揮ひ、或は公論し或は暗闘し、各々其の國民の爲めに最善を盡さんとす、是れ眞に、古今稀れに見るの奇觀たるべし、余は此の好機會に於て、余も亦余の能力相應に、大いに日本民族の爲めに盡す可しとの決意を固ふした。

一月二十日

ジュネーヴ國際赤十字の有力なる役員にして有名なる婦人クラメル嬢より書信あり、在西伯利の墮囚俘虜を救出すことに付て余に會見を申込み余は其のホテルに至りて會見した、令嬢は歴史家であり兼ての知己であり、赤十字事業に付ての活動家である、確かに尊敬すべき婦人である。

一月二十一日

右の件に付て我が陸軍省に報告する爲めに永井大佐を訪ふた、此日奈良中將をも訪問した。



一月二十二日 クラメル嬢に書信す、同時に赤十字に關する一論文を令嬢に送る。

一月二十四日 陸軍省より「占領地行政」の取調べを命ぜらる、之れ余の専門學上重要な問題である、而して大戰現地に付ての攻究である。

一月二十六日 國際赤十字委員に向つて「赤十字の向後の事業に關する論文」を提出す、之れ必ず世界を動かす可きもの也と私かに自信したのであつた、(今日の赤十字社聯盟は此の提案より産れたる産物である、此論文は三月に至り國際赤十字雜誌に掲げられ、多大の反響を受けたのであつた)

一月二十八日 大使館にて長岡參事官に招かれて會見した。米國のウエルソン大統領は此際五大國赤十字の間に、赤十字會議を開き、向後の赤十字事業に付て協約せんとその事をハウス大佐をして、日本大使館に通ぜしめたのであつた、米國赤十字のデビン氏は之れを英米佛伊の四國(日本を除いて)の間に協定せんと其の初めウエルソン氏に申出たのであつたが、ウエルソンの考慮を以て日本をも加へらるゝ事となつたのである、此點デビン氏に計策のあつたこと、余は想像した、デビン氏には、余は休戰の翌日一文を送りて、平時赤十字事業の必要を論じ、デビン氏も之れに對し十二月六日附にて返書を送られ余の言に賛成したのであつた、米國赤十字の四國會

議の提案は、余の右の提案に基きて企てられたるものなる可しと余は推測した。

余は此會議に日本を代表して出席する事となつた、余としては自己の昨夏以來撒ける種子の收穫也として當然也と考へたが、長岡氏は此の事情は知られなかつたのであつた。

一月二十九日 米國赤十字の關係者ハイド氏に會見せよとの長岡氏の勸告に従つた、但し此人は余の聞ける所にては、米國赤十字としては左程に重きを爲す人ではなかつた、唯だ日本の大使館の人に知り合であつたに過ぎなかつた。

一月三十日夕 カンヌに向つて單身出發した、同地の五大國會議に列席する爲めであつた、同地には既に米英佛伊の代表は集りつゝあつた、日本としては甚だ手遅であつて、余は寢臺をも取らずに、急遽出發したのであつた、同夜毛布の用意なく終夜寒氣の爲めに睡眠し得なかつた、病氣に罹りはせぬかと心配した程の苦痛であつた。

一月三十一日 午後四時カンヌに到着した、地中海に臨める此の世界的の遊樂地は、大戰後とは云へ、例によりて風光麗しくあつたが停車場には數名の米人出迎へた、其の夜デビン氏より特に會見を申込まれた、余は兼ての余の意見を述べて、デビソンの提案に賛成す可きを約した、氏の提案に對して佛伊は反對であつたのである、デビン氏は英と日本との賛成を以て成立せしめん



とし、豫め余と會見したのであつた、彼れはモルガン商會の有力なる重役である、財界には有力なる人物であり、果斷にして英雄的の人であり、ルーズベルトの友人であり、亞弗利加の猛獸狩もやつた人である、余としては、昨年以來の知人であり、同氏のオイスターベリーの別荘に徳川公爵と二夜宿泊した事もある間柄であつた、彼れはレブリカン黨の人であり、彼れの一味は皆な財界の有力者であり、又同じくレブリカンの人であり、ウエルソンの味方ではなかつた、彼等は國際聯盟に賛助せずして、赤十字聯盟に努力したのであつた。

二月一日 午前十一時より、カールトン、ホテルに於て五大國赤十字代表會議を開いた、伊の赤十字社長フラスカラ伯、佛のカルゴレー伯、英の某大佐等出席した、佛伊人は果して仲々にデビツンの提案に賛成せず、種々質問を提出して米人を困らした、米人も具体的案を有しなかつた、余は余の論文を各代表に呈した。ホテルのタイピストに叩かしたものである。

二月二日 午前十時より會議は開かれた、伊太利人は論鋒を柔げた、余の論文を好く讀みしものと余は推斷した、余は、「ジュネーヴの國際委員にも余の意見は昨年來詳述しあること」を告げ、國際委員既に賛成なるを以てし、伊人佛人は此點に付て安心した、彼等は、ジュネーヴの國際赤字のアドール氏を尊敬し、同氏の感情を害するの非なるを論じたのであつた。

此日大體に於て、平時事業開始の事に賛成あり、但し一日ジュネーヴに至り協議す可きことに一決し、覺書を作りて散會すること、なつた、若しも余にして當日あらざりせば、佛伊人は結局反對したりし事は明白であつた、米人としては余に感謝した、米のデビソン氏が日本を加へずして此の會議を開かんと考へしは過ちであつた、彼等は何事にも策に富めるものなる事は、余の好く知り得たところであつた。

二月三日 カンヌを出發して巴里に向つた。

二月四日 巴里に到着し、長岡氏に事情を報告した。

二月五日 人種平等論の謬見なるを論する一文を草した、人種平等は失當である、國民平等ならざる可らずと云ふにあつた、此の論は正しいものであると余は固く信ずる。(附録參照)

二月六日 佛米伊の赤十字に書信す。

二月八日 國際赤十字に書信す、デビソン氏より電報あり、ジュネーヴ行きの日取り定つた。

二月十日 午後八時巴里を發し、ジュネーヴに向ふ。

二月十一日 ジュネーヴに到着した、昨年の秋も徳川公と共に此地に來たのであつた、例に依り風

光明媚である。



二月十二日 有名なるアテネ館に於て會議した、アドール大統領も列席せられた、伊人は特に、アドール氏に向つて「赤十字の平時事業を爲すに付ては、新に條約を要せずと考ふるが貴見如何」と問ひ、アドール氏は「其の必要なし」と答へた、余の主張に反對するものである、夫故に余は特に立つて其の必要を述べ、書面を以て更らに余の意見を明かにすべしと主張した、彼等は初めより斯る態度であつた、彼等は不明であつた。デビソン氏の主張する平時事業を開始する事とカンヌに専門家會議を開く可しとの事は國際委員に於て反對しなかつた。

二月十三日 又會議あり、デビソン氏の案は反對なく、通過した。

二月十四日 デビソン氏の室にて會議あり、更らに國際委員とも午後會議あり、午後八時出發巴里に向ふた、途中國境にて米人と佛の將校と汽車の寢臺の事にて衝突し、佛人の硬論に威壓せられて米人が屈服したるも一興であつた。

二月十五日 巴里に歸り、大使館を通じて日本赤十字に詳しく電報した。

二月十六日 ランスに至り、獨逸軍の暴狀と佛人の死守との事實とを取調べた、シャンパン製造の穴倉の中にて、戰中小學先生が地方の少年に教授したる事を聞き感動した。

二月十九日 クレマンソー氏は一青年の兇徒に狙撃せられて傷いた、此の朝クレマンソー氏の家の

前を過りて此事を知りたりしが、此の老首相は、撃れて曰く「彼れ撃つこと下手也」と、彼れも一英雄なるに感服した、彼れの家は粗末なものである。其れに敬意を捧げた。

二月二十一日 ホテル、レジナに米國赤十字の人を訪ふた、此の夕、ホテル、ドルセイに於て、米人側は列國人を招待した、集るもの二百五十名であつた、大臣大使等の演説があつた、日本としては松井大使が朗讀せられた、熱も力もなかつた、牧野全權も出席せられた、デビソン曰く「若干の領土を戰勝によつて得るも得ざるも多くの人民に利害關係少し、併し乍ら生命の敵たる疾病を退治することは、萬民の爲めに重大の利益あり、赤十字は之れより此の事に盡力せざる可らず」と、米人は此の宴會を爲す爲めに、定めし巨額の金を投じた事であらう、之れ米國式である。

二月二十四日 陸軍大臣及赤十字本社に宛て意見を草す。

二月二十八日 ホテル、レジナに米國赤十字の幹部を訪ふ、カンヌの専門會議の事に關して話したのであつた。

二月二十九日 空中飛行の規定に關し、講和會議に對し英國側の提出せるものを日本語譯することとなり、余は命ぜられて之れを試みた、數日の後ち之れを田中館博士に譲つた、技術の點に付て余には不可解なるを見たからである。



三月五日 カンヌのデビソン氏より書信あり、其中に「ジュネーヴ條約改訂の必要を認めず、但し米國の一流の法律家の某氏は此事に關し大いに考慮しつゝあり」との事を以てした、氏は此時分にも尙條約と赤十字聯盟との法律的關係を結ぶの必要を感知しなかつたのである、氏は實業家である。

三月六日 青島問題其他支那の問題に關し、奈良中將に意見書を呈す、同中將は、講和會議に於て陸軍關係の首班であつた。尊敬す可き人であつた。

三月七日 三浦醫學博士を訪ひ赤十字専門委員の事を同博士に協議した、西園寺公の隨行であつた。

三月十日 立博士來訪せらる、余の病氣を心配せられて也、心切に感銘した。

三月十一日 日本赤十字より電報を受く、米國赤十字のデビソン及カッター二氏に書信す。

三月十三日 ジュネーヴ國際赤十字より俘虜に關し報告書を受く、之れ赤十字事業の一つである。

三月十四日 日本赤十字に電報す。

三月十五日 會我祐邦氏を訪問し、人種平等論の空論なるを論じた、人種平等は却つて各國の内政を害し、平和に利ならず、之れを改めて、國民（ネーション）平等となし、國民として存在しつゝあるものは、其の白たると赤たると、黄たると黒たるとを問はず、總て平等と認むるの正論を

爲すに如かずと論じ、同氏の賛成を得た、同氏は同氏の意見として西園寺公に之れを進言せられたしと余は同氏に勧めた、同氏は快諾した。

三月十六日 此日日曜なるを以て、試みに巴里の寺院に詣づ、佛人の信者堂に溢る、戦前の寺院とは、非常なる相違也、戦争の爲めに、宗教心の喚起せられたるを見て、佛人の精神の變化に驚いた、唯物主義は變じて精神主義となつたのである。

三月十七日 赤十字本社に電報す。

三月十八日 米國赤十字より書信あり、何人を以て、日本はカンヌの専門家委員となすかを問ひ來る、本社よりの指令未だなし、遠隔の日本は不便多きを覺へた。

三月二十二日 米國赤十字を訪問す。

三月二十三日 佛のル、タン紙の記事に依れば、日本の平和會議全權委員の附屬員松岡氏は、公式に其の見解を發表し、所謂人種平等の主張を更めて公宣し、一定の文化に達したる總ての「國民（ナシオン）の平等」を主張するもの也と聲明せられた、と掲げられた、之れにて、人種平等は變じて國民平等の主張となつた次第である、佛新聞は之れを以て安心した如くに書いた、之れ余の持論であり、斯くあるを正しとする、日本國民と歐米諸國の國民と平等に取扱はるゝこと、なら



ば、日本としては望みは達し得るのである。

三月二十五日 瑞西の人モンタンドン博士を其のホテルに訪問す、此人は國際赤十字の人である。

三月二十六日 佛新聞紙上にて、五大國會議は變じて四大國會議となれることを知り、日本の爲めに痛歎した。

三月二十七日 ホテル、ブリストルに於て竹下中將、奈良中將、田中少將と會し、大いに時事を談つた。

三月二十八日 三浦博士と會談す、カンヌに於ける赤十字會議の件に關して也、此日初めて余はカンヌの會議に、日本赤十字代表として出席するに定つた、早くより此事定まる可かりしに、遠隔せる日本の本社には、錯雜せる當時の事情は好く知れざりし也、蓋し斯くも長期に亘りて赤十字會議の開かれし事は、赤十字の歴史あつて以來初めての事であつたからである、過去に於ては、一週間位の間、極めて氣樂な會議であつたのを常例となして居り、唯單に貴族的、官僚的、形式的のもであつたもの、如し、時代は變化したのであつた。

此日ジュエヴの國際委員より、兼て余の提出せる論文を一冊の美しき小冊子として印刷に附し拾部送附せられた、此論文は、三月の國際赤十字雜誌にも掲げられ、歐米人の注目を惹いたのであ

つた。余は之れを米佛英及日本人に呈した。

三月二十九日 米赤字を訪ふた、又此日人種平等論に關して詳細の意見書を作る、カンヌに在るデビソン氏に書信し、ジュエヴに通信し、又ウエルソン、ポアンカレ、其他各國の名士に赤十字に關する余の論文を呈して其の明斷に訴へた。

三月三十日 日本赤十字より返電あり、日本赤十字としては専門家を特に派遣せずとの事を知り得た、各國の名醫出席する際に、日本よりして一人の大家をも出さざるは、遺憾に感じられた。休戦の際にも日本人は餘りに見榮へしなかつたが、之れに反して、各國人は何れも國民外交に於て仲々に手ぎわなるものであつた、日本人は此點未だ列國人の仲間でない。

四月一日 田中陸相に歐洲の社會上政治上の重要問題に付き意見を呈せんとし之れを草す、又此日「人種平等」にあらずして「國民平等」を日本人の理想となす事を論文にして、之れを佛のル、タン新聞に投書す。

四月二日 モンロー主義の廢止すべきを論じて、佛のル、タン新聞に投ず。此日、長島代議士と約するに、大いに國民外交を爲す可きことを以てし、同氏の名に於て、論文を各國全權及各新聞に投ず可きことを約束した。



四月四日 既に發表せられて世評を求められたる國際聯盟規約案の不確實なるを痛論し、長島代議士と云ふ名を以て、佛文を以て各新聞社に投じた、此論文は有力なるル、タン新聞に發表せられ各國人民の注目を惹いた、但し何人も余が投書せし事を知るものは無かりし如し。

四月六日 午後八時十分カンヌに向つて出發した。

四月七日 午後三時半カンヌに到着した、米の代表デビンソン其他佛伊英の知人に會見した、日本からは名和軍醫及檜島軍醫少監が出席しつゝあつた。

四月八日 午前より會議に出席した、列席者は約七十人也、佛のリスト博士、米のウエルヒ博士等は、最も有名なる人々であつた。デビンソンは余を優遇した。

看護婦の日程に付て別に委員會あり、余も列席した、各國の婦人の列席あり、種々の意見があつた、日本婦人は勿論なかつた。

四月九日 午前十時より會議あり。

四月十日 同時より委員會、午後五時に總會は開かれた、之を以て専門家の會議は終結となつた、此日佛國の某伯爵夫人の爲せる演説は、英語と佛語と兩語にて相次で試みられ、其の辯其の態度、流石に優しく輝いたものであつた、日本婦人は一人も出席しなかつたが、日本婦人としては、未だ

斯る場合に世人を動す程の能辯を揮ふ迄に出來て居るないこそ遺憾であれ、米婦人の態度は、到底佛婦人の優美なるに比す可くもなかつた。國民性の差異である。

四月十一日 赤十字代表員のみの中に會議あり、世界赤十字のの聯結の事に付て協議した。命名を「赤十字社聯盟」となす可しと米人は主張した、反對もなかつた、之れ洵に突然の提案であつたが米人は何分にも策を好む風がある。

四月十二日 赤十字聯盟を形成するに付ては、専門家の意見交換のみに止めずして各國間に一、新條約を必要とする理由を書き記して、デビンソン氏に送つた、但し新條約とせずともジュネーヴ條約の改訂にても可也と主張した。

四月十三日 午前カンヌを發して巴里に向つた。車中佛國夫人二名と世事を語り通した。

四月十四日 午前歸巴、赤十字聯盟に付て電報を東京本社に送るの必要を感じ、長岡參事官に請ふて、日本に電報する事とした、長岡氏の好意は、常に感謝する所であり、日本赤十字社としても大いに感謝すべきものであつた。

四月十五日 陸軍大臣にも電報を以て、赤十字聯盟の事を報告する事とし、永井大佐に此事を請ふた、永井大佐は樺太占領以來の余の信友である。



四月十六日 ホテル、レジナに、五國赤十字代表會議あり、此時英國の赤十字議長、スタンレー氏初めて來會した、スタンレー氏は遠慮なく英國の爲めに有利の意見を述べられた、流石に英人である、此日午後にも會議あり、赤十字聯盟規約を立案した、米人の提案に付て修正したのであつた。逐條審議した。

四月十七日 午前會議あり、午後又會議あり、國際聯盟規約第二十五條と赤十字聯盟規約第二條とを全然同一の文字として附合せしめた、聯盟規約の定案成立した。

此の定案を日本赤十字社に電報することを長岡參事官に請ふた。

四月十八日 赤十字聯盟の成立に付て事情を記して牧野全權に提出した。  
陸軍省にも電報した。

報告書を詳記して日本赤十字に送つた。

四月二十日 日本の本社より赤十字聯盟加入の返電あり、米國側に報告す。

四月二十一日 日本側に於ては、「青島問題」に付て、日本の主張行はれず、國家の爲めに深憂也との事を聞き、余は痛歎措かず、即ち持論たる意見を佛文にして、タイビストに清書せしめた。

四月二十二日 右論文を佛國の各新聞社及在巴里の米國二新聞に投じた、余の意見にては、青島問

題は當然日本の主張の勝利に歸す於きものであり、支那人と米人との共謀して多年仕組みたる秘策は、一撃して論破し得可しと云ふにあつた、法理として余は斯く信じ、政治の實際とし斯くあらざる可らざることを力説したのであつた。(後方に掲げたる余の青島論參照)

四月二十三日 佛のル、マタン新聞に、余の主張は第一面に特筆して掲げられた、有名なる外交記者、ステファン、ローザンヌの筆を以て、余の聲明書也として、面白く書き記されたのである、何人と雖之れを一讀したならば、當然日本の主張に正理あり、青島は必ず獨逸より日本に譲らざる可らざるを知り得る論である、佛人中にも痛快也として余に賛意を表したるあり、米人中にも余が何事にも理論を主張するを驚畏した風があつた。

此の論文に對して、支那人と米人ミラーの連中は、定めし狼狽した事であらうと余は心に愉快さを感じた。彼等は巴里にて策動しつゝあつた。

四月二十四日 時局急なるを知り青島に關する佛文の論文をタイビストに清書せしめ、尙英米佛伊の全權及大統領に提出した。ホテルのボーイをして届けさせた。

四月二十五日 佛のル、マタン紙上に、一支那人の名を以て、余のル、マタンの論を反駁したものが掲げられた、一見して法理論に大なる過失あり、事實にも允す可らざるものであるを見た、即ち



駁論を佛文に認めてルタン其他の新聞に送つた、最早日本人側に勝利ある事は、何人にも明白に窺はれた。米支人の主張は紊れ初めたのであつた。

四月二十六日 余の各所に送れる論文に關して、一書を敬書して西園寺全權に呈した、余一箇の見を以てせる事を記したものであつて、國際法の専門の學究としての余は、斯る場合に於て大いに活動し、正を持って遅れざることが余としての責任也と思つたに過ぎなかつた。

四月二十八日 講和會議の總會あり、牧野男は演説せられた。

四月二十九日 田中陸相に宛て、青島問題、國民平等問題等を詳論して發送す。

四月三十日 國際赤十字のクラメル嬢より書面あり、面談を申込まる、嬢は赤十字聯盟の成立を非也とし、余に向つて曰く「米人は法律的理解と、赤十字の歴史を理解せず、貴君は好く之れを知り給ふ、然るに貴君は新に赤十字聯盟を組織するに努力せらる、之れ赤十字の革命也、貴君は如何なる論據を以て斯る事を敢て爲さる、なるか」と余は彼女に答ふるに、昨年以來の努力を以てし、「貴嬢は好く之れを知悉せらる、貴國際員にして、初めより余の主張に同せられ、貴會の名を以て、此の新事業を行はれしならば、今日の如き結果とはならざりし也、責任は余にあらず」と斯くしてクラメル嬢の力説の効果は現はれず、不満足の儘嬢と余とは別れた。

此日青島問題は日本の主張通り解決した、余は日本の爲めに深く慶賀した、而して余の理論が之れを促したるものあるを余は信じ、多くの日本人も信じた、此日石川安次郎君の如きは特に余の爲めに祝意を余に向つて述べられた、之れ國家名譽の爲めの祝意であつた。

五月一日 メーデーなるの故を以て、市中にサンデカリストの革命的大示威運動起る、此日外人の外出を禁じ、一般人にも禁止せられた、余は特に赤十字の正服を着用して、シヤンゼリゼーに向つた、光景物凄し、労働者の一群あり歌を高く歌いつ、堂々としてシヤンゼリゼーを下つた、ロンボアンの邊には、武装の兵士が、列を爲して凡ての人の通行を遮るあり、余は彼等の側面に附して歩道を進んだ、一人の通行人もなし、兩側の家屋の戸は悉く鎖されてあつた、彼等は兵士を避けて左し、余は先き廻りしてコンコルドの廣場に出でた、余を誰何すれども、余は日本の將校として通過した、彼等はコンコルドに來つた、彼等の容貌は鬼の如し、彼等の口からは、クレマンソー、ホツホとの叫びは擧げられた、彼等の大團體は、やがて騎兵により四散せしめられた、一場の修羅場を演出した、彼等は巴里の東部に押され行き警官と終に大衝突し、労働者は發砲し一人の老婆は斃れた、一大兇事であつた。

此日の勝利はクレマンソーにあつた、勇斷の勝利であつた、世界の労働問題も之にて一決したと



余は見た、此日日本人にして一人として此の大事を見たるものなし、死を冒すにあらずんば見ることを得ざる大事件であつた。

五月二日 オテル、ムーリースに於て、アドール氏以下数名の國際赤十字の幹部と會見した、余に意見を徴せられた、「余は六十年前のジュネーヴ條約と從來成立せる赤十字同盟との關係と、新に成れるリーグ、オブ、ネーションズの規約と新に成れる赤十字聯盟との關係とは、法理上全く同様也と説明し、余の爲せる從來の努力は、國際聯盟第二十五條あるが爲めに合法正當也と主張した、此二十五條は四月中に國際聯盟規約中に追加せられたのであつた、アドール氏は之れを聞いて、首を傾けて敬服した、他の人々も一言もなかつた、會見は之れにて閉ざされた。

斯くして國際赤十字の幹部は其の抗議の正しからざりしを覺り、靜かにジュネーヴに引上げた。余が「新條約を必要とす」との昨年來の主張は、初めて各國人より理解せられたのであつた、彼等は不明であつた。

五月四日 添田博士來訪せられ、シカゴトリビュンの日本を誣いたる論文を示さる、米人は法律論に敗れ暴言を吐くのである。余は事情を同博士に説明した。

五月五日 ホテル、レジナに五大國赤十字會議を開き、五大國代表は、赤十字聯盟規約に署名交換した、之れにて世界的人道機關は成立した、余は英米佛伊人の前に再び法律關係を説明した、余は理事となつた、余の主張は、米人の金力を以て、初めて世界に成立した、之れが五月五日たること、日本人として面白く感じられた、戦後の一大事業と云つて不可なしと余は信ずる。此日の光景は寫眞として永く世に遺された、佛の新聞にも見へた。

五月六日 日本赤十字に報告す、此の夕に、デビンソン氏より使あり、ウキルソン大統領は特に祝辭を聯盟に寄せられたることを報じ來つた。

伊太利王からも此の祝辭あるべしとの事であつた。日本からも得たしと申出でられた。

五月九日 米國人の催として、赤十字の聯盟成立報告の大宴會あり、大使公使も列席し、紳士淑女多く會合した、米人モルゲンタウ氏（前の土耳其大使にして世に知られたる著書のある人）は司會者となり、突如として余に演説を要求した、余は初めには英語、半ば以後は佛語にて簡単に演説した、此日「若し余に允すに日本語を以てせば余は大に雄辯を揮はん」と述べ、満場特に貴夫人等の拍手を得た、愉快であつた。

今日の國際會議には、大國の日本人として出場するは決して樂な仕事にあらず、見物氣分を以て、歐米の會議に列するは國辱的禁物であることを世の人に注意する。



五月十八日 ジャンダルクの祭あり、參列青年の愛國精神は、其の外貌に表はれ、慕はしく感じた、戦後初めての祭りである。一種の愛國的示威運動であつた。

五月二十七日 「占領地行政」の研究に付て、書類を整理す、之れも亦余として専門的一事業也、此の問題に關して、數拾の書物を聚集した、後日の參考となるべきものである。

六月三日 巴里に大同盟罷業起り、二十五萬の労働者は休業し、汽車電車自動車等皆な動かす、人民の迷惑は非常なものであつた、之れ大戦以後初めて行はれたる大罷業であり、佛國としてのみならず、全歐の一大事件であつた。

六月四日 前日に同じ、此日巴里のポリテクニクの生徒は奮然として起ち、志願労働者として、地下鐵道を巧みに運轉し、人民を救ふた、多くの身分ある夫人も軍人も皆な志願労働者として働き出した、自動車も汽車も動いた、地下鐵道の停留場は、平常よりも却つて清潔となつた、此の學生の罷業破りは愛國主義の發動であり、大戦以來、佛人の思想はマルクス主義を捨てたるを表明したものと余は見た、罷業を以て「労働者の權利」と認めざるに至つたのであつた、之れ労働運動上重大なる變化と稱して可也、(數日にして労働者は覺り、罷業を止めた、社會は平穩となつた。)

六月二十日 巴里のソルボンヌ大學附近の老書肆ベドヌ氏方に至り、佛の國際法雜誌に、「日本の

古代史と國際法」との關係を掲げたと申込み、此の論文を書肆の主人に提出した、此人は富井政章先生と書生時代に親交ある由にて、富井先生の學生時代の事を余に談られた、余は屢々書物を此家に求め、又小冊子の出版等にて、此人に相談する所より、兼て親しき人である、立派に學殖ある主人公である、此家にて折々佛の國際法學者、フォーシル先生と會見したことがある。日本にも斯る商人が欲しいと思つた。

六月二十三日 午後愈々講和成り、寺鐘響き渡り、群衆喜悅して大街路に集つた、巴里人の喜悅は察つするに餘りあり。

六月二十八日 講和條約調印せられ、全市に國旗は掲げられた、世界の大事事件終局した。

六月二十九日 陸軍側を通し、日本赤十字社より歸朝を促すの電報あり、余は歸朝を決心して行李を整へることゝした。

七月四日 米國獨立祭の日のことゝて、市中に米兵及佛兵の軍隊行進あり、佛兵は例の調子にて其の銃口に花などを挿み、銃口なども揃はず、一見呑氣なる兵隊の如き様子あれども、米兵は特に胸を張り出し、足を力強く踏しめ、驕慢なる態度を示しつゝあつた、此の米兵は大戦中多くは後方に在り、然かも佛兵より教練を授けられつゝあつたに至つては、形式と實質とは別個のものた



るを感じしめた。

七月九日 佛の論客シエラダム氏と會見す、日本人の間に此人の著書知らる。別に名論もなかつた。

七月十四日 凱旋の大祝賀行はれ、巴里は非常なる人出也、到る所に、幟あり旗あり、分捕砲の山

あり、支那の町でも見るが如し、地方の人は、前日より來りて街路に徹夜し、軍隊の凱旋を拜める也、彼等は軍人の功勞者を敬慕し、口々に名將の名を呼び、心から戰勝を賀せる所は眞に愛慕すべきものがあつた、彼等は皆な熱烈なる祖國の主義者である。國を擧げて愛國精神充つ。

七月十六日 歸朝す可しとの電報を受く、即ちマルセイユより便船を得て、牧野全權の一行と同船して歸る。(歸朝して二ヶ月、余は又赤十字會議に列席の爲め歐洲に渡つた)

## 第四編 戰線派遣の人道使節

### 一 はしがき

由來日本より政治、軍事、經濟及勞働の問題に付ての國家國民の使節は、度々簡派せられた、併し

乍ら、國初つて以來、人道の使節を戰地に送り、然かも列國民より歡待至らざるなしとの事實を示されたのは、徳川慶久公一行が、大戦中赤十字の任務を帯び、國民的使節として渡歐せられたる事件其れのみである、日本文化史の數頁を飾るものとしても、此事實は、宜しく之を國民に永遠に傳へざる可らざるものと余は信する、之れ余が此編を公にする理由の一である、政治も軍事も固より重要であり、勞働問題も亦大切であるに相違ない、併し乍ら、人道の問題は、文化國民として、最も尊きものと云ふのが至當であり、余は此の至高の問題に付て、茲に唯だ日本國民の行へる事實を傳へる、之れ架空の論にあらずして、現實であり、之れを今人及未來の人に傳へて價值あるを信する。

大戦中に於ける歐米の事情は、此の使節の公務的日記によりても、其の一般を窺ひ知ることが出来る、世界的未曾有の大事變ありし折、日本人は遠く其の中心を離れつゝ、ありしが爲に、國民は餘りに呑氣であつた、従つて當時の事情は、日本人には詳しく知られざる風がある、余は此重要事件の一端を特に世の青年に知らしめ、日本人の知能開發の一端に供したく感ずる、之れが又其の理由の二である。

使節として趨かれたる徳川公は、故慶喜公の相續者であり、其の家柄の正しき云ふに及ばず、其の人格其の才能にも超凡の所があつた、不幸にして早く世を去られ、其の全能を發揮せらるゝ折がな



つれけれども、余は同公に従ひ、其の人物を敬慕し、十年以後の今日を好記念として、同公の事業人格を世人に紹介し、其の知遇に酬んとする、之れが又其の理由の三である。

余の尊敬する伊集院大使は、我が使節の一行に對して終始親切を盡され、日伊兩國國民親善の爲めに努力せられた、而して本書中に掲げあるが如くに、我人道使節を伊太利の政府及國民が心を盡して歓迎せることを、日本國民に傳へられたしとの公文を外務省宛にて發せられて居る、余は同大使の此の言を國民に傳へることが、余の責任なりと感ずる、此れが又本編を公にする理由の四である。

## 二人道使節としての徳川公一行の戦線 訪問の任務と其の國際的反響

時は正さに、大正七年（一九一八年）五月十日即ち大戦中の事であつた。日本赤十字社は、歐洲に於て戦時の救護事業に従事しつゝ、ある味方同盟國の政府、赤十字關係者及軍隊其他を慰問せしめ、日本國民の同情と感謝とを友邦人に致し、同時に救護上に必要な材料を贈呈し、友邦の人道事業を援助

せんとし、遣外慰問使を任命することとなり、徳川慶久公は此の任務を擔當せらるゝこととなつた、之れ日本として、空前の事業である。

此の任務は、國家政府よりの命令ではないにしても、人道と稱する崇高なる目的を有する重要任務であり、「國民的存在物たる赤十字」の代表であり、過去に前例なき重要事でもあり、大戦時の冒險事でもあり、頗る重大の任務であつたが故に、門地群を抜て高く、才學衆に秀で噴々の名聲廣く世に聞へたる徳川公が、此任に當られることになつたのは、確かに當を得られたるものであつた。

公の一行は、戦中各國政府及軍隊慰問の多忙なる任務を勤めらるゝ傍ら、各國赤十字の新しき事業を調査研究し、日本赤十字の参考の資となす可しとの本社よりの依頼をも引受けられたのであつた、而して徳川公は、迎接往訪寸暇なき間にも、好く此の任務を盡されたのであつた。

公の一行は、渡米の後、米國の國賓として一般米國人より歓迎せられ、初めには、騎馬巡查の護衛さへも附せられた程であつて、米國に於ては、桑港に上陸する匂々、四方よりの名士の歓迎會にも臨まれ、而して米大陸の横斷の際には、一行の乗り込める汽車の停車場に到着する毎に、晝夜となく其の地方の老幼男女は、群り來り歡呼して一行を迎へ、徳川公は一々之れに對して挨拶せられたのであつた、恐らく米國として、日本人に對して斯程の歓迎を爲したことは稀であつたらう、安政年間、徳



川幕府の初めての使節として、新見、村垣、小栗等幕府の三大官の米國に渡りし折には、初めての使節でありし爲めに、地方民の日本人に對する歓迎は、至らざるなしと云ふ風であつた事を、米人フオスターの著書中に見たのであるが、人道の使節たる徳川公は、故將軍（エンシエント、ルーラー）の後裔として、米人の口と筆によりて宣傳せられ、現大統領、前大統領、大臣、名士及一般米人よりして大歓迎を受けられたのであつた、詳しい事は、後節、日記中に述べてある、人道の使節として米人の歓迎を受けたと云ふ一事が、既に日本民族の名譽の爲めに、又日米兩國國民の交歡の爲めに、重大なる意義を爲したものであつた、失敗外交の使節などとは、其の重要さに於て比較にはならない。

徳川公を歓迎するに付て、米人も頗る注意したものであり、米國赤十字本部を訪問せられた場合の如きは、二千の男女歡呼し拍手し、同時に嚴かなる樂隊を奏し、活動寫眞は各面より撮らるゝと云ふ有様であり、其の夜の宴會には、食卓表に、安政の日米條約十二ヶ條を日本文の儘に刷り出し、之れを美術的に配列し、又米人の初めて日本に上陸せし折の錦繪をも印刷して、之れを列席者に配布し、斯くして以て兩國親交の歴史的回顧を爲さしむる等、用意周到なものであり、而して國交の上に頗る重要な場面を顯出したのであつた、徳川公が國民的使節となられしことは、眞に意義ある國際的事實であつた。

ウヰルソン大統領は大正七年（一九一八年）七月八日、日本皇帝陛下へ、左の電文を送られたのであつた

「徳川公爵及其一行の米國來訪は、其事の苟も人類の幸福に關係ある場合に於ては、貴帝國政府及其國民が、直に之に呼應し、共同其事に従ふ可しとの精神の表徴とす、時局頗る艱難にして人類塗炭に苦める大戦時に際して、日本國民は、其の赤十字を通じ、同胞諸國民との關係に於て、日本國民を指導する人道主義に付て、堅實耐久の實證を示したり。

徳川公爵の來訪は、人民の艱苦に惱める場合に於ては如何なる時に在りても、日本國民は之れに同情し、之れを救助すべしとの明證として、米國赤十字及米國民に依り、永遠に記憶せらる可し。」

日本天皇陛下は、右ウヰルソン大統領の懇摯なる親電を御嘉納あらせられ、大正七年八月九日、畏くも、左の如き優渥なる御親電を、ウヰルソン大統領に送り賜ふたのであつた。

「徳川公爵の主宰する赤十字使節の一行に關して、閣下の寄せられたる懇篤の電報は、幸に日本國の感念を嘉納せられたるを嘉び、朕の深く尊重する所なり、戦争に依り避く可からざる慘禍を輕減



するが爲に、全力を傾注するは、即ち朕及日本國民の切に体して其の目的とする所とす、朕は徳川公爵の往訪に依りて、此の目的に向ひ幾多の裨益あらんことを希望して止まざるなり、尙朕は同公爵に與へられたる優遇と閣下の音信とに對して、茲に熱誠の謝意を表す。」

右御親電は、國民として之れを拜讀して、恐多く感ずるところである。

徳川公の任務は、斯くの如き効果を生ずるに至つたのであつた。國民は記憶すべし

徳川公は、大西洋を渡りて、歐洲の戰場を訪はる、こと、なつた、時恰も獨逸の潜水艦は、狂暴を極めて居つた時代である、發するに先立ち、歐洲より米國に來れる幾多の船舶中の二隻は、獨逸潜水艦の爲に、撃沈せられたりとの悲惨なる報道を我等は耳にしたのであつた、以て其の危険程度を推察し得べし、東京を出發するに臨み、日本赤十字社よりは、

「航海危険の有無取調べ安全の方法に依り渡英の事、但し大使館若は領事館に依り、本邦と一應電信往復を爲したる上確定すべし」

との訓令を我等一行は受けて居つたのである、余は余の責任として、此の命ぜられたる任務を周到にせんと欲し、徳川公に向つて、「事態斯くも危険である以上は、本國に一應照會す可きか」を御尋したのであつた、徳川公は、即座に答へらるゝには、「其れには及ばず、此所迄來りしからには、渡歐せざる可らず、死は初めより覺悟の上の事である」と、余は徳川公の決意固く、何んの狐疑をも有せられざるに感歎した、之れ以來余は益々公の尊崇すべき人格に敬服したのであつた。

大西洋上の航海は、平時とは全く異つて居つた、ニューヨークを發するに際しては、商船十數隻は一團となり、其の先頭には護衛として英國の驅逐艦進み、次で英國の一大巡洋艦控へ、其後に商船は續くのである、第一日は、左右に米國水雷艇の護衛あり、上空には、飛行艇警戒すと云ふ物々しき風であつた、商船隊には、米兵及濠洲の陸兵多數乗り組みつゝあつた、濃霧ある時には、各商船衝突を恐れて悲哀にして異様なる耳ざはり悪き大笛聲を發ち、互に警戒しつゝ進むのである、平常の大西洋航行は、楽しきものであるに對して、此の航海は確かに戦争であつた、乗客は常に、一定の式を以て浮袋を軀に附するのであり、食時の折のみ、之れを外して傍に置くのであつた、水上敵あり水下に敵あるの狀であつた。夕には何人も甲板に出づるを禁ぜられ、燈光は外部より見へぬように周到用意するのであつた、余は日露役中、朝鮮にも又滿洲にも出征者として往復し、樺太にも渡つて、戦時の航



海に付ての経験は、夙に有して居たのであるけれども、此の大西洋航海の如き物愴きものは、未だ曾て體驗したことはなかつたのである、同船中には一行九名以外に、日本人としては、各々重任を有せらる、田中館、櫻井、中村の三理學博士が居られた、公爵は斯る航海に於ても威容端然人に接し、立派な日本赤十字の國民的使節として起居せられた。此の渡航は余としては全く決死の事であり、大磯の留守宅にも、兼て決死を通告して置いた程であり、日露戰爭中、一度は朝鮮及滿洲に、一度は樺太に出征して、生來既に再度の決死を爲し、此時を以て之れて三度目の決死であつたが、徳川公は、生死などは全く度外視せられ、平常と何んの異なるなく、流石は慶喜公の御繼嗣であるとの深き敬意を捧げざるを得なかつた。

徳川公は、無事英國に渡られた、滯英中、幸にして獨逸飛行機の襲撃は受けなかつた、佛國巴里には、例の恐怖すべき遠距離砲は、未だ巴里の市民を無慘に殺しつゝ、あつた折である、徳川公は之れを聞かれても、常に笑顔を以て我等に接せられた、我一行は、サザンプトンから佛のアーブルに向つた、流石は此の海峽方面は戦地であり、渡航者の取調も頗る嚴重であり、海上海岸の警戒は、物々しかつた。一行はドーバー海峽も無事に過ぎて無事アーブルに上陸した、一行は祝杯を擧げた。町はさみしかつた。葡萄酒の味は不相變珍なるものであつた。

一行はアーブルから巴里に向つた、途中は全然戦地であり、ロアンにては獨の飛行機が、線路に向つて爆弾を投下したる跡なども汽車より瞰た、夜巴里に到着した、巴里は、燈光もなく音響もなく恰かも大森林の中に入れるが如き心地がした、余の以前より大いに好める巴里は、今や全く別世界となりつゝ、あつた、街燈は絶無ではなかつたが、飛行機を防ぐ爲めに、淡青色を呈せしめてあり、恰も墓所に於ける青い燐の燃へつゝ、あるを見るが如き悲哀愴絶の景であつた、平常不夜城の稱ある巴里は、全く死滅したのであつた、余は公爵に此等の事を語りつゝ、戦場の荒廢を悲んだのであつた。

巴里に在りし折、一夜獨逸の飛行機は顯はれた、併し乍ら爆弾投下は行はれずして、敵機は去つた、「やがて大舉し來る前兆也」と佛人は余に告げた、一行の巴里に入れる頃には、幸にして遠距離砲も止んだ、當時敵は佛軍に早朝の眠込を襲はれ、巴里に近き其袋地を棄て、周章狼狽して退却し、敵の旗色俄然惡くなつた爲めなのであつた、佛國にては、公爵は先づ戦地に近き佛國の病院を見舞はれた、我等は、森林の中より、初めて多數のタンクの猛獸の如くにノソリノソリと表はれ來たるのを見たのであつた、公爵は、「君愈々戰場らしくなつたネー」と、ほゝ笑まれ、公爵は如何にも愉快そうに云はるのであつた。

佛國軍方面の訪問を無事に終へ、佛國政府の接待役人や軍人の案内を一先づ辭して、在佛米國赤十字



の案内を受け、米國軍の受持てる方面に一行は米國軍人の操つる自動車を飛した、佛國の美しき田舎道を自動車にて飛ばすのは、頗る興味があつた、道は坦々遠く一直線であり、兩側には美しきボプラ又は林檎の並木遠く列り、妙塵は我等の顔や目や體やを痛く汚したけれども、公爵は大いに興せられた、愈々戰場に近ける頃には、四邊暗黒であり、米人の歩哨は我等の自動車に對しては、「ライトオフ」(明りを消せ)と命するのであつた、公爵は、ほ、笑まれ乍ら、「大分物騒になつて來たネー」と余に私語された、此の夕大雷雨俄かに來り、雷光閃々、眞に戰場らしき恐ろしき光景を呈したのであつた、自動車は、暗黒の中を、光明もなしに、コト／＼と音して進むのである、光景愴慄である。

米國赤十字の戰場の慰問を終へて、一行はデイジョンを午後一時に出發し、深夜の二時に巴里に着いた、斯る旅行は、戦中であつてこそ、初めて行はるゝ事であつた、決して樂な旅行ではなかつた。途すがら佛國の田舎の様子を調べつゝ、過ぎた。田舎は老人と小供と女のみ。

公爵は佛國內の慰問を終へられて、白耳義の戦線に向はれた、安達公使は同乗せられた。

白耳義に於ては、先づ總理大臣に會見せられて、種々重要な問答があつた、總理は「向後白耳義は中立國としての存在を廢止すべし」との事を此時余等に洩された程であつた、又リエージュの守將として有名なるルマン將軍を其の居所に見舞れて、獨逸軍が白耳義に侵入當初の情況をも詳細に聞か

れた、戦地にて皇帝皇后にも謁見せられて、敵前の假御所乍ら、一夜種々の御物談りもあつた、又大本營にては、陸軍大臣、參謀總長其他の將官連とも會見せられ懇談せられた、戦線の第一線にも進んで趣かれ、毒瓦斯除けの面を身に着けて、汚水の湛える塹壕をも見舞はれ、頭上に巨彈の飛び行くのにも會せられた、又夜中探照燈の彼我戦線の各地に輝ける物騒千萬の平野をも自動車にて屢々往復せられた、興味は無限なりしも、恐る可き旅であつた、公爵はいつも淡快洒脱に此間を過ぎされたのであつた、一行は安達大使の勞を感謝した。

公爵は佛國を去つて伊太利に向はれた、途中食物もなく旅舎の用意もなく、一行は困惑したこともあつた、羅馬に着した後、伊太利政府は大いに一行を歓迎した、一人の少將と、一人の外交官とは、一行に附隨せしめられた、ローマにては、皇太后に謁見せられた、ローマより伊太利の戦線に向はれ、戦地にて皇帝に拜謁せられ賜餐があつた、敵前の塹壕に入りて眼下に戦況を見られ、我等の面前にて、伊太利軍側より敵側に砲彈を送り、敵の哨舎を破壊する作用さへ親しく視られた、而して有名なるグロッパの嶮を見舞はれし折には、敵より砲彈を亂射せられて、一行に隨伴せる一人の伊太利人は傷いた程の危険にも遭遇せられた、然かも公爵は常に大膽であり、舉作常の如くであつた。

伊太利より自動車にて端西に向はれた、伊太利の將校に送られて、國境に來り、戦時の國境を自動



車にて通過する時などは、頗る嚴俊なものであり、「君は辨慶の役だね」と公爵は余に冗談を云はれ、劇的場面の觀があつた、伊集院大使は、九月十六日發にて、日本の外務大臣に宛て、左の報告書を提出して居る。

「徳川公爵一行の當國訪問に際し、當國政府及赤十字社は、多大の歓迎を爲し、外務省は、前日本大使館參事官フエランチを又赤十字社も專屬の接待係を附け、當國巡察中の便宜を與へ、當地にては、赤十字社長の宴會には、總理、陸海大臣、外務高等官等出席歓迎を爲し、本使の催せる晚餐にも、伊國側の高官出席し、戦線にては、本使同公爵を帶同し、大本營にて皇帝に謁見、食事を賜り、更に第二軍團長アオスタシノ、及デアアツ參謀總長も亦夫れ夫れ一行に食事を供し、第一線の巡視等一行に對する好遇は、獨り赤十字慰問使に對するのみならず、又我國民の代表者として欸

待するものご認むるに付、右伊國の好意は、成るべく一般國民に然るべき方法にて周知せしめられんことを希望す」

伊太利に於ける公爵の訪問は、兩國の爲めに重要な意義を爲したもなること、右の報告にて察知し得らるゝであらう。

公爵は端西に渡りて、同國大統領初め各國務大臣より歓迎せられた、又國際赤十字委員よりも、歓迎を受けられたのであつた、國際赤十字は、各國赤十字に向つて、左の報道を爲して居る。

「日本赤十字社本部は、國際的共助と國際的同情との觀念により日本の聯合國たる諸國の赤十字に、友誼的語辭を齎らしめ、同社の委員を歐洲に派遣したり、本委員會は、ヂユネーヴに於て去る九月同委員を迎接したり、人道に關する此の喜ばしき行動は、是より先き左の書翰を以て、本委員に通報ありたりたり

徳川公は端西を引揚げられ、之れにて大切の使命を終へられ、巴里に向はれ、其れより倫敦に留まら



れ、更らに埃及研究の目的を以てスエヅに趣かれ、其れより印度洋を経て、無事歸朝せられたのであつた。而して陛下に拜謁を仰せ付けられ、優渥なる御詔を賜はつたのであつた。

要するに公爵の任務は、清く高く然かも有益にして名譽あるものであつて、通商上又は政治上の條約を結ぶが如き任務などは異つた意味に於て、我が皇國の爲めに効果重大なるものがあつた、公爵の努力せられたる此の重要な勞苦に對して、國民は感謝して然る可きであらう。

公爵の渡歐は、酒池肉林の間に、氣樂な形式的な往訪接迎をせられたる如き無意味のものにあらずして、生命を賭して、人道及國民の盡めに爲されたる奉公であり、犠牲的の使命であつた、而して、常に英語を以て彼等歡迎者に對し答辭としての演説を爲され、日程は切りつめて定められてあり、非常に繁忙なものであつた、公爵の欲するが儘に、風景や市街を遊覽せられ、又はレストーランに食事せらるゝ自由な時間は少しも有せられなかつた程である、又西洋の事に慣れぬ人を部下として十人も率ゐられたること、て、公爵の心勞は大なるものがあつた。

大戦中軍人は別とし、一般の人にして、公爵の如くに、味方の國の凡ての戦線を巡られたる人は他にあらざりしなるべく、公爵の如くに、政府直接の命を帯びずして、列國の大統領や皇帝や政府や並に名士や國民やより、國賓的に歡迎せられたる人は、他になかつたであらう、公爵の爲めに此の事は

光榮であり、同時に日本國民の爲めに名譽であつたことを、余は一行の一人として、無上の感喜を以て常に眺めつゝあつた。公爵の人道の使節としての任務は、重大なる効果を、内外に奏せしものと云ふべきである。

### 三人道使節の大戦中歐米訪問日記

本日記は蜷川自身の手記である

#### (一)太平洋の部

一九一七年即ち大正七年六月十四日 午前九時十四分、徳川公初め一行は東京驛を出發した、朝野淑女紳士の見送るもの無慮數百人であつた。

十時神奈川に着し、コレア丸に乗船した、此所にも亦見送人は非常に多くあつた、主として徳川公の爲めの見送であつた。

六月十六日 海上に於て、英國コンノート殿下の乗船に出會した、外交上の任務を以つて日本に來らるゝのであつた。



六月十七日 米國は米國赤十字の爲めに醸金すべしとの趣意にて、船客の會合を洋中に催した、余は米人の拔目なきに感心した、彼等は我一行を利用するのであつた。

六月十九日 風雨強く船の動搖は甚しかつた。

六月二十日 三等客中の日本人一名病死し大いに同情した、水葬行はれ、余は之れに列した、此日布哇本願寺の中學校教諭來室あり種々布哇の事情を話された、參考となつた。

六月二十一日 バンパシフヒツクユニオンより招待の電報に接した、余は直に返電した。

六月二十二日 布哇の日本赤十字支部より歓迎の電報に接した、返電した。

六月二十三日 布哇に着し、公爵初め一行は米人の出迎を受け、上陸して領事館、水族館、バンカントリークラブ、日本人移住地、砂糖製造所を歴訪した、米國赤十字のホノル、支部長の懇切なる案内によりて、諸方を見た、四年前歐洲開戦の其の月には、歐洲の歸途來哇し、其當時の陸軍少將田中義一氏に同行して、此地の兵營など見物したことを想起した、當時獨逸の軍艦は布哇に居つた、今は斯るものなし、又其當時に比して、布哇に於ける諸事物の整頓せるものあるを見た、太平洋上には幸にして敵艦は見へざりしも、布哇の船舶出入は、仲々嚴重なる監視の附せらる、あるを見た。

六月二十四日 布哇を出帆した、諸井領事や米國赤十字支部長其他の見送りを受けた。

六月二十五日 此日一行の食卓の配置が變つた、蓋し米國內務長官レーンの一行が、布哇から乗船した爲めであつた、徳川公とレーンとは同食卓となつた。余は同卓を離れた。

六月二十五日 風激しく余は氣分優れなかつた、公爵には頗る元氣で居られた。

六月二十六日 余は演説材料を準備したり、讀書なぞした、「ワシントンの告辭」を讀み大に敬服した、此夜余は、レーン内務長官と種々の話を試みた、氣力旺盛な闘士然たる人物であつた。

六月二十七日 船上にて乗組員の角力及競争あり、夜賞品授與式行はれ、徳川公は會長に推された、米國赤十字醸金の爲めに、各人の所持品を持出して、之れをせり賣する競賣會が開かれたが、米人は金を集めることには慣れたものであつた、感心した。

六月二十八日 波頗る高し、一行皆な無事であつた、余も慣れて常の如くであつた。

六月二十九日 内外人の別れの宴あり、レーンは、政治家らしき態度にて、大聲にて演説した、徳川公も英語にて演説せられた、レーンは日本海軍に感謝し、日本の航海業を祝福したのであつた、太平洋は大戦前及其後の數年以來、日本のものとなつて居たのであつた、心強く感じた。



## (二)米國の部

二六八

六月三十日 桑港に着した、米國官憲、米國赤十字及日本領事の出迎あり、頗る盛んな歓迎であつた、米國赤十字本部からは、永く横濱に居りし米人キーン氏を接待員として特に一行に附せらるゝこと、なつた、此日米國官憲は騎馬巡查數名を出して、徳川公の先驅を爲さしめた、恰も國賓を待つ禮儀であつた、此夜領事の晩饗會が催された。

七月一日 徳川公は、市長を訪問せられた、米人自慢の公會堂や圖書館を見物せられ、米國赤十字太平洋區本部を訪問せられて、日本赤十字よりの使命を告げられた、此際一名の米國記者あり、余に向つて問ふて云ふには、「君の腰に吊せる劍は何んの爲めに佩はるゝなるや」赤十字が劍を佩ふ事は我等には奇に思はる」と、余は、「日本赤十字としての制服たるに過ぎず」と答へて置いた、歐米にては、軍人でさへ丸腰の彼等であるが故に、人道の使節たる赤十字の佩劍を異様に思ひしも無理ではなかつた、其時以後我等は佩劍を止めた、夜フェアモントホテルに於て、日本人俱樂部の招待會に出席した、有名なる馬鈴薯王牛島氏も席にあり、演説があつた、同氏は小栗上野介と勝海舟とを幕末の二偉人なりと斷じて、余に話されたが、小栗上野介の事に付ては、甚しく研

究足らざるを見た、何人にも史實の不備よりして此の過失はある、余は其の研究者として説明を試みたが、牛島氏は自信強き人であり、何れ又後日論争しようと思ふて別れた。

七月二日 此日三回の歓迎宴に接した、米人數人の親善演説を聴かされた、米國の戦時船體團長シユワツプ氏や、太平洋區本部長ヘール氏も、歓迎者の中に居つた、藤井副領事の英語演説は、美しく聞へた、米人は演説が好きであり、又従つて一箇の商人でさへも仲々演説は上手であつた。

七月三日 赤十字接待員の案内にて桑港を去る二十五哩なるフレモントのバラック兵營を訪問した、熱心に無數の新入兵が射撃演習をやりつゝあるを見た、何事にも自慢して米人は説明しつゝあつたが之れが米人の風である、病院も見物した、僅に何日間にて建てたと云ふのが米人の自慢であつた。

七月四日 此日獨立祭にて、サンフランシスコ灣アラメダに於て、六千噸級運送船數隻の進水式を見た、三十八日間にて進水するに至れることを、米人は自慢して我等に説明した。夜佛國戦線に於ける米人の活動ぶりを活動寫眞にて見た、人民に對する好い宣傳であつた。

七月五日 桑港を出發した、午後四時、サックラメント停車場に於て、篤志看護婦夫人の一隊に歓迎せられた、其の服装は、感じの好いものであつた、種々の物品を贈られ、色々と話を交へたが、



一々接待して對話するのも好い観察となつた。

七月六日　オグデンにて一時下車し、米人及日本人の歓迎を受けた。

七月七日　午前中にイエローストンパークに到着した、之れ天然公園として、世界屈指の大自然である、夜同地滞在米國人の歓迎會あり、公爵の演説あり、米人も演説を爲した、余は頭痛にて、バックに引籠つた。温泉の大浴場にて泳ぐことが害を爲した。

七月八日　終日大自然の中を大型の自動車にて走つた、米大陸の分水嶺たる森の中にて少時休憩したのは洵に壯快であつた、川、港水、大森林と、次から次へと大自然に觸れて行いた、有名なる大カニオンの附近に來り、四百呎の大瀑布を近く前面に眺めつ、林中に分立せる小きテントの客となつた、野生の栗鼠は、遠慮なく我等の側に來りて鳴き、數匹の大熊さへ近くに顯はれ來りて我等に食を求むるのである、彼等は人に慣れ人に害を加へないのである、面白し、世界の他に見ざりし奇現象である。

七月九日　此日新婚旅行の一組の若夫婦あり、其の自動車を前夜の中に、荒熊の爲めに全然破壊せられ、歸るに歸られずとて、若夫人が人前をも憚らず泣きつ、あるを見て、如何にも氣の毒に思ふたが、此夫婦は其の車體中に旅行用のパンを用意し置きしが爲めに、熊は之れをかぎつけ誠に結

構の食物也として、遠慮なく其の大力を以て、深夜の中に、車體をメチャクに壊して「マダあるか」と探し立てたのであつた、日本では聞くを得ない旅中の一の土産話である。

此地の名所グランドカニオンは、斷崖に立つて、脚下を俯瞰すれば、遠く數千尺の崖下に、細く絹の糸の如くに見へる溪流の美しく音もなく流る、のであつて、壯絶奇絶の景であつた、附近の岩角には、大鷲の巢さへ諸所に見へるのであつた、同行の公爵の令弟勝伯は、ホテルより釣棹を借り來り、谷間にて釣を垂れ、ヤマメの如き川魚を多く釣られた、余も一尾を釣り上げて、之れを其日に瀧見物用の乗合自動車にて知り合となれる米國貴夫人に進呈し、深く感謝されたのであつた、釣れたら呈すべしとの豫め約束したのだあつた。

七月十日　出發、道をマンモス温泉場の方向に取つた、途中余の好物なるアボリナリス鑛泉の、崖下より湧出するのを見て、一掬して此の清泉を味つたが、歐洲のホテルならば、高價なものである、四邊は山岳であり、途中一萬一千尺の高峰を見た、又七千尺もある天を磨するが如き大石門を仰ぐ、ゴールデン、ゲートと米人より名づけられて居た、其れより又火山岩にて自然に成れるシルバーゲートと云ふ奇景も見た、此の寂しき山奥に、駿馬に跨れる一人の美しき女學生らしき婦人が、旅装に身を固めて、悠々唯だ一人にて進み行くを見た、總てが米國式にて、米國にて初め



て見られる景色であつた、米人の案内にて洵に面白い旅をした。

七月十一日　オグデンに到着した、日米人の歓迎を受けた、リード、ホテルに少憩し、シカゴニ向つた、此夕或る少き村の停車場にて、少時停車せし折、歡迎者中に一老婦人あり、余に色々話を交へたが、此婦人は英人であり、米人に嫁したものである、其の子は飛行家として、今佛國戰場にある「此戦争には總の人は、一切自己と云ふことを云ふ可らず」と、熱心に余に説かれたのも感興を以て余は聴いた、又或男は「君等は佛國に行くか」とて、痛く悦ばれた、此の大戦に對する米國人民の熱を窺ひ知ることが出来た。

七月十二日　此日終日各停車場にて、地方の無数の米人より非常なる歓迎を受けた、小供に至る迄一々近付き來つて、我一行に握手を求むるのであつた、婦人等は、さも親はし氣に近づき來り、色々話を余等に交へ、唯單に形式一點張りの出迎てはなかつた、或る時は一分隊の兵士が、軍樂隊を率ひて音樂を奏しつ、來るのもあつた、公爵は一々之れに對して挨拶せられた、余も出來るだけの誠意を以て、米人に對したのであつたが煩は煩なりしも厭はず愉快であつた。

七月十三日　シカゴに到着した、此地の歡迎は、又甚だ盛んであつた、若き婦人が軍装し「戦時運轉士」と云ふ附號を其の片腕に付して、一行の自動車運轉をせられたのは、特に雄々しく感深く

あつた、皆な夫々著名の人々の息女である、午後六時半シカゴクラブに於て歡迎會の催されし折には、有名なる製鐵王のデーリー氏や、御札博士のスタール氏や、其他著名の銀行家や法律家なども多くあつた、全シカゴの名士を網羅したのであつた、公爵は答辭を述べられた、余はデーリー氏初め名士と色々話を交へたが興深かつた。

七月十四日　グレイドレーキの海軍練兵場に至り、米人の案内にて詳細なる觀察を爲し、多數兵士の裸體にて沐浴する所までも見物し、軍樂隊の大規模の行進演奏なども見せられた、米國は、驚く可き勢を以て四萬の水兵を養ひ、急速なる軍備擴張しつ、あるのを知つた、飛行機も四千臺ありと説明せられた、夕頃よりシカゴの佛國獨立祭講演會に臨んだが、大雄辯家多數あり、佛國を讚美し、佛國に同情するを聞いた、滿場の人は、我一行の入場して階上に着席するや、總起立を以て、日本に敬意を表した、我等は感謝した。

七月十五日　米國赤十字の事業を視察し、多數米國婦人の歓迎を受け、カンティンにて饗應せられた、品位高尚なる一夫人あり、主として接待せられたが、其の應接ぶりに敬服した、看護婦は給仕として周旋せられた、何れも應待甚だ慇懃であつた、次から次への對話は好感を我等に與へた、四時半シカゴを出發した、然るに一行の荷物ホテルより來らず、汽車は米人の好意にて十分間發



車を止めて、我等に便宜を與へられた、稀れなる事件であらうと思つた。

## 七月十六日

此日沿道の歓迎は、例の如く盛んであつた、美事なる林檎など、到る所にて贈與せられた、余之れを味へるに、頗る美味であつた、四時半華府停車場に到着した、米國赤十字のデビソン氏初め米國赤十字の歓迎は、盛大であつた、大統領の令嬢も來り迎へられた、令嬢は一行に對して歓迎の辭を述べられた、レンズは此の美人と公爵とを並べて撮した、夕、大使館にて饗應あり、大使は我等を慰められたのであつた、昔から知れる石井子であつた。

## 七月十七日

華府を去る二十五哩なるミードの兵營を訪問した、兵士の出征したる後とて數は少なかつた、又大統領夫人の列席せる同地の兵士慰安所の開所式に列席し、夫人より握手の名譽を與へられ、又米人の歓迎を受けた、餘り高雅の夫人とは見えられなかつた、夜大使館にて、正式の饗宴あり、米の内務大臣、陸軍大臣其他軍人等出席した、石井大使及徳川公の演説あり、米の陸軍大臣ベーカーも演説した、互に日米の親善を説いた。

## 七月十八日

大統領の用船メーフラワー號にて、ワシントンの墓に參詣した、先年珍田大使及田中少將(後の總理大臣)に隨ひ、同じ船にて、同じ所に行きし事を想起した、之れ米人の爲す不相變の但手厚きもてなしである。山河舊に依りて麗しく英靈長へに米國を守る。

午後三時米國赤十字本部を訪問した、婦人二千人集り、非常なる歓迎であつた、石井大使も同行せられた、公爵は演説せられ、非常な拍手を受けられた、夜は米國赤十字の盛大なる歓迎宴に列席した、デビソン、ダブルデー、デビス三氏の演説あり、大使の演説と公爵の演説とあつた日米の親交に付て、お互に力説したのであつた、唯單なる赤十字的の宴會ではなかつた。

## 七月十九日

有名なる議會と圖書館とを詳しく參觀した、歸途チエビチエビ、クラブにて饗應せられた、美しき大庭園あり、ゴルフに最も適した場所であつた、席上、大使とデビソン氏とは、日米親交の交歡辭があつた、此時デビソンは、亞弗利加猛獸狩の事を余に話し、戦後には西伯利に行つて虎狩す可きが故に、貴君は世話せられたしと云つた、商人とも思はれず、一箇の英雄らしき人物也と思はしめた、確に偉人であり、ルーズベルトと親友であつた、午後一時半、白亞館にて大統領に謁見した、大使もデビソン氏も同行した、大統領は、日本の赤十字を賞揚し、此事業の爲には如何なる便宜をも諸君に供すべしと述べられた、公爵は答辭を述べられた、二時半國務卿を訪問した、不在にて代理に面會して挨拶を述べた、此日四時出發、ニューヨークに向つた、九時ペンシルバニア停車場に到着、日本人無數の歡迎者は、手に手に赤十字旗をかざして、我一行を迎へた、一行は、ワルドルフ、アストリア、ホテルに入つた。



七月二十日 ユニオン、クラブにて、日米人の歓迎會があつた、一人の大銀行家たる某米人は、演説の中途にて、次の文句が出てなくなり、「ドーも病氣で頭が變です」と云ひつゝ、席についたのは米人としては珍しい演説慣れない人であると思つた、此日飛行場を訪問して、飛行機の空中運動を見た、空中の運行美事であつた、多數の米人同行した。

午後二時より、ロングアイランドに至り、ルーズベルト前大統領を其居に訪ふた、同氏の子息は、此時恰も戰場にて戦死せられた時であつた、公爵は其の忠勇を賞揚せられ、其の死を悲まれた、ルーズベルト氏は、熱心に日米兩國の親善を説き、此の親善と世界の平和との關係を演説せられた、同氏の家には亞弗利加にて狩せる猛獸の剥製が多く飾られてあつた、日本より贈られたる二振りの大刀も飾られてあつた、ロ氏は之れを説明せられ、日本に感謝せられた、室内にての對話も、確かに演説であつた、午後五時デビソン氏の廣壯なる別荘に泊した、室内には亞弗利加にて狩せる猛獸の剥製が多くあつた、知人數十人を集めて一大宴會を開かれた、席上公爵とデビソン氏とは、日米親善を力説せられた、余はデビソン氏の令嬢と席を隣にし、食事中、色々話を試みたが、氣品高き婦人であり、好く歐洲を知つて居られた、二三回行かれたとの事であつた。

七月二十一日 デビソン氏一家と、附近の寺院に參詣した、日曜の爲めである別荘地なれども信者

は多く居つた、ダブルデー氏を訪問した、此邊美しき別荘のみあり、美しい地區であつた、午後四時デビソン氏と別れ、ニューヨークを指して、一行のために用意せられたる小蒸汽にて去つた。輕快を覺へた。

七月二十二日 ニューヨーク赤十字支部を訪問した、米國赤十字社の爲めに、日本婦人一團の協力しつゝ、あるのを實檢した、其日本婦人は、四十七人であるのも面白く感じた、此日は赤十字の模範仕事場並に、家庭部などを視察して、米赤十字の活動ぶりの偉大なるを知つた、次でニューヨーク公園内のロリラード、マンシオンに於て、篤志盾護婦の接伴にて食事を饗せられた、此時歡迎に來れる有名なる國際法學者モリア教授と會見し種々交話した。

七月二十三日 株式取引所を參觀した、理事總出にて一行を案内した、余の側にありし一理事は、余と共に階上より株取引の群集を瞰下し、「あすここにジャツプあり」と、斯く云ふと同時に、此人は其の失言を氣が付きしもの、如く、恐縮して余に陳謝し、「語辭を縮める爲めにツイ／＼ジャツプと云ひしが、何等の惡意あるにあらず、ドーゾ允されよ」と、をかしかつた、米人には此の惡い風がある。

次でモルガン商會に至り、一切の祕密室をも見るを許された、金庫巨大にして、恰も砲臺の如



きに一驚した、何れの部分に人が立ちても、直くに反射して、其の人を知り得るが如き仕掛に出來つゝあるを見て、流石に金の米國也又世界のモルガン也と思はしめた、デビンソンは此の大商會の一二を争ふ敏腕家であるを見れば、彼れも亦一代の人物なるを敬歎せしめられたのであつた、モルガン其の人の寫真を見て、一種の人物たる人相を有するを知つた、モルガン商會にては、如何なる紙片にても、十日間は保存し調査し、然る後に焼き捨て去るのである、用意の周到なるを愛した、紙屑場も見た。

其れより有名なるウルウォースビルデングに登つた「世界一の建物也」と米人は誇りて一行に説明した、余は「佛のエツフェル塔は高さ三百米突であるが、此塔の高は何百米あるや」と尋ねしに、案内の米人は一寸考へ居りしが曰く、「私は米突とフヒートとの關係はどうも知りませぬ」と、立派な米人であつても、メートル法を他國のものとし、彼等は可憫之れを知らぬのである、此の建物の最高の一室は、「ナポレオンの室」として、奈翁に關係あるもの、み装られつゝある、米人は何んの爲めに斯る事を爲すか一奇である、佛人こそ定めし之れを見れば快哉を叫ぶことであらう、下瞰すれば、民衆は蟻の如くに動きつゝある、一大摩天閣である。

晝は日本協會にて饗應あり、此際ベルモント婦人の満説は、美事な能辯であつた、公爵は一行の來意を満説せられた、喝采止まず、寫真屋は無遠慮に此情況を寫した。夕は日本人俱樂部の晩饗會に列席した、正金支店長一宮氏の演説あり、公爵と余と答辭を述べた、多數の日本人出席せられた。

七月二十四日 紐育市外、七十五哩に在るバサー女子大學を訪問せられ、公爵は日本人の人道心を演説せられた、次でウエストポイントに士官學校を訪問し、士官生徒の分列式を觀られた、ニューヨークに歸着せられしは午後十時であつた、此の日余は渡歐の用務にてニューヨークに終日留つた、此の日同志社大學にて先年教へたる數氏余を訪問し種々快談した。

七月二十五日 此日余は米國赤十字を訪問し、大西洋を渡るべき乗船の事を依頼した、船名等秘密にして一切知れず、渡航仲々に危険なる情況を聞き又察知し得た、獨潜水艦の加害益々激しとの話であつた、初めて戦争氣分となつた

七月二十六日 英國領事館に至り、旅行券や切符の事を處理した、午後は荷物の始末に着手した、一行同勢十人、荷物の數量非常なものであつた、戦地に向ふこととて、急用なきものは、悉くニューヨークのホテルに置き去ることとした、夕には日本領事館に別れの宴に招かれた。

七月二十七日 余は英國領事館、税關、及汽船會社に至り、渡航の事務を處理した、余は又諸種の報



告を認めて、日本赤十字其他に送つた。

二八〇

七月二十八日 會計を整理した、會計も亦余の事務であつた、煩はし。

七月二十九日 余は横濱正金銀行、郵船會社、及領事館に至り、事務を處理した、多忙であつた。

### (三)大西洋の部

七月三十日 午後二時ホテルを發して、埠頭に向つた、米國の軍人去來し、如何にも戦争氣分であつた、英國ホソイト、スターラインの二萬噸級なるメガンチック號に乗船した、決死は其面に表はれたる軍人無數乗船した、午後四時出帆してハドソン河の河口に投錨停泊した、若き看護婦の乗船するもの約百名であつた、平時の樂しき大西洋航海とは、全然趣を異にして居つた、共に死地に乗り入るのである。

七月三十一日 午後二時解纜、大西洋に向つた、大汽船十六隻一隊となつて進むのであつた、先頭は驅逐艇であり、次には、英國の大巡洋艦一隻堂々として航進するのであつた、左右前後には十數隻の米國水雷艇あり、先頭と後尾とは、各一臺の飛行機が爆音恐ろしく飛行して全船を警戒した、規則として救助浮囊を各人に帶はしめ、救命艇への集團方法も定められた、日露戦争中余の

體驗せる宇品よりの出征とは、此較にもならぬ程の物愴いものであつた、第一軍司令部と共に宇品出帆を爲せる當時は、回顧すれば呑氣なものであつた。

八月一日 昨夜中に、左右の護衛艇は去つた、護衛巡洋艦の優姿特に見立ちて堂々たるものがあつた、船中の軍人と看護婦とは元氣あつた、西洋人のこととて若き軍人と若き看護婦とは相携へて喃喃密語するものあり、頑固なる東洋人には、奇怪なる様子也と思はる、様な風であつた。世界は様々である。

八月二日 昨と變りなし、一行は無事であつた。

八月三日 兵士は、デッキにて下士官の號令下に操銃を行ひ、又士官と看護婦とは、甲板にて折々ダンスをやる、そうかと思へば、數十名の人々は圖書室にて靜かに讀書すると云ふ風であつた、日本軍人の出征とは、大分に違ふのであつた、余は一濠洲人と知り合となり、濠洲人が十數萬人歐洲に出征せる事や、船中には濠洲兵の一千三百人ある事を聞いた、彼等は太平洋を越へ、更らに大西洋を渡りて、戦地に行くのであつた、斯くして遠方の出征は苦もなく爲し得るのである。日本人は鑑むべきである。

八月四日 此日日曜日にて、舊教信者が式を備へて熱心祈禱するものあるを見た、同時に之れを嘲



り、余に向つて、「妙なものですネー」、「どうもあの様子は解せぬ」と話しかける米人さへあつた、之れ新舊宗教の反目である。

八月五日 異状なし、汽笛折々物騒しく鳴つた、船の衝突を警めるのである。霧深し。

八月六日 米國兵士と話を交へたり、散歩したり、濠洲人と交話したりした、濠洲人は大いに佛人の勇を賞讃しつゝあつた、之れ世界人の聲であつたらう。獨り日本人解せず。

八月七日 異状なし、土曜には(此日本曜日也)英國に着す可しとの事を耳にした、心嬉しく感じた、我等は北緯五十度以上にあるのを知つた、夏なれども冷し。北方の故也。

八月八日 濃霧あり、浪稍や高し、此日は最も危険界たる海洋上にあつた、海洋上にあつた食堂も食事以外には使用を禁ぜられた、各船の形は霧の中に出没し、互に連りに汽笛を鳴らし、船の接近を警戒した、巡洋艦は折々強力の白光を發つて信號を各船に爲した、光景物愴くあつた、此の間看護婦等は士官と戯れてゲラ／＼笑ふのも呑氣に聞かれた、午後五時英國の驅逐艇八隻左右に顯はれ出した、船中の人皆な喜色があつた、即ち船はアイルランドの北方に來たのであり、獨の潜水艇の最も容易く兇威を振ひ得る所なるを知つた。

八月九日 余は午前五時に起き出て、甲板上に行つて見た、人影殆んどなし、唯一名の士官と看護

婦と喃喃密話しあるを見るのみ、西方に愛蘭の山を見た、海上には水雷驅逐は十數隻護衛しつゝあつた、午に至りスコトランドの山も亦見へ初めた、船上檣頭より高く濃霧破れたる空際より、一飛行船の極めて近く飛ぶを見た、恰も怪物の顯はれたるが如し、「昨夜獨艇來れり」などの流言も耳にした、濃霧甚しく船は其間隔を大にしたもの、如く、他の多くの船は形を見失ふに至つた、敵に對する警戒の爲めでもあつたらう。

獨艇若し襲はば、二隻、三隻は容易に撃沈し得るのである、危し危し。

#### (四)英國の部

八月十一日 午前四時、リバープールに着した、霧深くして兩岸見へず、終日ゴタ／＼した、夕四時船渠に入り、五時半下船した、荷物陸上げは大混雜を極めた、勝伯の手荷物は一つ見失ふに至つた、在英の日本大使館の人も出迎へ居らず、ホテルの用意はなく、余は各所を馬車にて駆け廻りて、辛ふじて一小ホテルを見出し、一行は之れに入つた、米國赤十字の人々は、我一行の世話を爲す可しと申出たるも、既に英國に入りしを以て、之れを謝絶した、戦地の旅行たることが愈々體驗せられ初めたのであつた。



八月十二日 警察に出頭し各員記名した、平時の英國には斯る手續なし、十一日出發倫敦に向つた、汽車の座席もなかりしが、米の赤十字は、一行の爲めに座席を譲りくれた、感謝した、四時に倫敦に到着した、此所には珍田大使、本田熊太郎公使、大使館員、英國赤十字のスタンレー氏代理初め出迎はれた、其れよりクラリツヂス、ホテルに投じた。

午後五時半公爵と余とは、大使館を訪問して、種々打合を爲した、大使も本田公使も居られ、種々事情を話された。

八月十三日 英國赤十字社長スタンレーは公爵を訪問した、余は公爵に従ひ、英國赤十字社本部を訪問した、正金銀行に至り金銭の準備を爲した、市中軍人多し、併し平時と大した變りなし、唯だ人々の様子が荒つぽくなれるを感じた。以前の如くに禮儀正しからず。

八月十四日 警察に出頭した、タイムス紙上、一行の事を詳しく記してあるを見た、余を以て、ローヤー也としてあつたのをかし、俘虜給與品調製所を訪問した、獨土等に在る俘虜となれる英人に所要の物品一週間分を贈る所にて、一年百萬圓を要すとの事であつた、午後ハンマー・スミスの病院を慰問した、負傷兵上りの工場勤務の動作を見て、其の勤勉と政府の注意周到なるを感じた。

八月十五日 一行は英國赤十字を訪問して、戦時の事務に付き質問し、日本赤十字への報告材料とした、一體に英人は質問應答を好まず、時間を惜しみ、「詳しい事は書類を讀んでくれ」と答へて我等と別れた、本社よりの命令ある故に、余等は此の事を敢て爲したのであつた、但し相當に得る所はあつたが質問せらるゝのを好まざるは之れ英人式の丸出しである。

八月十六日 午英國赤十字の歓迎宴あり、一行は之れに臨んだ、列席せるもの英國知名の人であり、米佛人も居つた、席上スタンレー氏と外相バルフォア氏とは、日本に感謝するの演説を爲し、公爵は答辭を述べられた。

余の側に座せし一紳士は、余に向つて、「貴君は佛國の事情を好く知らるゝが故に佛國を理解せらるゝであらう、我英人は本來佛人を好まず、英と佛とは、何分にも親和困難な國柄である」と、英人は依然として英本位であり佛人を好まざるのを見た、此紳士は赤十字の事に盡して「サー」の位を得た知名の人であつた。

夕は大使館の招待宴に列した、ロントンの市中には、天空を磨する大探照燈が數ヶ輝いて居た、飛行機を防ぐ爲である。一大光線の柱にて偉觀であつた。

八月十七日 一時半サザンプトンに向つた、各人の荷物はスーツケース一箇宛と定めた、愈々戰場



に行くからであつた。

午後四時サンプトン着、英國官憲の取調は嚴重であつた、日本人に對しても信用は薄くあつた、一人の英人は私語して、「彼等は端西に行くとき」と云ふのを耳にした、日本人の中立國に行くのを危険して居たのを見た、蓋し先きに端西に行ける日本人中、獨軍に利益ある事を口走れる不心得を爲したる一役人ありし爲め也との事であつた、日本人が獨逸人を賞揚するのを英人は深く惡んで居たのであつた、日本人の不謹慎の招けるところなるを知つた、五時半ノルマニヤ號にてサザンプトンを出帆した、海上には、大探照燈晃々として輝き警戒は非常なものであつた、獨艇と獨機とを警戒するのであつた、十一時寢に就いた、此の日月明美にして心地好し、但し敵は近いのである、水下には敵は來り得る。危険至極である。

### (五)佛國の部

八月十八日 アーブルに着いた、朝の八時であつた、汽船六十隻を算へた、心強く感じた、安達公使森領事の出迎を受けた、此の地は佛國の領士なれども、白耳義の政府の存在地とせられてあつた、本國は敵に占領せられたが爲めである。

午前十時半安達公使に伴はれ、白耳義總理大臣コールマン氏を其の居に訪ふた、又陸軍大臣及外務大臣をも訪問した、總理は大いに日本を賞揚した、又向後永世中立は廢棄する考也との事を話された、國王の宮殿も此地に假設せられてあるけれども、王は常に戦線に在りて此地に來られざるを聞き、敬服した、獨人俘虜の多數あるのを見た、安達公使は種々の點より佛國の未來を悲觀せられつゝあつたが、余は左様には考へなかつた、公使は後來米人は佛國を占領し、或は左右すべしと悲觀せられた、余は信じなかつた、之れに反對した。

八月十八日 アーブルを發し、巴里に向つた、車中佛人と話を交へて、情況を開いた、佛人は獨の大砲も爆弾も恐るゝ風がなかつた、午後十一時巴里に着した、長岡參事官の出迎を受けた米人も出迎られた、巴里は暗黒にして、恰も大森林の中に入れるが如き寂しき心地がした、平生の輝ける巴里は全く失せたのであつた、ホテル、ムーリスに入つた。有名のホテルである。

八月十九日 徳川公は大使館を訪問し大使に面會された、大使は如何にも生氣なきを見た、従つて我一行に對して甚だ冷淡に見へた、余は不快に感じた。

八月二十日 大使館にて若干の人を招き午饗會あり、午後より余は稻葉軍醫正と佛國陸軍省に至り、官房長等と種々打合せ、午後五時衛生局長に會した、市中往來寂しく、道路荒れ、陸軍省前には



爆彈の痕が鮮かであつた、戦地である。されど佛人は沈着であつた。

衛生局長は敏腕を以て聞へた有名政治家である、大臣格である、一見田舎漢の如く、恐ろしき目つきの人であつた、公爵は同氏に對して日本赤十字の任務を述べられた、局長は凡ての便宜を供すべきを述べられた、少しも笑みを呈せず。日本人とは正反對也。

八月二十一日 先づ陸軍病院を訪問した、グランバレーも平日と姿變り、病院に使用せられありて、手や足を失へる廢兵に種々の事業を授けつゝあるを見た、廢兵も勞働せざる可らずとの趣旨であつて、初め有名なるリヨンの政治家エリオの唱道した所であると聞いた、有益なる施設である。

午食中、プティパリジャン新聞記者訪ひ來り、余に對して種々質問があつた、大いに一行に感謝した、余等の事を紙上に書く也、記者は軍服を着しつゝあつた、午後佛國赤十字社を訪問し、貴女紳士の歓迎を受けて、トウシャール中將の日本に感謝する満説あり、公爵は謝辭を述べられた、佛人は大いに日本に感謝し、戦争は容易に終るの風なしと云ひつゝあつた。

午後日本赤十字の開戦の當初に營めるシャンゼリゼーの病院を見た、佛國の氣高き夫人數名ありて、當時の事を物語り、日本看護婦を賞揚せられた、今は英國赤十字の救護班の活動しつゝある所であるが、日本赤十字が引續き今日迄病院を開始しあらざりしを遺憾に思はれた、其の佛國夫

人の舉動と談話とは、美しく神々しく、神女の如くに感ぜられた、之れ佛人の特性である、戦の爲めに變りなし。佛國婦人は敬慕すべきである。

八月二十二日 陸軍の活動寫眞製作場を訪問した、戦場の状況を寫して、之れを整理するのである、次で官製の宣傳的活動寫眞を見た、戦時に於ける佛國婦人の活動せる場面、手や足のなき廢兵の勞働、兵士の勇戦等を見せしめられた、皆な感歎すべきものゝみであつた、流石に愛國を自負する國民であると思つた、午後佛國赤十字三社の病院を訪問した、何れも満員であり、優しき美しき看護婦好く働き美しき病院であつた、赤十字の有力者カルノー夫人は我等一行を接待せられた。

八月二十三日 巴里より三十五軒米突の前方に在る戦地の病院を慰問した、沿道は獨軍の一時侵入し來りし所であり、家屋破壊し、慘憺の氣、自ら人に迫つた、去れど今は田園美事に耕作せられつゝあるを見た、路上に人影なし、途中一隊の坦克の森林中よりノソノソと顯はれ來るのを見て、猛然として野獸の襲來するが如き感を浮ばしめた、其の威力の恐るべきを知らしめた、病院は、オニオンに於けるシャロン侯の居城(シャートー)に設けられた、附近に爆彈の投下せられたる跡をも見た、多くの傷病者中には、一人の米人あるのを見た、戦線は最早巨離近くして如何



にも物凄くあつた。午後はポントアーズの外科病院を訪ふた、巴里を去る三十五軒米突であつた、此所には有名なる外科醫デュヴァル教授か其の長となつて居られ、我醫員の爲めに、兵士の負傷部を解いて示された、余は氣の毒にて見るに忍びなかつた、獨逸人の病傷兵も混じつて居つた、一視同仁である所に文明國の輝が見へた。

八月二十四日 佛國衛生局を訪問し、佛國官憲の示されたる從來の好意を謝し、公爵は銀器の土産品を夫々贈與せられた、彼等大いに感謝した。

### (六) 佛國內の米軍慰問の部

八月二十五日 米國赤十字のスコット中佐及カロール大尉の案内を以て、佛國內の米國赤十字及戦線を慰問することとなつた、午前中は巴里に在る米國人經營の赤十字倉庫及病院を見た、午後巴里を發し、フォンテンブローの森を経て有名なるショームに至り、米軍の重なる人々と會食した、到る所に米國軍人多し、米國記者エーガン氏より獨軍の情況を聞き、「戦局は遠からず我が勝利となる可し」と報せられた、此人會て日本に來りし人である。

日没後ショームを出發し、ヌーフシャトーに向つた、月明なれども黒雲密也、やがて大雨沛然として至り、雷鳴激し、戦線近きを以て、歩哨より、燈光を禁ぜらる、飛行機幸に襲ひ來らざりしも、折々襲來すとの事にて、如何にも戦地に來れるを感せしめた、十時過米國赤十字の本營に著し泊することとなつた、民家にして大厦であつた、庭には放し飼の狐が居つた、戦地より逃げて人家に生を托するに至りし也との事であつた。

八月二十六日 朝食に就く、大なるどんぶりの如き珈琲茶碗に滿々たる一杯のコーヒーを喫するものが戦地の風であつた、米人も佛人も皆な之れであつた、味美也、八時よりコントルクセビル及ピツテルを訪問した、有名なる此温泉場は、化して傷兵の休養所となりつゝあつた、風光は美なれども荒れ果てしは憐也、此所にてキチナー元帥の友人なる一英將に會した、壯重の軍人であつたが、飛行機を以て獨逸を襲撃した人であると聞いた、附近に赤十字列車をも見た。

午後三時イヌ、シュルチューに向つた、六時同地に着した全民家は軍人にて占領せられ、全然戦地氣分の所であり、到る所米兵であつた、酒保あり氣品高き米婦人之れを營みつゝあつた、米兵は此所に集りて歌ひ樂みつゝあつたが、黒人兵は中に入れしめず、窓より内部を眺めつゝあつた、如何にも不平等に見られた、其れよりデイジョンに向つた、十時デイジョンに着し、オテル、ド、ラ、クローシュに泊した、米士官の醉へるもの二名余の隣室にありて、佛國婦人の給仕に向い英



語を以て戯れつゝあるを聞いたが、佛婦人は佛語を以て、此二人を痛く愚弄しつゝあるのも痛快であつた、米人は到る所にて佛人より侮られつゝあるを見た。

八月二十七日 米國赤十字支部事務所を訪問した、デイジョン市長は、一行を此所に訪問せられ感謝せられた、佛國の地方の若き娘どもが、數十人カムフラージ（保護色網）を製造し、地方の俗謡を歌ひつゝ、樂し氣に勞作するのを見て、大いに感興を引いた、彼女等は日本人を見て大いに歡喜するのであつた、ホテルに歸り、米人と共に地方の産物たるシヤンベルタンを味ふ、其風味優秀であつた、米人も皆な酒を愛した。

午後一時デイジョンを出發して巴里に向つた、沿道には一人も壯丁なし、老幼のみ家に在り、此等の老幼と婦人とは我等を悦び、小兒の如きは、「サリュ〜〜〜」と〜〜〜呼んで、我一行を歡呼した、途中タイヤー破るゝこと數回、余は其都度地方民と談話を交へたが、獨帝を憎むこと惡魔の如くであつた、地方には青年壯年と云ふもの全くなく、唯だ老人と婦女のみあるに同情した、途中夜に入りフォンテンブローの森を過ぎ、休憩して、遠く聞ゆる砲撃に耳をすました、夜る二時に至りて初めて巴里に着した、實に長途長時間の自動車旅行であつたが、運轉士は米國の下土であり、頗る疲勞したのを見た、禮金數百フランを呈して感謝した。

八月二十八日 米人に招かれて會食す、席上彼等の酔へるもの、談る所は酒色であつた、戦地の米人とは斯くの如きものであるかと思はしめた、正氣の人々は、「日本人席にあり」とて、彼等を戒めて居たのをかしたつた、午後佛の赤十字本部を訪ひ、種々事業に付て質問した、種々の参考書類を贈られた、滿々たる愛國心を以て佛人は種々余に話した、佛人衰へずと思つた、佛人は英人に比して應待常に心地好し。

### (七) 白耳義訪問の部

八月二十九日 巴里を發しアールブルに向つた、正午着、陸軍大臣官房長エノー少佐は、一名の大尉と共に出迎はれた、安達公使森領事も出迎はれた。

安達公使の假宅にて歡迎會あり、首相コールマン氏夫人、外相イーマン氏夫人も出席せられた、白耳義側の案内にて陸軍病院を訪問した、白耳義人の應接は頗る懇懃であつた、病院入口の掲示に「白耳義は敗者にあらず」と大書しあるを見て敬服した。此意氣愛すべし。

八月三十日 廢病院を慰問した、廢兵は勞働を爲しつゝあつた、農商務大臣も出迎に來られ、數百の廢兵と共に一行は會食した、農商務大臣は演說せられた、一行を歡迎し同時に白耳義人を激勵



せられた、演説は佛語とフラマン語にて爲された、白耳義には二人種あり、斯くせざるを得ないのである、小國に似合はず不便な國である、其れにしても、國人の結合するは敬服すべきであつた、午後病院及彈藥庫を訪ひ、更らに農場を見た、「白耳義人は勤勉にして、佛人の如くに怠惰にあらず」と、白耳義人は我一行に自慢して説明した、お互に自國民本位なる所が、面白く聞かれた。

八月三十一日

安達公使、白耳義接伴將校一名の案内にて、一行は自動車に分乗し、白國の戦線訪問に向つた、各地に佛國飛行機納庫の壯大なるものあるを見た。めづらしかつた。

途中フェカンを訪ひ、ベネデイクティンの本場たる所より、一行は公使と共に之を味ふた、美味心腸を溶し、大戦中の旅とも思はれぬ程の御馳走であつた、更にデイエツプに向ひ小憩した、此の田舎の小レストーランの食事は頗る美味に感じた、多くの英國將校が居つた、更らにブローギユに至つた、町の中には、兵卒の往來頻々であつたが、彼等は「日本兵來る」と私語して喜悅の面目を以て我等を眺めた、我等のユニフォームを見て兵士と思つたのである、途中リエージュの勇戦者、ルマン將軍を其居に訪ふて、當時の状況を聞いた、リエージュの苦戦の狀は察せられた、更にカレーに至る、カレーは、英佛の兵を以て充ち充ちて居つた、恰も全市軍營の如くであつた、其れよりダンケルクに向つた、敵の飛行機は屢々此町を襲撃し、人を殺し、町を破壊した

が町の市民は好く防ぎ、政府は町に勳章を授けた程であつた、更に白耳義の國境に近きステンプールに至り、封建時代の城其儘なる一大シャトーに投宿した、列國觀戰者の重なる人々の宿泊する所として使用せられつゝ、あつた城である、壯大也。

九月一日

午前安達公使同行ウーテム村サン、ワールブルグ寺院の中にある白耳義參謀本部を訪

し、總長グレン中將に面會し、來意を述べて敬意を表した、同中將は、「白國には最早兵士の供給なく、戦は頗る困難である、然かも國民は失望せず、折々獨逸の戦線を潜りて、我軍に投じ來る白耳義の愛國者さへあり」と説れ、落涙せんばかりの感激を示された、余も深く白耳義人の勇氣に敬服した、次でバンヌに至り、白國皇帝アルペール陛下に拜謁した、小さやかなる家に居住せられ、海岸にて、敵にして若し其艦隊活動せば頗る危険なる地位に居られた、氣品高く皇帝らしく物靜かに談らせられた、帝曰く「貴君の高名を聞くや久し、何れの大學の教授なりしや、今日貴君と會するを喜ぶ」と如何にも王者らしい方であつた、敬意を捧げざるを得なかつた。

午は陸軍大臣兼赤十字社長ソニング中將の午饗會に列席した、重なる將官數名會同せられた、食卓にて西伯利出兵の話出て、「白耳義も五十人位の兵を浦鹽に派遣せん哉」と戯れ半分に云はれしも面白く聞かれた、他國の行く所には、白耳義も亦加はらんと云ふ所に歐洲人式の意氣が見へた、



參謀總長は、久くコンゴ國に居りし人にて、白耳義の前皇帝レオポルト陛下が、コンゴを買入れられし事蹟と、其人物の賢明なりしことを話され、「帝の傳記世に公にせられたるものなき故、余自ら之れに當るべく、余の婿文士某に命しあり」と云はれた、此日各人皆な今のアルベル陛下の勇氣と仁愛心とを説かれた、帝は兵士に對しては「諸君にして退却せんとするならば、先づ余の死骸を履んで然る後になせ」と云はるゝのであると、余に話された、各人皆な打解けて、我一行を歓迎せられ、戦地としては誠に愉快なる午饗會であつた、米人などは又風が違ふのである。一行の寫眞を撮られた。

午後より病院を訪問し、一看護婦が敵彈の爲めに斃れし場所なども示され、フェルヌの高塔に上りて、近く戦線の展開するのを望見した、政廳初め總の家屋は破壊せられ、彈痕到る所にありて、慘憺たる光景であつた、今は市街にあらずして戰場である。

夕七時半、王の假宮殿にて賜餐あり、皇帝、皇后、皇太子、皇子、皇女列席せられた、余の隣席に座を占められたる御年十一二歳の一王子は、余に日本の動物の話をせられたのも面白かつた、何かの話題を有せらるゝ所は、流石に歐州の皇子であると思ふた。

宴終り、別室にて御話があつた、公爵は色々御話あり、皇帝は余に向つて、日本萬期報の好意

を感謝せられ、又「貴國には政治界には幾多の人物あり教育界には好き大學あり、學者あり、幸福なる國民にして、進歩の國家也」と激賞せられた、余は日本人が皇帝を英雄的の皇帝と崇め奉りつゝ、あるを述べ、種々日本の事情など御話した、皇后も特に近附き來り給ひ「貴下の帶ふる勳章の美しさよ、其の葉(桐)は何の木の葉なりやなど問はれた、皇帝の音調は低聲溫雅であり、皇后の御話は、清く優しく、御容姿は美しくあつた、安達公使も雄辯に談られつゝあつた、余は待從武官長に私かに耳うちし、「餘りに長座ありては欠禮なるを以て、最早御暇申上げたし」と申出で、然り〜と待從長は答へられ、皇帝に申上げ、余からは公爵に申言して、退出することゝなつた、待從武官長は凡庸の人に見受けた。

途中、自動車三臺、燈光を輝しつゝ進むのであつた、米國の戦線とは異なる所であつた、但し自動車停止すれば、運轉手は直ちに燈光の全部を其の身體を以て掩ひ、敵の飛行機より撃たれぬ注意を取るものであつた、戦線からは二里の巨離あり、砲光折々ひらめき、飛行機を探る數多の探照燈は、空中を照したり消へたりして居つた、何んもなく危険に感ぜられたが、數年の戦に慣れ切つたる白耳義人は平氣なものであつた。

九月二日

午前八時宿所を出で、一同は鐵兜を冠り、毒瓦斯除けの面を携帶して、前線の塹壕を



訪ふた、安達公使も同行せられた、公使の服は黒色モーニングであつた、余は「安達さん危ふ御座いますぜ」と云ひしに、「致方ありません」と答へられた、公使の御苦勞に感謝した、味方よりは時々巨砲を放ち、耳はさけんとし、身慄ひする位であつた、大砲はカムフラージュしてあつた、此邊はフランダーズ海岸の大平原であるが故に、敵の繋留氣球は、好く見へるのである、敵から我等が見へるは云ふ迄もない、白耳義將校より聞けるに「食事の際に兵士が列を爲して歩くことありて、此場合には相互に發砲しないのである」と、我一行に對して、幸に敵は發砲しなかつたが、若し敵彈來る場合には、伏姿する他なしと余は一行に談つたのであつた、一行中、戦争の經驗あるは、余のみであつた。

塹壕を訪へば、汚水を湛へつゝあつた、胸壁は日本にて作る如く竹を以てせず、總て木にて作られつゝあつた、斯る場所にて、戦ふの苦痛は察すべきである、日露戦争の場合とは比較すべくもなく、苦戦なるを見た。

午後よりフェルヌ郊外の「皇后學校」を見た、皇后の設立せられたものであり、戦死者の遺兒六百名を收容し教育せらるゝのであり、各小兒の机の側には、毒瓦斯除けの面が用意してあつた、敵に面しつゝ、兒童の教育を怠らぬ處、敬服の他なかつた、皇后は屢々行啓せらるゝのであつた、

國母として尊し、夜はウキンケム赤十字病院長デュバール氏の招待を受けて會食した、病院の庭には赤十字の記號を巨大に記しありて、空中より病院なることを知り得るように装置してあつた、敵前にての會食である、婦人も多く列席した、米の赤十字の人も一人出席した、余は其の米人に向つて、向後赤十字の活動は平時にも及ぼす可きものなるを説き、同氏の共鳴を得、同氏は向後相共に此事に盡す可しと答へられ、名刺を送られた、教育家であつた（其後カンヌの赤十字會議の折此人に再會した）敵前戦地の事ゆへ燈光は暗く、陰氣な會食であつた、併し乍ら葡萄酒の如きは、最も上等なものが、供へられたには一驚した。

歸途は昨夜の如く物凄くあつた。

九月三日

白耳義の戦線訪問を終へて、白耳義の侍從武官等と別れ、英國の戦線に向つた、一英兵がカムフラージュせる巨砲の傍に、端然として敵に向つて立ちつゝあるのを見た、英人の態度は、又別種のものであるのを想はしめた。

途中激戦にて名高きカツセルを過ぎ、小丘上より獨軍進撃の状況を地圖により現地考究を爲した、安達公使は詳しく説明せられた、時に飛行機十二機の數千米突の上空に雁行するを見た、「余は敵機なりや」と白耳義將校に尋ねて見た、「否な英の機也」と答へられた、下方より見れば恰も小



き蜻蛉の飛ぶが如し、好く味方なりとの判断がつくものと思はれた、一行は自動車にて佛國の田舎を走つた、途中屢々獨人の俘虜あり、憐むべし、道路工事に使用せられつゝあるのを見た、アツベルビルに於て午食す、英の士官此邊に多くありて午食しつゝあつた。

四時ローアン着、安達公使は此所よりアールに歸られ、我一行は巴里に向つた。

九月四日 大使館を訪ひ銀行に至り、夫々事務を整理し、長岡參事官の宅にて會食あり、多年知れる永井大佐も來會し、種々の話があつた、巴里のグラン、プールバールを散歩した、眞暗であるけれども、人は多く散歩して居つた、恰も百鬼夜行の形也。

九月五日 プーローギユの公園に公爵を御案内した、非常に荒れ果て、散策の人は皆無であつたが、公爵は其の風景と佛國風の優雅なるテント式食卓とを喜ばれた。

夜八時巴里を發し伊太利に向つた、此夜、獨飛行機巴里を襲撃したが、一行は此事に會せずして伊太利に去つた。

### (八) 伊太利の部

九月六日 戦中の事とて、汽車は大混亂雜であり、列車上に食堂なし、シャンベリーに着した、停

車場にて、佛人の小賣せるサンドウヰツチを買はんとしたが、米國の兵士ども争ふて求め餓鬼の如く手を出し、混亂云ふ可らず、余は數片を得て、公爵に呈したが、一行は此混雜の事情を知らず、空服を告げ、食事なきを不服に思はれた、午後四時モデナに着した、佛伊の國境である、伊國の軍人に談判して、列車中に二室を得た、先づ安心して停車場に來れば、加奈多の軍人と同行の夫人とありて、之れを横取して居るのを見た、余は伊國士官に告げて、此の二人を車中より逐ひ出さしめ、我一行の占領となした、混雜甚し、

伊國內に這入つた、アルプスの景は、例によりて壯大且雅美であつた、夜十時チューリンに着した、汽車は此所にて停車すとの事にて、余は市街に出で、彼地此地とホテルを探し廻り、辛ふじて二流以下のホテルに一行を宿泊せしむるを得た、伊太利語以外には通ぜず、一寸不便であつた、僅かに理解し居る伊語にて間に合した。

九月七日 早朝起き出で、伊太利の官憲を問ひ、汽車の座席を要求した、一士官あり、曾て日本に在りし由にて、頗る親切であり、我一行の爲めに座席を與へられた、且つ戦況我れに有利なるの吉報を余に與へられた、余は若干の禮金を呈したけれども、斷じて拒絶せられた、深く感謝して別れた。



九月八日 早朝起き出づ、窓外の山の景は美しくあつた、伊國兵の往來は各停車場に頻繁であつたが、一見弱兵の風があり、佛英米とは大部異なるのを見た、車中一英國將官あり、サロニカに行く人であり、種々の物語りを爲した、午前十一時ローマに着した、伊國赤十字社長副社長及伊集院大使等の出迎あり、伊國の赤十字隊は、軍樂を奏して公爵を迎へた、一行はホテル、エキゼルシオルに入つた、伊の赤十字は全く軍隊の如くであつた。

午後三時、公爵は余等を伴ひ、攝政及皇太后に拜謁せられた、伊太利の外交官、フェランチ氏は我一行の案内役となられた、皇太后は、氣輕に色々の御話があつた。

午後四時半、赤十字本部を訪ひ、社長副社長幹部と會見し、公爵は日本の使命を述べられた。

夜は大使の晩饗會に列席した、大使は親切を極められた、又越田書記官は、伊太利移民の事情に關し、余に種々參考資料を與へられた。深く其親切に感謝した。

九月九日 午前キリナル宮殿内に設けられたる病院を訪問した、宮殿其者を病院として負傷せる兵士を看護するのである、伊國皇室の人民に對する仁徳は敬服すべきものがあつた、病傷兵中、十九歳の少年多くありしには、一驚した、伊太利の苦戦と伊國人の愛國心とを察知し得たのであつた、彼等は惜々乎として生色を見得なかつた、皇太后の宮殿も亦病院に供せられてあつた、其

仁徳は尊し。人民の爲めに一切を提供せらるゝのである。

午後一時、赤十字の正式招待會に臨んだ、總理大臣其他出席せられた、總理の演説があり、大使の演説あり、公爵の答辭あり、曾て日本に在りしフェランチ氏の日本語にて通譯するのを聞いた、但し羅馬字として讀むのであつて、既に日本語を忘れたと云つて居た。

余の隣席の一大官は、余に向つて色々と質問せられ、徳川時代の封建の事情迄も問はれた、余は三百年間の平和なしり事を語りしに、此人は意外の事也とて驚異して聽かれた。

夜、オペラに案内せられた、伊國人の名にて、日本國民に敬意を捧ぐるの趣意を以て、一行に花環を贈呈せられた、好意謝す可し。

此日寺院博物館等案内せられ、一行は詳しく見物した、ローマの昔を回顧した。

九月十日 ローマ市内の陸軍の大病院を慰問した、病人等如何にも意氣の衰へつゝあるを見た、佛白米とは非常な差違なるを感じた。

大學病院を參觀した。大病院であつた。

ローマ市廳を訪ひ、古代伊太利の優秀なる美術を見た、皆な尊いものであつた。

午後四時郊外三里のフラスカチ町に至り、トルロニア侯の別邸に茶菓の饗を受けた、舊き大厦で



あり、室内は美しく又巨大なものであつた、侯の令嬢も出て、英佛二語にて接待せられた。日本人が英佛二語何れも語るのを奇異に感ぜられた。

ローマのホテルに歸り、伊太利新聞トリブーナの婦人記者の訪問を受け、余の意見を問はれた、余は出發前大隈侯より託されたる「大隈の意見としては、羅典人同盟を爲すにあらざれば、獨逸民族に當り難し」と云ふにありて、「此事をローマにて新聞紙上に發表せよ」との御依頼の事を述べた、婦人は余の言を詳しく筆記して歸られ、明日の新聞に出す可しと約され、且つ余に色々の要求もあつた。(其後新聞に詳しく出で、大隈侯に送つた)

此夜余は腹痛甚しく、大使館の宴會に列し得なかつた、國務大臣出席せられ、公爵も挨拶せられた、ローマは戦線より遠く、巴里の如くに、戦争気分は見へなかつた。

九月十一日 朝五時起床、六時飛行船場、チャンピノに至り、伊國政府の接待にて、軍用飛行船に乗つた、飛行少佐ドメニコ、レオナ氏の操縦であつた、毛皮を着し、一行五人と伊の接伴官及赤十字社の人約十人の塔乗であつたが、爆音烈しくして、仲々に話は聞へなかつた、ローマの市上と郊外とを走ること一時間餘、高さは三百米突であり、壯快であつた、余は初めての試みであり、地上の人間が、馬鹿くしく感ぜられた、飛行船も飛行機も、伊太利の御自慢のものである、外國

の貴紳來れば、此の事を行ふを例とするのであつた。既途病院を訪問し、大使館に至りて、移民の問題を研究した。

此夜八時五十分ローマを出發し、戦線に向つた、バデュエル軍醫正と外交官フェランチー氏とは、一行接伴として同行せられた。

九月十二日 午前七時半ボロギヤに着した、赤十字少將バツシ氏其他の出迎を受けた、病院を訪問し、義足製造所を見、其の技能の優れたるに敬服した、其れより有名なるボルギヤ大學を訪ふた、珍書多し、詳しく示された。

午後一時將校集合所にて會食した、一將官の曰く、「戦を用意したるは奥國である、獨逸は餘儀なくせられたる也」と、伊國人は伊國らしき見解ありと想はしめた、伊國の敵は奥國である、自動車を驅て、バドワに向つた、皇帝の住居せらるゝ大本營所在地である、二時半着した、大使は此地に來られ、公爵を帯同して大本營に於て皇帝に謁見せらるゝ筈であつた、公爵と余と澤村博士は、同一自動車にて午後七時大本營に向つた、バドワの町を離る一里餘の田舎にあつた、後方に山あり、敵機を避けるに便なるが如き地勢の地點であつた、余等は自動車を出したが、多數の將官服を着けたる一群あり、公爵及余等に握手せられた、余は皇帝其中に居らせらるとは少しも知ら



す、少時普通に種々談話しつあつた、やがて伊集院大使の自動車は着した、大使の車を出で、玄關に登るや、將官連は其方に動いた、大使は「陛下」と云ふ語を發せられた、余は初めて陛下の其所に居らるゝを知つた程であつた、伊太利の皇帝は、平民式也との世評あるは尤也と感心した、陛下は大使と公爵と余等とを一室に招ぜられた、大使は陛下に御紹介す可しと余に云はれたが、既に久しく御話したることを余は大使に答へて、默笑したのであつた。

此夕皇帝列席の賜餐あり、戦中のこと、て食事は頗る疎末なものであつた、余は皇帝の斜め前面に席を賜はり、食事中色々皇帝と御話をしたが、皇帝は「今日はシロツコが吹いて天氣悪しく氣候も宜くなく、晴れやかな感じがしない」と云はれたるに對し、「陛下シロツコとは何物でありますか」と伺へば、「亞弗利加より來る風也」と答へ給ふた、「陛下、日本にもシロツコと云ふ辭があります」と余は申述べれば、王は「そは何んの意味なりや」と問ひ給ふ、余は「日本人にして生れ乍ら白髮恰も北歐人種の如きものを云ふのであります」と申述べれば、王は興じ笑ひ給ふた、白國皇帝に拜謁したるときとは、全然趣を異にして居つたのである、嚴肅の氣少しもなく頗る平易の氣分であつた、大本營を辭し、ハドワに歸り、公爵は某伯爵の邸に泊られ、余等はストリオネ、ホテルに泊した、田舎のホテルとして伊太利語以外に通用しなかつた、ホテルの伊人は一行に

親切であつた。

九月十三日 午前二つの病院を慰問した。

午は國王の従弟サボア公軍團長として有名なるフィリベルト殿下の午餐に招かれた、併し何人も親しく余等と話をする人なく、面白味がなかつた、之は唯だ戦線の軍人のみであつたが爲であると思つた、皇帝とは打つて變つた様子の人であつた、唯だ武官たるに過ぎない人であつた。

午後病院を慰問し、三時ヴァシルにある毒瓦斯患者應急手當所を見た、既に久しく用ひずと聞いた。

午後七時、伊軍總參謀長ディアズ大將の陣營にて晚餐會あり、多くの將星が見へた、余の隣席の一將官は、參謀次長であつたが、余の専門を問ひ、余は國際法專攻なることを以てせるに、「戰爭に國際法が何んの役をなすや」と余を嘲弄せられた、余は「近々休戦の事ともなるべし、其際貴下は敵と條約を締結せらるゝであらう、其際其の條約は國際法に依るべきものなるや否や」と、余はわざと語辭を上げましたるに、其の將官は「怒り給ふなく、余の言は戯れである」と笑にまぎらした。

午後十時、一行はディアズ將軍に別れを告げて歸つた、ディアズ大將は壯重の態度ある大軍の大



將らしき人であつた、ディアズ將軍は余に云つて曰く、「同盟國の間に何んの祕密なし何事にも貴覽に供するを辭せず」と、或る武官は余の間に對して「佛兵は伊太利に二箇師團あれども、我伊太利兵も佛國に二箇師團あり」と説明せられ、伊太利は佛國及英國の援助を受け居るも、お互也と辯明せられたのであつた、其の自負心面白し。

又或る人は曰く、「某プロフェツソルは、戦線にありて常に兵士を教授しつゝあり、學者は、尊敬す可き人である」と話され、暗に余を慰められたのであつた。

九月十四日 午前、サンペラジオの陸軍飛行隊本部を訪問した、此際徳川公は同行のバツシ少將と飛行機に塔乗せられて、五分間空中の人となられた、同地に於て詩人ダンヌンチオの塊都維納に飛べる小型飛行機を見、又空中より宣傳ビラを配れる状況をダンヌンチオ自ら撮影し來れるものを見た、詩人の勇壯なるに敬服した、モンテプレチアガに至り、山上の病院を慰問し、四千五百の高地なるフォンテ峰に昇り、英軍の觀望臺より敵の陣地を觀望した、我が飛行機に對して、敵軍が射撃しつゝある情況も見られた、敵の繫留機を餘りに遠からざる前面に見るのであつた。危険の感なきを得なかつた。

四時山を下り、ブレガンチエ村に於て俘虜收容所を訪ふた、塊人及匈牙利人多く、頗る貧弱なる様子の子の俘虜のみであつた、敵も弱兵なることが察知せられた。

七時半バドワに歸つた、クラブにて會食す、英の一將官あり、余に向つて「貴君をタイムス紙にて知り、ローヤー也との事なるが、如何なる法律の専門家なるか」と、余は「ローヤーと云ふにあらず、唯だ國際法の専門家と云ふのみ」と答へたが、一寸英人式の威張つた様子軍人であつた。

九月十五日 ヌルンゴにある第八軍團を訪ひ、ガンドルク中將と會見し、同中將の案内にてモンテ、ルロ山に昇り、第一線の塹壕を訪ふた、脚下に有名なるピアベ川を狭み敵陣は布かれてある、光景森嚴であつた、塹壕より首を伸して敵軍を見た、寂として天地聲なく、唯山と林とを見るのみ、伊軍は試みに我等の背後より巨砲を發つて、敵の獨立家屋を撃ち、之を破壊せしめた、余は敵の應射を恐れて、樹木の蔭に潜んだ、同行の少將笑つて曰く、「學者と云ふものは意氣地の無いものだ」と、余は「余の任務は慰問であり、戦死にあらず」と答へた所が、其少將は愧ぢ入つた風であつた、幸に敵は應射しなかつた、余には日露戦役の経験あれども、他の一行の人々には之なく、余は其の平氣で身體を露出するのを大いに心配した、山を下り軍營にて食事した、同乗伊國將校の話に、自動車と自動車の巨離は、百米突以上でないといふ敵機の襲撃を受くとの事であつた、注意は



同士官より運轉手に折々與へられた。

午後一時軍司令部の士官に案内せられ、名有なる防禦陣地グラツバの嶮に昇つた、五千七百尺の高峰である、佛兵多く居つた、羊腸たる軍道は、山腹を削つて築かれ、人も物も、自動車にて絶へず往復する所にて、其の間には敵軍より展望し得る展開地點あり、危険甚し、時々砲彈の頭中に轟々たるをも聞くのであつた、山上には墜道縦横にうがたれ、其終端に巨砲を備て敵に對しつゝあつた、砲百餘門あり、トンネルの陣地である、山上には飛行機も飛びつゝあつた、余は情況の危険なるを察し、最早用事もなきこと故下山を公爵に勧めた、公爵は直ちに應ぜられず、同行のフェランチ外交官は、下山を頻りに余に勧めた、余は公爵に向ひ、余と勝伯とフェランチ氏との車は、一足先きに下る可きを申出て、公の許を得て、車に飛乗り少しく先きに山を下つた、此時敵軍は砲撃を開始したが、余等の車は無事急坂を走つて下山した、公爵の一行は墜道の中に難を避けられた、一行は無事であつたが、伊太利人は負傷し、十數名は繃帶所に送られた。余等は山下に車を留めて、公爵一行を待つた、待てどもく來らず、日の晩るゝを恐れて、パドワに歸つた、食卓に着ける頃一行は無事歸着せられた、若しも過ありしならば、余は申譯なしと大いに憂へたのであつたが先づ安心した。公爵は敵砲の大破片を携へ歸へられた。

### 九月十六日

ベニスに向つた、サン、ジュリアノ着、伊國海軍の小蒸汽にてヴェニスに入り、海軍本部を訪問し、寺院其他を見た、平生に比して寂し、午後五時二十分發にてミラノに向つた、同行はバツシ少將一人のみとなつた、汽車中にて佛のマタンの記者ソーベルヴァン氏に會した、此人も伊皇帝の平民主義なることを余に談つた、二人は寢室を同ふした、彼れ少しく病めるを以て、下方寢臺を余は彼れに譲つた。(此人其後日本に來た)

### 九月十七日

此日午バツシ少將は我一行と別れの宴を爲し、余は其の厚遇を感謝した。瑞西に渡る爲めに、瑞西領事館に至り掛合つた、ローマの瑞西公使館のみ此の手續を爲し得との事にて、此事をバツシ少將に相談せしに、バツシ少將は直ちに伊國赤十字將校に我一行の旅券を携行せしめ、旅券の檢證を得るの方法を取つた。

一行はミランに留り町を視察した、此地は安全地帯なるを以て、市街異狀なし、唯だ平時に比して寂寥なるのみ。

### 九月十八日

瑞西入國の手續済んだ旨の電報がローマより到着した。

### 九月十九日

午前八時伊國赤十字將校の運轉にてミランを出發した、平地を離れアルプスの山に入る、途上アルプスの諸名所を過ぎ、又伊太利より瑞西を俯瞰する高所に、砲臺の新設あるのを見



た、若し獨乙にして瑞西の中立を侵し來らば、瑞西を砲撃するの準備は斯くして成つて居つたのを見た、十時半國境のキャッツに着いた、國境の守備は嚴重であり、伊及瑞の兩面より、鐵柵を以て固められてあつた。

余は自動車より降り、國境の守備官と交渉し、屢くして鐵の柵門は嚴かに開かれ、一行は瑞西内に入り、余は伊國將校と別れた、紀念にとして我等の姓名を携帯せる小旗の上に書いて贈つた、伊太利人の厚意を深く謝した、此の通過は異常事態であり、終生忘る可らざる一場面であつた。瑞西に入り、ホテルにて食事し、汽車によりベルヌに向ひ、午後十一時三十分ベルヌに着いた、沿道のアルプスの奇峰は例の如くに尊嚴を備へて我等を迎へた、ベルヌにては井田代理公使佐藤安之助大佐等の出迎を受けた、瑞西に入るや、英佛獨三様の宣傳新聞雜誌あり、敵味方の爲めに恐るべき策源地たるを直ちに感知した。

### (九)瑞西の部

九月二十日 公爵はベルヌの赤十字社を訪問せられた、午後三時大統領に謁見した、米大統領に謁見する如くに、大國式尊大な様子は全然なかつた、次て有名なる内務大臣アドール氏に會した、余

はアドール氏に向つて、向後は赤十字條約を改正し、之を平時に擴張するの要あるを説いた、氏は「赤十字條約は容易に改正し得可きものにあらず」と冷淡に答へられた、余の如くに赤十字事業を平時に擴張するに付ての意見を豫め有し居らざる人なるを知つた。夜は公使館にて會食があつた。

九月二十一日 午は大統領の歡迎會があつた、國務大臣は列席せられた、大統領の演説があり、公爵は之れに答へられ、余は佛語に譯した、小國の内閣員は、重々しい風を少しも爲さないのである。

九月二十二日 佐藤大佐の案内にてアルプスのユンゲフラウの山下に遊び、各地にて瑞西内に收容せられたる獨佛の俘虜を見た、佛人の俘虜中には我等に敬禮する俘虜もあつた、インターラツケンを経てベルヌに歸つた、總て佐藤大佐が案内せられた、戦中の事として、遊客なく眞に神聖なる風趣を感じた。此地の風光は眞に美であつた

九月二十三日 ベルヌを發し、ジュネーヴに向つた、午後十時半余の舊知なるボーリパージュ、ホテルに入つた、公爵は湖水の風景を愛せられた、戦の外に立てる此地方人は幸福であると思つた。

九月二十四日 午前赤十字の本山として世界に有名なる國際赤十字委員(一八六四年來の存在)を



訪問し、公爵は使命を述べられた、瑞西の國際委員會は、獨佛等の俘虜の爲めに盡力大いに致せるものである所から、此の事務を見た、俘虜の繪はがき數十枚を贈られた、瑞西内には、五萬の俘虜を收容して其の健康を保持せしめたのであつた、在日本の獨乙の俘虜の通信文に付ても色々要求があつた、余は之れを本社に報告した。

午後一時國際赤十字委員の歡迎宴に臨んだ、會長は有名なる考古學者ナビル氏であり、其の下にある委員は皆な夫々學者であつた、刑法學者ゴーチエ氏と余とは向後の赤十字條約の改正の事に付て意見を交換した、ゴーチエ氏は直ちに賛成しなかつた、併し歴史家なるクラメル嬢は大いに余の言に耳を傾けられた、ナビル氏の演説あり、公爵は之れに答へられた。

九月二十五日 慰問事務を終り、一切の書類を整理し、各國人に謝狀を出した。

十月一日 慰問事務を閉鎖し、公爵初め佛國に向つた。

人道使節の重要な任務も茲に無事終了した、六月以來數ヶ月間、余の身體は非常に忙はしく心勞もあつたが、幸に重き病氣にもかゝらず、負傷もせず、失策もなく、此の任務を果し得たるを喜んだ、公爵も今日迄無事に過ぎられた、慶賀すべし。世界的一事業である。

之れより以後、余は佛國に留り、翌年九月を以て歸朝したのであつたが、其の間の事實はヴェル

サイユ會議の編に在る。

#### 四 人道使節に對する列國名士の 歡迎演説

##### (一) 米國華府に於ける演説

米國華府に於ては、米國赤十字の代表にして、米國財界の一權威者たるデヴィソン氏は、左の如き演説を試みて、公爵を歡迎した、何れも國家代表の使節に對するが如き内容のものであつた。

##### 米國華聖頓に於ける歡迎會の席上に於て米國赤十字社戰時評議委員會々長「デヴィソン」氏の演説

吾等は日本赤十字社よりの委員を歡迎せんが爲め集れり、一行は重要な使命を帯びて來られたり、我國は財政商業及外交上の使命を帯びたる各國の委員を迎ふるの光榮を有したるも、人道的委員の我



國に來るは初めてなり、予は今日之を以て日本及米人の一層親交を厚ふし且一層意思の疏通を計らんとする希望を有する證據なりと解せんとす、本年始め吾等は知名なる日本赤十字社長石黒男爵よりの挨拶に接し深く感動せり、男は曰へり「日本赤十字社は人道の爲め恰も吾等と同室に在りて同一の目的を以て吾等と共に働きつゝある如く感ず、赤十字に國境なく、何等近疏の關係なく、偏見なく人種の差別なし」と、是れ赤十字事業の性質及範圍を最も美しく説けるものなり、戦前世界に於る赤十字社は、唯一の社を除き皆吾人の其と均しく、大活動力としてよりは寧ろ潛勢力として思惟せられたり、此唯一の例外とは即ち日本の赤十字社なり、開戦當初米國赤十字社員は約二十萬人なりき、然も日本赤十字社は百八十萬人の社員を有し、世界の首位を占たり、故に吾人は人道の爲に大機關を初めて作れる日本の先見に對して日本に敬意を表せざる可らず、吾人が今や自由と正義の爲に戦ひ、人道の崇高なる主義の爲に争ひつゝある時に當りて、吾人は今回の戦争以前に於てすら、日本國民が其無數の赤十字社員を以てして此の主義を遵奉せんとするの意思を表白せる事實を記憶せざる可らず、彼等は自國の危機に際し自國民の爲に有效なる貢獻を爲したるのみならず、他國民の爲に盡力せる努力も亦多大なりしなり、日本赤十字社の組織の完備せるは日本の能力の大なるを示すものなり、故に今日吾等は徳川公爵閣下並に其一行を迎ふるに當りて特に深甚なる満足の意を表明せんことを欲す、余は

米國民が日本赤十字社委員の來訪に依て與へられたる名譽を以て、米國民と親密に且つ充分に深厚なる友誼的精神を以て、相提携せんとする日本國民の熱語を具體的に表明するものなりと解すべきを信ず、余は又米國民が、之に均しき精神と目的とを以て日本國民に應酬す可きを信ずるものなり、今回の戦争の結果として、日本國民は引續き幾多の難問題に會す可し、是等問題の解決は、外交的折衝を必要とすべきも、就中相互間の提携と信頼とを必要とす可し、斯の如き提携に對する唯一の基礎は、我共同の敵によりて惹起せられたる慘害を被りつゝある人々の爲に、私心を離れて平等に盡さんとする性質信頼並び共通目的の相互自覺なりとす、吾人は相互間に此の腹臆なきを要す、吾等は人類幸福の爲に、何處に於ても相協力せざる可らず、余は日米兩國が、斯の如き關係の價値を諒解する事を以て最も重要なりと信ず、而して日本赤十字社委員の來訪は、此理解を促進する上に於て、最も有效なる機會なる可きなり(七月十八日)

## (二)英國倫敦に於ける演説

倫敦に於ては、英國赤十字代表サー、アーサー、スタンレー氏及外務大臣バルフォア氏は、左の如き演説を試みた、此演説は英國の重なる新聞に掲げられた、其の要旨は左の如きものであつた。



## 英國倫敦に於ける赤十字社長スタンレー 及外相「バルフォア」氏の演説

一、赤十字社長サー、アーサースタンレー氏曰く、「今回の大戦に於て、戦傷者の苦痛及不幸は前例なき進歩の状況を以て救はれたり、而して赤十字は此れに關して盡せる所多し、日本赤十字社は、開戦當初英國に來りて英國負傷兵の爲に救護に従事せられたり、是我等の深く感謝する所なり」云々

二、外務大臣バルフォア氏曰く、「今回の戦争に於て「スタンレー」卿が、英國赤十字の爲めに盡されたる偉大の功績は英人の深く感謝する所なり、日本赤十字社は「ネトリ」に於て、戦争の當初英國負傷兵を救護せられたるは我等の深く感謝する所なり、加之今日日本は、敵國の潜水艦を撃滅するが爲めに盡力せられ、我等は之が爲めに海上の安全を保たれつゝあり、又日本は聯盟國を援助せんか爲めに、最近其兵を西伯利亞に進むる事となれり、日本赤十字社慰問使一行の白佛伊等を訪問せられたる結果に付ては、英國は學ぶ所多かる可し（以上八月十六日）

### （三）佛國巴里に於ける演説

巴里に於ては、佛國赤十字の代表として、トウシヤール中將は、左の演説を試みた、日本國民に對して敬意を捧げたるものであつた、余は同氏より草稿を得て、直ちに日本文に譯して置いたが、列席の佛人も、「如何にも好い演説だ」と云つて、賞めて居つたのを耳にした。

### 佛國巴里に於ける佛國赤十字中央委員會

#### 長「トウシヤール」中將の演説

「日本赤十字社諸君

我等は佛國赤十字の三社の共同建物の中に於て、諸君を迎へ得たるを欣幸とす。

諸君は、既に先に屢々重要な贈物を我等に爲され、我等は今又茲に諸君の御來訪を受く、我等は之を光榮とし之れを感謝す。

日佛の間には諸君の連鎖あり、特に貴國を訪へる佛人の爲めには貴國を敬慕する心深く、又貴國を訪ふの機會かなりし人の爲めには、旅客の認めし諸種の讀物に依り貴國を知るを欣快としたり、貴國の事情を書きし人の中には、佛國學士會院の委員となりし人さへもあるなり。貴國の發達は頗る迅速にして、其間五十年に過ぎざるに、既に遠き昔の如き感あらしむ。我が佛國が、五世紀を費し



て國民の統一を爲せし間に、貴國は近々十年にして之を完了したり、而して貴國の作れる新建設は、熱烈なる愛國心に依りて鞏固にせられたるものにして、佛國の其れと異なるなし、海に陸に、空中に祖先より傳はれる尊き傳説は、依然として存するなり。一度國民の統一なるや、貴國は商工軍事に向つて、其の巨人的歩武を進められたり、而して軍事に關しては、其の基礎は貴國に於ては、夙に成れるものにして、其の既存の分子を組織立てたるに過ぎざるなり。

世界の國民は、實に貴國の武士道の尊きを認め、其正大を解し、危険と死と苦痛とを無視する犠牲心に敬服す、總て此等の特性は、忠勇武烈の兵士を作るものにして、其の組織せらるるや、其の軍は即ち無敵なり、日本人は、近來の戦争に於て此の特長を陸海に示されたり、這回の大戦の初めに於ても、誓約を尊重する日本は、共同の敵を撃たんが爲めに英佛と聯合したり、此種高尚の精神に付ては、敵は全然之れを缺けるものなり、日本は曾て其敵國を懲せしが如くに、今日の敵を撃つに於て主要の任務を盡すなる可し。

諸君、余は余の言の岐路に走れるに付て寛恕を乞ふものなり、然れども、此の好機會を利用して余は佛人の貴國に關して考ふる所を述ぶるを欣快とす、諸君は、此の永き戦争の垂れたる衛生上の事に關する教訓を摘録せらるゝ、爲に來られたり、日本赤十字社は、日露戦争の際には、諸種の好例を我等

に示して、我等を裨益せられたり、而して諸君の摘取せられ得るものは、乃ち我等が、曾て貴國より借りたるものを貴國に返済するに過ぎざるべし、諸君、余は諸君の任務の愉快にして好果あらん事を望み、之れに關して、諸君の爲めに幾分の貢獻を爲し得ば幸なりとなすものなり」。(八月二十一日)

#### (四) 伊國羅馬に於ける演説

ローマに於ては、伊國赤十字代表伯爵フラスカラ上院議員の演説があつた、又總理大臣にして行政法の有名なる學者であり、巴里の平和會議にも出席したオランドー氏の演説があつた。何れも日本國家國民に對する敬意を述べられたのであつた。

#### 羅馬に於ける伊國赤十字社長及總理大臣の演説

##### 一、赤十字社長フラスカラ伯曰く

「茲に余は熱誠の意を以て、我國に來訪せられたる日本赤十字社の一行を歓迎す、是實に日本國民の



更に新に加へたる同情と認むべきものにして、兩聯盟國民の結合を固ふするの證左なり、余の茲に歓迎を爲すの意は、此の全世界を動かすの力ある極東の國民に對する伊國全民の敬意を捧ぐるものなり。

西洋文化の急速なる潮流にして、若し今代を洗淨し至らざるなきものとせば、果して其の國民の徳性を保有し、特長を維持し、而も革新を爲すの方法を理解し、高尚眞美の風潮と人類の至高の抱負とを併有する勇敢なる國民に對しては、更に敬歎なきを得ざるなり。

然も日本赤十字社一行の長たる徳川公爵に就ては、一層の歴史的追憶あり、徳川家は、日本國に著名の政治家及將軍を輩出したる家柄にして、此家こそは、一千六百十三年羅馬に第一回の使節を出せるものなり、三世紀を隔てたる今日、更に一層重大なる使命を奉し、一層の光輝を有する使節を此の家の後裔に見る、此使節は、正義と自由の爲めに戦ひつゝある此の大戦に際し、其の國民の誠意を齎せるものなり。」

## 二、總理大臣オランダ氏曰く

「閣下並に諸君、凡そ大なる國民の偉大なる人物は自ら共通の相敬歎すべき性質を有す、是れ思想傳説等の同じきを思はしむるものなり、神代の人皇神武天皇は、天の御子にして、山嶽を跋涉し、

諸夷を征服するには、鷹に依るにあらざれば能はずとなせり、而して神武天皇は、斯くして其の威を立てられたり、彼の「ロムリユス」の羅馬を建設するや、鷲鳥の吉兆により、國礎を茲に開き、其の國威遂に全世界に及び、其餘光は幾世紀に亘りたり。

今日我等は既に光輝ある勝利の陽光に浴し、前途の望は大なり、茲に往時と近代とに光輝の歴史を以て滿てる、日本及伊國の爲めに、兩國の前途及希望、皇帝陛下の御繁榮及其の君臨せらるゝ貴き國民の爲め祝杯を擧ぐ。」(九月九日)

## (五)瑞西ベルヌに於ける演説

ベルヌに於ては、瑞西大統領は、左の如き演説をされた、此の演説は瑞西の人道國としての廣告であつて、他の國々のとは、大分趣が違つて居つた、中立國である所から、外交的の辭令が薄いことを見受けた。

## ベルヌに於ける大統領の演説



「余は我等の中に、日本赤十字社の代表者を歓迎するを頗る欣快となす。

我等は戦場に於ける不幸なる負傷の苦痛を緩和するが爲めに擧げられたる叫は、初に瑞西に起りしも、此の聲は世界各國民の爲に迎へられ、終に至大の發達を爲せし事を忘るゝ能はず。伊太利戦争の際「アンリー、デューナン」は事實を目撃して一書を著し、終に之れより赤十字は生じたるなり、彼は彼の主張せし事業が、世界一般のものとなるべきを疑はざりしものなり。

今日世界を荒廢せしめつゝある悲惨の戦争は、瑞西の爲に、赤十字の生ぜしめたる理想を更に奨勵し、新に人道の精神を生せしめざる可らず、瑞西は之が爲めに全力を注がざる可らずして、中立たるの地位は之れを完ふするの特權を有す。

余は日本國民政府及人民が、赤十字事業に盡力せらるゝを知る、徳川公爵と云ふ名家に屬する人が、赤十字を代表せらるゝは即ち其の明證なり。

瑞西は閣下の訪問を受けたるを大なる光榮とす、我等は赤十字の産地たる瑞西を、閣下の記憶に残す事を矜とし、而して閣下のし瑞西に於ける旅行が、赤十字に關する我等の努力を詳知せらるゝに至らん事を望む。

余は日本皇帝、日本人民及日本赤十字社員の爲めに杯を擧ぐ。(九月二十一日)

### (六) 白耳義總理大臣の挨拶

アールに於て、白耳義の總理大臣は、我一行に向つて左の如くに述べられた。

「白國は條約に基き正義の爲めに參戦したるものにして、敵の何國たるを問はず、最初に中立を侵して進入せしものに抵抗す可き考なりし也此點は神聖なるものと思惟す、尙又此點が英米參戦の連鎖となり、今日、日本赤十字社より御見舞を受けたることは、傷病者の喜びは勿論、余の如き健康者と雖も、精神的の慰を受け、悅を禁ずること能はず、更に日本のサイベリヤ出兵を聞く、此事なくとも、吾人最終の勝利は疑はざるも、此一事を聞き、其感を深ふす、是非とも聯盟國は、共同の敵たる獨國を破りて永遠の平和を得ざる可らず」

### (七) 瑞西に於ける徳川公の最後の答辭

瑞西に於て公爵は最後の演説として、左の答辭を述べられた。

「閣下並に諸君、余は貴國名士より御手厚き歓迎を受けたる事を深く感謝するものなり。

余は日本赤十字社員二百萬人を代表して、我が聯盟國赤十字社に對し尊敬の意を表せんが爲に歐洲



に派遣せられたるものなり。

余は常に平和の幸福を享受し、正義人道を尊重しつゝ、ある貴國を訪問せる事を非常に欣幸とす、實に赤十字の人道的組織は、世界に著名なる大博愛家「アンリー、デュナン」の主張に由つて初めて世に産れたるものなり、貴國は實に人道の國にして、余は深く之れを敬す、余は遠く日本より貴國を望み、貴國及貴國民を敬慕したるや久し、而して今現に此地に來り、貴國が赤十字事業の爲めに全力を傾倒せられつゝ、あるを見、余は貴國民に對して尊敬の意と感謝の念とを捧ぐるものなり。余は各國の赤十字事業に關する大活動を仔細に目撃調査したる後ち、余は其の事業の偉大なるに感歎し、而して諸君、余は各國民の目的たらざる可らざる人道主義の大精神、即ち是れ瑞西國の大博愛家によりて提言せられたる所なる此大精神の勝利の確實なる事を信じて疑はざるものなり、余は大統領閣下瑞西國人民並に瑞西赤十字の爲めに杯を舉ぐ。」

各國の代表的人物は、如何に徳川公の戦時中の任務を眺めたかは之れにて明白にされる、即ち唯單に赤十字の人道的使節と云ふ部面的のもの、みではなく、日本國民の代表として、徳川公を歓迎し、徳川公を通して、日本國民に敬意を捧げたものであつた、徳川公の渡歐は人道的に又國民的に重大の意義を有したのである、以て徳川公一行の任務の重大なりしことが察知せらるゝであらう。二千五百年

來初めての事業であつたと云へる。歴史上に記明せられざる可らず。

## 五 徳川慶久公に對する余の追敬

徳川公は、氣品高雅、聰明英智、威儀自ら備り、修養に因る謙讓の美德も輝き、膽力も備り、用意は周到であり、親み易くして冒す可らざる資質を有する一人才であつた、人物として、貴族の中に、同公と並び得る人恐く稀なるべしと余は深く敬慕した。

太平洋上、一日余に云はるゝには、「此行を以て大動亂の列國を研究し、向後日本帝國の爲めに身命を盡すの修養となさんとす」と、公は此期待を以て、赤十字の人道使節として列國に趨かれたのであつた、愛國心の極度に高潮して、有らゆる青年は、皆な國の爲めに軍に走ると云つた時代の米國を視察せられ、歐洲に於ては、生死を度外視して、擴古の大戦争の實況を踏査せられ、到る所に帝王大統領大臣名士と握手談笑して、世界の人物の心鏡を洞察し、生きたる學問は、數ヶ月を以て、充分に修得せられたのであつた、公は必ず後來尊むべき活躍を日本の政治界になさる可しと余は信じて居つたのであるが、公の天命不幸にして長からず、詢に遺憾深しとなす所である。

公は一日余に云はるゝに、「我が父は、一日余に向つて、汝は如何なる學問を帝國大學にて修めつゝ、



あるやと問はれし故に、曰く憲法、曰く民法云々と、順次に學べる學課を算へ立てし所、我が父曰く、「大學教育とは、左様な局部的のものであるのか、男子世に立つには、宜しくモット大局的活學を志せ」と、慶喜公は流石に一代の人物であつた事が、此の教訓事によりて、余には窺はれたのであつたが、慶久公の志さるゝ所は、此の大局を達觀して、帝國の一大人物たらんとせらるゝ事にあつた、之れ余が公に伴ふて窺知することを得た所である、惜しい人物であつた。

任務終へて、佛の里昂に來られし折、公は不幸にも當時流行のスペイン風邪に罹られた、急ぎ公を寢室に問へば、熱は甚だ高く、余は大いに心に憂ひた、即ち佛人の醫師を招きて、診察を請ひ、食事其他に細心注意し、公はホテルに安臥せられて、幸にして大事に至らずして平癒せられたが、公は死生を度外視した人であつたが故に、公自身は安心立命頗る安靜で居られた、甚だ危険なりし大西洋を渡らるゝにも、何んの逡巡も有せられざりしこと、前述の如くであつた、公は米國にても、初めより頻りに飛行機に乗らんと望まれた、余は萬一の事ありては小生の任務上申譯立たず」として、常に引止め申したが、伊太利にては、余には何の御相談もなく、飛行機に突如として乗られた尤もローマに於て、我等一行は、既に飛行船にも乗りて、一時間以上空中の人たる經驗は有して居たのであつた、公は伊太利將校と飛行機に同乗せられ、機の離陸するや、片手を上げて、我等に面白そうに相圖せられ

たが、暫くにして機の着陸するや、「如何にも愉快なものだ」と云はれた、公の同乗を得たる伊太利の飛行機將校は、泣いて光榮として公に感謝した、公の爲せることは、わざとらしくなく、未識の外人をも感服せしむるものがあつた、伊太利の有名なるグラツパの嶮にても、塙軍より突然砲彈を雨下せられ、側の伊太利人は傷きしこと前述の如くである、公は其の大砲彈を拾ひ歸へられたが好い經驗と喜ばれた。

公は人に長たるの天資を有して居られた、情誼厚く、憐愛深く、何人も敬服せざるを得ない人格者であつた。

公は常に英語を以て答辭を述べられた、追々と習熟せられて、立派な應對ぶりとなり、國際的に活動せらるゝの準備は斯くして成つた。

公の任務を終られて、巴里に這入られた頃には、既に獨逸軍大敗して、五年の大戦も全く味方の大勝に歸し休戦となつた、余は此千歳の好時機に於て、巴里に留まられ、世界の政治上の動きを研究せらるゝ様、切に公爵に御勧め申したのであつたが、公は「佛語では何事も分らず縦令通譯の説明を得たところで、薄紙を通じて文字を読むが如き感じせられ、興味なし、英國に行くに如かず」とて余と別れて英國に渡られたのであつた、余は初めからの希望でもあり、此の未曾有の重大事件を研究せざ



るは、學問及國家の爲めに遺憾也と考へ、巴里に留つたのであつたが、倫敦から時々御文通を得るの光榮を得た。

余は其の翌年の八月即ちヴェルサイユ會議の終了する迄巴里に留り、陸軍と赤十字との両面より、重要な任務を授けられ、其の方面の事に付て終始盡力しつゝ、あつたが、赤十字よりの命により、八月巴里を去り、印度洋を経て歸途に就ける折、其の乗船は、偶然にも、徳川公の其の前に乗られたるものであつた、其折船員は余に告げて云ふには、「流石に公爵は氣品高く、修養の出來た御方でありました、如何に暑氣甚しくとも、何んの苦痛も感ぜられざるが如く、行儀好く船室の寢臺に休まる、のでありました、暑いとか、倦いたとか、食事がどうだとかと云つたような俗人の云ふことは、一度でも公の口より伺つたことはありませんでした」と、何人も公爵に接しては、「流石に貴族中の貴族也」との敬意を捧げざるを得なかつたのである。

今や十年前の一番を回顧して、公の英姿温容顔前に彷彿たるものがある、公の高徳と明智とを敬慕して、余としては追慕禁する能はざるところである。余が家は、徳川時代には、將軍の「側用取次」と稱する重要な職に居りしものであり、余の父は將軍家茂公に従ふて、大阪に出征せしこともある。徳川公爵に従ふて渡歐するに至りしは、偶然の事なれども、古を顧みて、公に對する敬慕は深甚なるものがあつた。

## 「附録」

### ロンドン條約の脅威

#### (一)一九三七年の國防危殆

##### (一)

ロンドン條約案第廿三條には、一九三五年に新に會議を開き、「現條約の趣旨を繼承し、之を遂行する新條約を作成すべし」とある、現條約の趣旨と云へば軍擴ではなく、軍縮に相違ない、之れを繼承し之を遂行すると規定してあるが故に、一九三五年の會議に於て、大巡を十對七にする主張は軍擴たる理由により全然望はない、潜水艦五萬二千トン七萬八千に増すことの望も全くない、總括十對七に増加する望も亦全くない、何人たりともロンドン條約を讀めるものならば、斯く解せざるを得まい。一九三五年の會議に於て、日本は屈服か、脱退か何れか一つたることを今日から明かに豫見せしめるやうに條約は出來て居る。



## (二)

同條約第廿三條には特に、「各締約國の態度に何等影響することなし」と規定してある、各國間の明約である。其れであるから、之れは「日本の留保」ではなく、「留保」と宣傳せしは誤りか又は偽りである、従つて日本のみ自由あるのではなく、各國に自由がある、其の自由とは、軍縮としての自由であり、軍擴の自由ではない、是故に米國は此の條文に基き、自國の權利として、日米の海軍力を、一九三〇年の條約にて定めたるより以下の率、即ち十對六又は其以下となすべきを主張せざるを得ないであらう、ロンドン條約は斯くも米國の爲めに利益ある規定が日米の合意を以て挿入せられてある、其故に、日本全體から見れば、何の爲めに、日本の新聞は、當時に全權及外務省の所謂此の「留保」を、矜り氣に中外に傳へたのだから、サツパリ理由が分らないのである。

## (三)

一九三五年の會議は、日本としては、従前通りの「協調主義」にて追隨するか、又は佛伊式の「自主外交」に目覺めて、會議より脱退するかとの二つの中何れかを選ばざるを得ない、假りに自主を擇む

ものとして、然らば如何なる事になるであらうか。追隨せば無論永遠に十對六又は其以下となる。

## (四)

ロンドン條約案第二十三條には、「本條約は、一九三六年十二月卅一日迄有効とす」とある、然らば、一九三六年十二月卅一日迄は、日本は一隻だに大巡新造の權利はない、之れに反し、米國は同條約十八條に依り、一九三七年一月一日には、二隻完成し、同年十二月卅一日には九分九厘迄一隻竣工せしめ得る權利があり、一九三八年一月一日には、三隻完備し得、茲に十八隻の新式大巡は出揃ふのである。之れ東洋への脅威である。

## (五)

日本は、一九三七年一月一日より、周章して、或は憤然として、新艦の建造に自由に從事すること、した所で、一九三七年中には艦船は一隻だに竣工せしめ得ない、一九三八年中にも、六ヶ敷いのである、潜水艦でも二年はかゝる。

此の間の日米の海軍關係は、十對六である。而して潜水艦は不足すること二萬數千トンである、六



を以て十に對抗するの至難なるは、古來の海軍戦史が科學的に證明する因果關係である。然らば、一九三七年は絶対に日本の國防は危しと云ふべきである、何人と雖、此の期間、假令短しと雖、日本の國防は憂ふ可きことなしとは敢て云ひ得ない筈である、今の當局の政治家でも、其の與黨の人でも、反對黨の人でも良心ある人であるならば、此の「國防危殆」を認めざるを得ない筈である。此の一大欠點明白にあり、之れを知らざるは迂てあり、之を知つて、尙ほ此の條約の無條件成立を主張するは、人民八千萬人の生存を顧みざる冷酷の人と云へる、皇國に忠誠の人とは何人も敢て云ひ得まい。

## (六)

此の欠陥は海軍に關する欠陥である、海軍の欠陥は、空軍の一大擴張を以てしても、到底完全に補ふことを得ない道理であり、専門家の説明を待たずして明白なる事理である、恰も海軍の代りに、陸軍を使用せよとの非常識の一笑に附せらるべきと同じである。危険なる哉一九三七年の我國防は、然かも此の一九三七年は東清鐵道條約第十二條（支那人は此の條約の存在を主張す）に基き、「滿鐵回收の權利あり」との口實を與ふる外交的危機なるに於てをや、詳論は別にあり、此争なしとは何人も斷

言する能はず、切に此の一大事を眞面目に考慮せられむことを八千萬の國民全般に祈る。

此の條約を成立せしむれば、日本は危く、此の條約を成立せしめざれば危しとの事情は一もなし、國民は容易に向背を決し得る、ロンドン條約は、日本の爲めに又世界の爲めに平和を紊る。

ロンドン條約は人民負擔輕減の爲めなりとの漫論はあり、去り乍ら、未だ久しきに亘りて其の具體案は當局も示さず、政黨も示したることなし、唯單に空想として輕卒に傳へらるゝのみ。

ロンドン條約は未だ案に過ぎない、約束ではない、従つて國際信義の問題など生ずる餘地なし。

ロンドン條約は世上周知の如く、空軍の擴張を必要とし、空軍の競争を日米間に生ぜしめる、之れ明に軍縮にあらず、又軍備の競争停止とならず、反對の事實生ずる、軍縮論者は自己を欺くや。或は自家撞着を知らないの乎。

## (二)十對六の永遠承認となるに注意せよ

## (一)

ロンドン條約案は、樞府精査委員會の如何に拘らず、國民八千萬人の運命を制する問題として引つ



懸かつて居る、輕薄な記者連の御用提灯などは、眞面目の人民には、唯だ野狐火の如くに見えるのみだ。

## (二)

ロンドン條約案第十八條と第二十三條との解釋から出る結論は、一九三七年には、日米海軍は「十對六」となると云ふことである。之れ敵も味方も明記せざるを得ざる事態也。

## (三)

一九三七年一月一日から、大勢に目醒めて造艦を初めるものとして、日本が二隻造れば、米國は少くも二隻は造るに定つて居る、そうすれば、依然として十對六だ。之れで引續き通せば永遠の十對六となる、若しも、米が三又は四隻を造ることになれば、十對五以下にズル／＼と落ちて行く、米國としては、これはお易い御用也。日本人は考へて見よ。

## (四)

十對七でも、十對六、五でも、國防は安全也との世の無定見論は問はないとして、「十對六にても國防は安全也」とは、誰が敢て云ひ得るの乎。十對六以下となつたならば、常識あるものならば何人も戰慄なしには、此の危険事には對し得まいではない乎。

## (五)

ロンドン條約案は、斯る危険性を本質的に帯びて居るのだ。若槻氏も「今回の條約にして、將來久しきに亘る事態を律せんとするものなるに於ては、日本國民は、其國防に關し不安の念を抱く事なきを保し難きも云々」(外務省發表公文)と公宣して居る、一九三七年以後必然に久しきに亘りて、十對六又は其以下に落ちるやうに巧妙に作つてある條約案は「日本人として不安也」と云ふのが當然なることを、右公文は、我國にも公示して居るのである。不安は内閣の公認也。

## (六)

危険なるロンドン條約案を、此儘無條件に通過せしむれば、一九三七年以後の國民は、死地に陥る、人情ある人ならば、之れを救ふの計を立つるのが、當然であり、否決も適當の聲であり留保附批准も



不當の論でない。此儘の通過を臆面もなく喜悅して唱へるなどは、日本人を見殺しにする背徳也と云へる。理論は我等に斯く教へる。

(七)

日本八千萬人を亡ぼして、皇國に忠也と云へるものなるかを、彼等無條件可決論者は、日本國民に答へるの義務がある。

八千萬人は一切の黨派心や感情を離れて、此事を議し、此事を決すべきである。國民存亡の重大事たるが故である。

昭和五年十月十八日印刷  
昭和五年十月二十日發行

定價壹圓五拾錢  
送料十二錢

著作  
所有

著者 蜷川新  
發行者 東京市外駒澤町駒澤大學内  
光山百川  
印刷所 東京市外代々木一五七〇  
文化商會印刷所

發行所

發賣所

東京市外駒澤町駒澤大學内  
駒澤大學出版部

東京市外代々木一五七〇

代々木書院

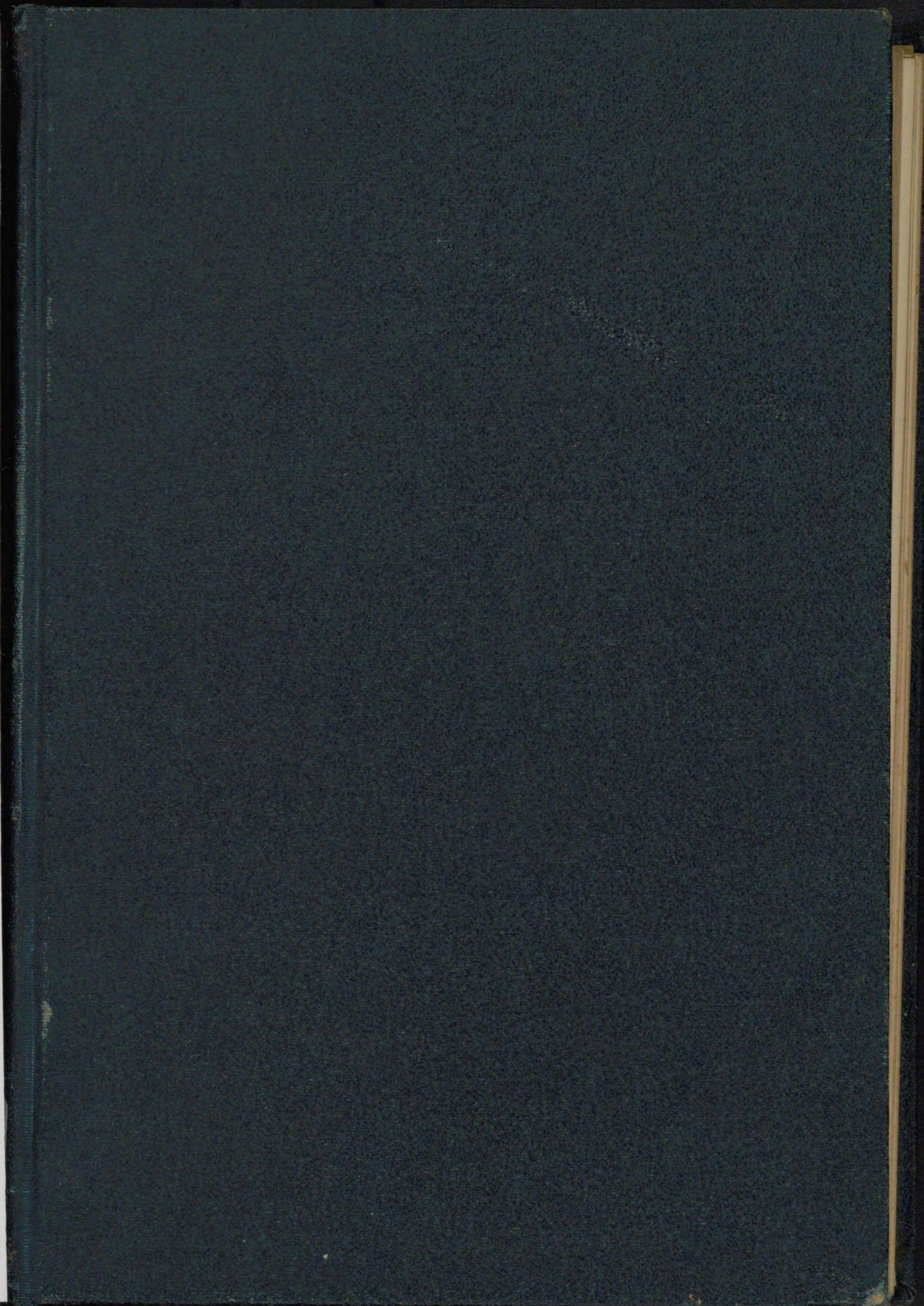
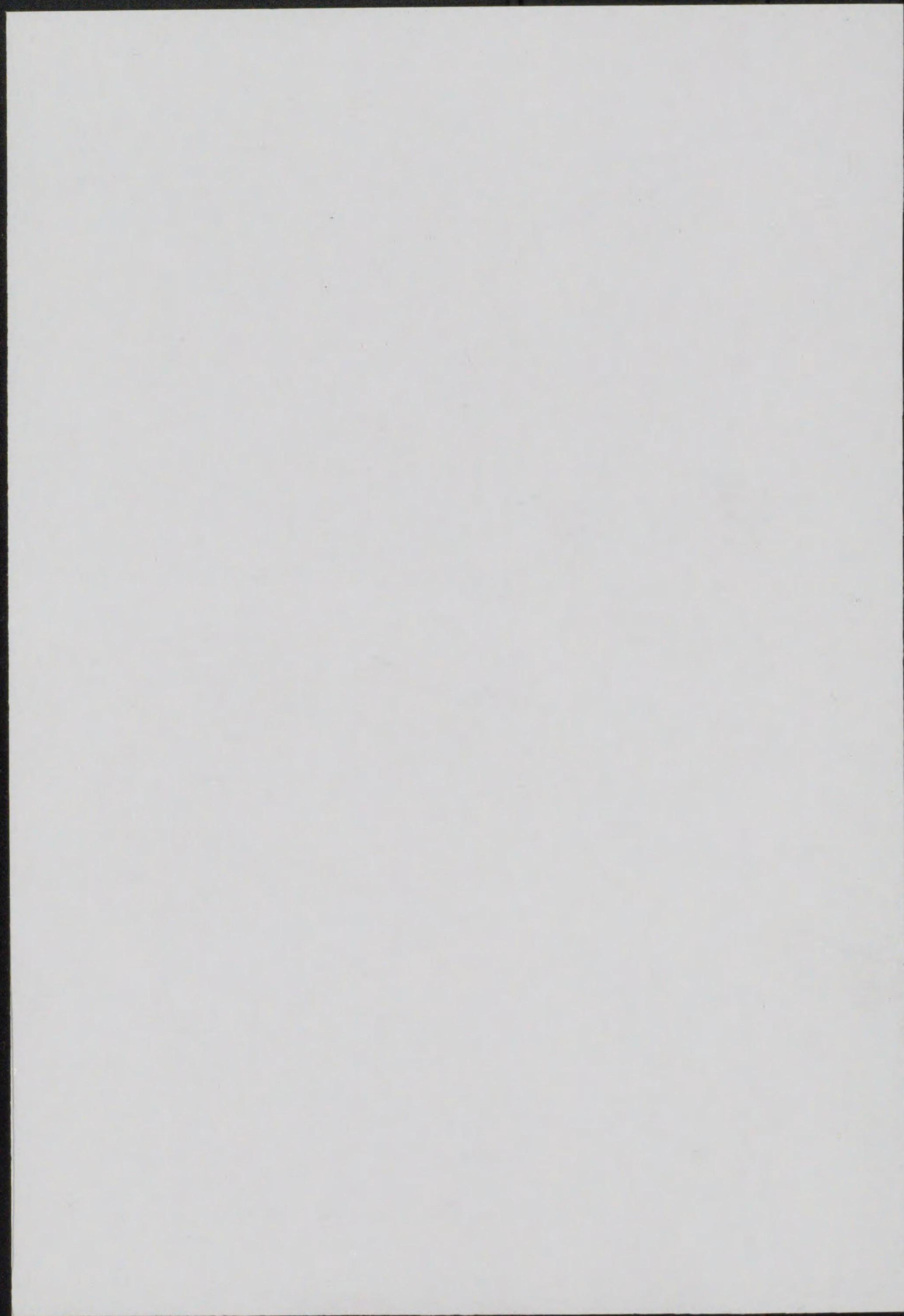
振替東京七六〇一九番  
電話四谷一〇五一番



586

370





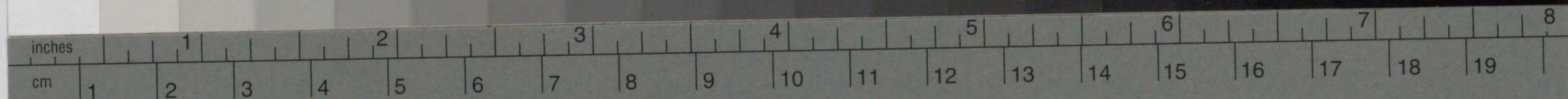


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

**A** 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

